

第五の名田百姓村とは、由緒正しい家柄又は其の他の有勢者が、藩主に請うて其の地の開墾の特許を受け、數人又は十數人の百姓を引具して其の地に入り、自ら企業者の地位に立つて近郷の百姓をして開墾の業に當らしめ、開墾成就の後は、其の企業者は其の村長と成ると共に、地主たるの地位を得、村人たる小作人は、永小作者の地位を得たものが尠くない。栃木縣河内郡古里村に一地主があるが、其の人の手記に曰く「小家の小作地は田畑・山林・宅地數十町歩を一區域内に他人の持地なく一面に所有し、其の中央に自家四隣に小作人の住宅を構へ一部落を爲し、小作人は祖先以來十數代の間主従の縁故を保ち、小家に隸屬し専ら所有地（自分の）のみ耕作し生計を營み居り、今日に至る迄若干の工夫馬役を勤め、地主の墓地に累代の墳墓を建て本宅と呼び、小作人を内の者と稱し云々」と、是即ち名田百姓の最もよき事例にして、この種の村は諸地方によく見得るのである。唯記憶せねばならないのは、名田とは中世の大名・小名に關聯する語で、中世の頃には名主は必ず其の地名を以て姓とし、或は田中名とか或は佐々木名とか云つたものであるが、徳川時代に至れば斯る系統の連綿たる以外の所有地をも亦名田と稱へ、土地賣買證文や小作證文には「右貴殿名田」又は「右貴殿名畑」の字が使用せられて居るほどであるから、徳川時代の名田の性質と中世の名田とは、其の性質を異にし、實質變りて名のみ残れるものと云ふべきである。

第六の古代成立農村とは、前記五種の種類に屬しない村であつて、而も其の來歴の甚だ古いものが、幾内地方には特に多く存在する。此の種の村も其の根源に遡れば、矢張り一種の新田村には相違ないであらうが、其の成立の年時餘りに古くして、紀元の尋ね難きものがある。而して其の最も古きものゝ内には、班田制實施前より傳はり來れるものもあるであらうが、夫は單に斯くありしならんと推察するのみであつて、歴史上からも地理上からも、明かに其の根源に遡りて尋ね得られはせぬけれど、事實に於て此の種の村は、其の數に於て全國に甚だ多いのである。

以上私は近世に於ける村落の成因に就きて、六通りの分別を試みたのであるが、斯かる雜様なる成因を有する村落は、其の具ふる種々なる形態によりて、又幾多の種類に分けることが出来る。

村落の種類分け方としては、或はその存在する地方の地理的形態に従うて、山方村落・里方村落又は浦方村落とすることが出来る。山方村落とは山間部の村落であり、里方村落とは平坦地の村落、浦方村落とは海岸地方の村の謂である。或は又その村の形状に従つて、沿道村落・圓狀村落・階段村落・參雜村落・散居村落及び田莊村落とすることが出来る。沿道村落とは道路又は河川に沿ひて建てられた村であつて、多くは長く狭き形の村である。此の沿道村落中單に河川の岸に沿ひたるものは別として、道路に沿ひたるものは後に到り、或は町となり市となる可能性を有するものである。圓狀村落とは神社又は佛閣を中心として成立



する村によく見得る所で、寺百姓村或は豪族屋敷村などは大抵之に屬する。階段村落とは山多き地方又は海岸にして、勾配急なるか又は水害の恐ある地方の住民が、山腹に村を建てたる場合に見る所である。參雜村落とは最も普通なる村落の形成状態であつて、其の山間地なると海岸地なるを問はず、同一の家業に従事する百姓が、相寄り相集まりて村を形づくれる場合を云ふのであるが、日本の各地の村落は、主として此の種の村落に屬する様に思はれる。散居村落とは人家が此處彼處に點在する形を云ふのであつて、新墾地方に多く見得らるゝ所である。田莊村落とは一豪家の四邊に小農の住居する村の謂であつて、彼の名田百姓村の如き、又豪族屋敷村の如き之である。斯くの如く村落は其の觀察する方面により、種々なる類別が立てられるのであるが、其の種類の異なるに従つて其の村落内の社會生活の上に、種々の影響を及ぼすに至るのである。

## 第二章 村の住民

徳川氏は、其の財政政策上國民經濟上大いに農業を重んじ、一方に於て農民を保護すると共に、他方に於ては武士の生活に要する資源を徴せざるべからざる必要上成るべく多く農民より貢租を上納せしめんとしたるが故に、全國の村落は、原則上之を農民の住居地域となし、

農民以外のものゝ混住を喜ばず、隨て又各藩同様の政策をとりたる模様であるが、只特別の事情のある場合に限り、村々に郷士を置き、又一般に村民の信仰生活の指導者として、神官・僧侶をも居住せしめたのである。斯くして當時村落に住居せしものをば大別して五種とするを得る。其の一は郷村在住の武人たる郷士、二は村方役人たる庄屋又は名主等、三は農民、四は神官・僧侶等、五は穢多其の他の賤民である。右の内郷士は、郷侍又は地侍とも云ひ、郷村に在住しながら武士の品格を保つを許された輩である、郷士の種類には色々あるが、彼の薩摩・土佐に於ける如く、一藩の制度として置かれた郷士もあれば、或は古來からの家系を認められたる土地の名族たるものもあり、又は徳川時代に至つて、新田開發又は水利工事に盡力した功勞を以て郷士に取立てられたものや、金を藩主に納めて苗字・帶刀御免を許された郷士もあるが、郷士は決して全國到る處に之を置いたと云ふ譯ではない。薩摩や土佐は別として、郷村に在住した武士は甚少かつた。蓋し徳川幕府の治村方針としては、武士は之を農村に住居せしめざるを本旨としたのである。地方凡例録にも「御料所にては何程由緒正しく、先祖は高貴の末葉たりとも、民間に落ちては苗字・帶刀決して不相成、勿論何ぞ譯ありて従公儀、苗字・帶刀永々御免除か、或は其身一代御免除の百姓は申に不及、前々より正しき出所有之、右之者有之ば御代官引渡し、節姓名相直し、帳面に仕立て何々の家筋を以前々苗字・帶刀仕先支配より申送り等も有之段、演説書を以て引渡す郷村請取りたる上、其段勘



定所へ相届くる也。當時士官の者村方へさし置不相成、又浪人にて、村方に假に住居致す者も、宗門帳に加ふれば武士の浪人たりとも、決して苗字・帯刀は不相成こと也」とある位で、其の曾て豊臣秀吉が全國に亘りて刀狩を行ひ、農民にして刀を帯びるを禁じ、徳川時代に至れば、單に一種の表彰法として帯刀を許すに止まりたるものであるから、其の頃に於て武士の土着する者は、特別の地方を除けば、其の數の甚少なかりしことは之を想像するに難くないのである。第二は村治機關たる村役人であるが、村役人とは庄屋・百姓代・組頭・又は横目を指すのである。庄屋は村治上の主長であつて、一村の政治は一に庄屋の主る處である。庄屋とは主として關西地方の呼び方であつて、關東地方では名主と云ひ、北陸地方では十村又は肝煎とも云ふ。此の他の村役人たる百姓代・組頭又は横目は村治上庄屋の輔佐役として置かれたものである。第三は農民である、農民が村落構成上の主體であつて、政治法一に農民を客體として行はれしものなることは、云ふ迄もないことである。第四は神官及び僧侶であるが、神社や寺院が村落の發生と尠からざる關係を有する以上、之を主宰する神官・僧侶が、農民に特立して一種優級の地位を保つた事は、今更云ふ迄もない。蓋し神社は古來日本村落の成長と離るべからざるものであり、又佛教が徳川氏の宗教政策上公認の宗教であつた關係上、此等の祭事及び佛事を司る神官・僧侶が、村内に重んぜられたことは云ふ迄もない、而して此の神官及僧侶は農業生産者の集合體たる各村落の内に、獨り其の存在を公認せられ

た消費者階級であつたのである。第五は賤民であるが、當時の社會より卑賤視せられたる穢多・非人・其の他の賤民は、決して必ず各村に在住したと云ふ譯ではないが、彼方此方に群居して居つた模様である。常時の社會習慣上此等の賤民は、普通の村民と對等の交際が出来ずして、遙かに低い地位で社會生活をなして居たが、藩によつては特に此等の賤民の爲に、新に部落を建設せしめた例もある、加賀藩五代の藩主によつて建てられた、其の國河北郡瀧端新村の非人村の如き、杵嶋郡須古村字牛田の三角屋敷の如きは其の著しきものであらう。

以上は大體から見た村落住民の種類であるが、其の中にあつて最も大多數を占むる者は農民で、其の他の階級にあつては、郷士でも村役人でも又賤民でも、其の數は微々たるものであつた。殊に郷士に至つては其の數甚だ尠く、假令あるにしても一處に偏在して居つたから、其の名前すらも知らぬ地方が多かつた。又村の住民のことを考ふるに當つて當然思ひつくことは、村々に商人の住居することを許したるや否やと云ふことである、原則としては村の内に商賣人の住居することは許されなかつたのである。既述の如く各藩財政上の根源は農業であり、農業生産に従事するものは農民であるから、農業に従事し得ざる商人の住居を許さなかつたのは當然の理である。現に肥前の鍋嶋藩では、曾て農村在住の商人を村から追ひ出したことがある。又徳川幕府が享保六年に發したる觸書の中に「浦方、山方、かせき候事は格別其外は在々有來り候もの外は諸商賣停止の事」とある如きも、村落内に商賣人を住居せ



しめざりし政策の一端と見るべきであらう。

鍋島直正公一代記に、農商分離に就いて

公は支那齊の管仲が首唱したる士農工商其居處を異にするの法により専念其業に務めしめむが爲め、農商を分離せしめ、郷村の街道筋を除く外、隨處に店を張りて賣買するを禁じ、農村の日用品は行商の觸れ賣に止めしめらる。但し偏鄙の寒村に半農半商の生活は、強て制裁を加へられざりき。

と記されてゐる。時に直正公は三十一歳で、弘化元年のことであつた。

### 第三章 新田・新開とその地名

本篇は昭和十一年三月、石田龍次郎氏が「地理學の研究」に寄せられた論文である、参考となる點が多いので拜借掲載する。

(一) 問題 現在の諸現象は、過去に集積せられたものゝ總結果であるといふことは、事新らしく説くを要しない事であらう。故に一聯の發展過程をもつ現象の現在の斷面を取扱ふ場合には、其過程中に於ける状態に無關心であるのは、正しい態度ではないと思はれる。

次に地圖はその記載の性質上、主として地上の現在の斷面を示すものである。依つて特殊の場合及び事象を除いて、地圖はそれのみにては、現在の諸現象を特に一聯の發展過程を取扱ふに缺くる所ありと言はねばならぬ。

以下本篇の目的は、右の事柄を明かにするに在る、これが自ら與へ、自ら答へんとする問題である。

そこで取扱ふ事柄を聚落の名前にとり、聚落の中でもその新らしいもの、即ち新田・新開の地名にとつて述べてみようと思ふ。新田の地名が、如何なるものであるかといふ風なことは、地理の研究上として重要なことではないかも知れないが、それは問題ではないのである。

(二) 所謂親村と子村との關係 茲に所謂親村・子村といふのは、皮相的に凡て甲村と甲村新田とあれば、これを親子の關係にありと指す。かゝる論者は更にこれを分けて、(イ) 甲村新田の人口は甲村より移住した、即ち甲村新田は甲村の開拓であるとなすもの、(ロ) 甲村新田は甲村より後に開拓された、即ち單に村の新古を示すものゝ二とする。

(イ) の甲村より甲村新田に、人口が移動したといふのは、例へば左の如きものである。  
深大寺新田、享保申深大寺村より開きしなり、(新編武藏風土記 稿、多摩郡の部)

併し全部がこれでないことは、武藏野新田の冒頭に「この新田の村名となせる所は、開發せしものゝ氏名、或は其村を以てせり」とあつて、多摩郡では開發者の氏名をとつたもの、



十に對して本村の名をとりしもの、即ち甲村より開墾して、甲村新田とせるもの三十である。更に左の例が甚だ多いことは注意しなければならぬ。

上矢部新田(注)古は相模野の内なり、延寶三年江戸の商人相模屋助右衛門といふ者開墾し、上矢部の接地なれば、これを村名とす(新編相模風土記稿、高座郡の部)

昔此所は捨濱にてありしを、近郷出屋して次第に大村となりて、今は出村と呼也、大念寺村近き故、大念寺新村と本名す(能登名跡志)

(注)、古く田中啓爾氏は、この上矢部新田をはじめ、相模野の新田・新開を、凡て「境川谷の親村よりの移住聚落」であると書いて居られるが各々について調べた上で、今日では訂正を要するものもあらう。(地理學評論、昭和二年)

又「村名之由來御尋に付書上申候(前田侯爵家尊經閣文書)」といふ、元祿十四年の寫本に、次のやふなのがある。

安宅新村、此村之儀七十ヶ年以前濱佐見村之者共より、安宅村領之内、新開仕度旨奉願候處、願之通被仰付候ニ付、安宅村領に引越村を立申候故。安宅新村と村名付申由承傳申候、年號慥に覺申者無御座候。

文中濱佐見村は今濱佐美と書くが、これは元祿十四年から七十年程前寛永の始めのことで、新開した場所が安宅村領内だから、安宅新村と名付けたのである。これは新開獎勵の目的から、居村に限らず、他村の領内にても、見込によつて願出で「開次第可遣者也」とせられたからである。同書にまた、

高堂新村、此村先年迄は八反田村と申候處、八十ヶ年許以前、百姓共不殘缺落仕、跡高二口村百姓共の内え被仰付支配申候、右ニ付高堂村領之中にて御座候ニ付、其節より高堂新村と村名替り候由承傳申候、年號慥に覺申者無御座候

即ち元の村名、現在支配の村名に拘りなく、之も亦その領内だからその村の名を冠したものである。以上によつて判断せられる如く、甲村と甲村新田とを以て、何等の考察もなく、直に所謂親村子村と稱して、人口の移動があつたものとするのは正しくない、人口移動の方向などは、地圖上の地名によつてわかるものでなく、史料に俟つより外に致し方がないのである。(もし兩者間に人口移動ありしものと「假定」すればといふ様な態度は、聚落研究に於ては何の價値もないことは、改めて説くまでもあるまい)

然らば甲村と甲村新田とあれば、この間の人口移動如何は論ぜず(ロ)の如く甲村あつて後に甲村新田が開けたといふのは如何、武見芳二氏は本紙前二號に於てこの態度をとつて居るが、これはこの點のみに關しては間違のないことであらうと思ふ、然しそれだけで親村子村と稱することも疑義が多いし、又次の諸條件も考へられねばならない。

(三)新開は村名から判断し得られるか 別の言葉で言へば新田・新開は、必ず新と出とがいふ字を村名のなかに持つてゐて、一目してその新開なることがわかるものであらうか、例



へば少くとも徳川時代の新開が、必ず又は大抵、新田・新開・新村・出村等の名を有するとすれば、現在の村名帳だけで容易に新開の所在がわかる筈であるが、これは各地方の習慣にもよるが、そうでないのも多いやうである。一二の例をあげるならば、津輕氏九世寧親は、墾田に力を注ぎ、その一代享和より文政に至る約三十年間に、新田二十八ヶ村三萬八千餘石を開いたが、その村名中、新村又は新派の字のつくのが六ヶ村、餘りの二十二ヶ村は村名から新田なりとは判断されぬ、尤も下〇〇村とつくのが、その内六ヶ村あるが、これは必しも新田なりと判断されぬことは、次の例に見る通りである。

(註一) 例へば群馬縣山田郡・新田郡の岡登水利組合は、寛文二年より十二年迄に、二十四ヶ村の開拓新田を作つたが、それは全部新田の村名を有してゐる。農林省農務局、舊藩時代の耕地擴張改良事業に關する調査、三四七頁参照

(註二) 同書、五六頁参照

舊加賀藩についてみるに、藩政當初の新開にして面積大なるを、本村より距離隔りたる枝郷出村は、明曆・萬治・寛文年間に多く一村立となつたが、貞享元年の郷帳から新開として枝郷となつてゐるものは、例へば山崎村枝郷・山崎新村の如き一五、甲村枝郷が乙新村であるもの、例へば川口枝郷北野新村の如き一九である。即ち新田新村といふ村名のつくもののみを、新田と考へることは非常な危険であること、共に親村・子村といふこともそう簡単に名前だけから使へないことを示す。

又次に同郷帳のうちで新開村で、上又は下のつくものを擧げると、

上田上村枝郷・下田上村(河)・上川合村枝郷・下川合村(羽)

の如く、下の字のつくのが、新開であるのがあるかと思へば、

下辰巳村枝郷・上辰巳村(石)・曾根村枝郷・下曾根村(鹿)

の如く反對のものもあつて、上と下と何れが新開なりやは、史料によらずしては断定出来るものでない。

(註一) 小田吉之丈、加賀藩農政史考、五〇八頁以下参照

(註二) かゝる後者の例は、武見氏の論ぜられる新潟縣下にもあることは、前記農林省の書にも見える

(四) 新開には種々の時代がある 歴史は一つの流れであつて、新開がある時期にのみ起きた現象ならば、餘程簡單であるが、新開を齎らした社會的・經濟的・政治的諸要因は、時代と共に變りつゝ然も屢々起つたものである。故に興屋京田は古い時代の新開とすることはとにかく、新田が大に起つた徳川時代にも、初期もあれば中期・末期もあることを忘却出来ない。

(註) 庄内地方の興屋についての、長井政太郎氏の調査によると、興屋聚落は慶長・元和の開拓が多いやうであるが、五十四ヶ村の中、慶長・元和・寛永に記録なく、正保圖にも記載されぬもので、過去帳・檢毛帳・水帳等古記録の發見し得る最古の年代は、明曆二、寛文一、元祿二、享保一、元文一、明和二、それ以後四の十三ヶ村である。古記録のないことから、必しも村の所在を否定し得ぬが、村名だけで判断すべきでないことを示す。(山形縣郷土研究叢書、第三輯附録表、昭和七年十一月)



例へば新編武藏風土記稿の多摩郡總説に、

園郡合村四百三十三(中略)前に載する村は、今現存の數なり、此餘近世原野を開き陸田とするもの、俗に是を持添新田と號す、本村に隸して民戸なきもの三十一、民戸あるもの二、その新田の分合て三十三、正保年間改定の合村三百二十、元祿に至て再訂の時合村三百六十七(下略)

即ち三十三の持添新田、四十の武藏野新田、正保・元祿間に増えた四十七村、文祿・文政間に増えた六十六村を、同様に新開として取扱ふことは、特殊の場合を除いては妥當でない。又長井氏の右書目に庄内地方の新田村名に、新田とあるもののみの發生進化の別表がある。それによると發生年代は大略、元和・明暦間三八、萬治・貞享間二二、寛永・明和間二一となつてゐる。そしてこれらの時代によつて、開拓方法や開拓者が異なることを記してある。又一部分前項に述べたことを繰返すことになるが、これらの増加して行く村々が村名として、何時までも新といふ小字をもつてゐないことは、長井氏も庄内地方について書いてゐるが、武藏野についていへば、

小川村(上略)この村開闢のことを尋るに、小川九郎兵衛といへる人にて、郡内岸村に居りしよし、明暦年中御代官今井九右衛門支配せしおり、武藏野の内石塔が窪と號する所開發せし(んの誤か)ことを訴へ、御ゆるしを得て遂に其功なりぬ、小川某開きし地故、小川新

田と云しが、後又かの小川某の子孫、次第に新田を開きしかば、そこを小川新田と稱し、始めに開きし小川新田はその後、小川村と改められたり。(下略)(新編武藏風土記稿)

吉祥寺村(上略)當村開發は萬治二年のことにして、其頃までは此邊をたゞ札野と稱せしよし、開發のとき村民十郎左衛門と云ふが、江戸駒込吉祥寺に住せし浪士佐藤完右衛門・宮崎甚右衛門など相議し、此地へ來りて田畑を起し、皆此所の農民となり村落をなせしにより、元祿の頃は吉祥寺新田と呼しを、今は吉祥寺村と云へり。(下略)(前掲書目)

其の他連雀村・下連雀村・關前村・野川村等以前有してゐた、新田の名前を喪失したものは甚だ多い、小川村の場合の如く、更に新しいものが出來たためによるものもあるが、多くは「新に築き立たる地形」により「つき地と唱ふべきものを今つい地といふ」如く、新開なることをあらはに知らるゝを、嫌ひての唱ならんと土人いへり(前掲書目、多摩郡築地村の條)といふ種の心理も入つてゐることであらう。

**(五) 結 び** 新田とその地名について述べた諸項、即ち新田・新村等といふ地名は、必ずしも開墾者の來住の方向を示さず、又必ずしも親村・子村の關係がないこと、新田・新村の地名なくとも新開が多くあり得ること、初め新田・新村の名前を有するも、後には喪失するものがあること、新開には種々の時代があること等は、史料を少し取扱へばすぐに氣付き了解し得られることである。然るに地理學者には、極めて一般論的概念的考へ方をもつて、新開を



論ぜられるやうである。このことは單に新開や、その地名の事柄を離れて、本稿の初めに述べた「問題」に立ち歸つて考へて見るべきことである。即ち過去の集積の總結果たる、文化所産の本質を如何に把へるかの問題であつて、それを現在の断面からのみ理解しようとしたり、或は現在の断面からのみ理解し把握することが、地理學の任務・本質・方法論であるかの如く、自らを狭め、事實を歪曲して顧みないが如き態度は棄てねばならぬ、地理學を分布學或は形態學と解するが如きは、この一つである。

換言すれば地理學者にとつて、地圖の重要なことはいふまでもないが、更に史料・統計・觀察といふ諸事項も亦重んじなければならぬのである。特に史料についていへば、さうしなければ、文化所産の問題を取扱ふことは出来ぬと云はなければならぬ。聚落の如きは、たとへその形態であらうとも、史的考察なくしては意味をもたない。地理學における地圖の使用・讀圖の効果は大きいけれど、その能力の限界を知ることが必要である。これについては嘗て述べたことがあるから茲には繰返さない。

(註) 拙稿、人文地圖の讀圖に關する概論的叙説、地人書館地理學講座参照。

#### 附記

一、地圖の使用といふこと、本稿に於いては現行の地圖一つを指す、いくつかの時代の地圖を使用することは、史料の役割をなす。

二、本稿は昨年末その大綱を書いておいたのであるが、本誌前二號にのせられた武見氏の論稿を見て、特にその論旨をかへる要はなかつた。本稿に示した諸條件は、既に武見氏も述べて居るが、(前號五一頁)地形圖使用の根據に、幾何かの合理性があるかをまづ検討すべきであつた。あの目的の爲には同じく第二義的ではあるが、寧ろ越佐地名考等の方がより、穩當ではなかつたであらうか。

### 第四章 墾田とは

『名義』開墾したる田地をいふ、「ハリタ」とも訓む、山野を新に開墾することなり、即ち後世の新田開發、荒地開墾にて、上古の史籍に、新墾・小墾田・治田など見えたる即ち是なり、墾田に公私の二種あり、公墾田は、官より百姓に命じ、其の公食を與へて開墾せしめて以て官朝の田とするなり、私墾田は百姓に空閑の地、荒廢の地を賜ひ、自ら之を開墾して私有の田たらしむるなり。

『沿革』(上代) 仁徳天皇十四年大溝を感致に掘り、石河の水を引き、上鈴鹿・下鈴鹿・上豊浦・下豊浦四處の郊原を潤し、之を墾きて、四萬頃の田を得たり、孝徳天皇大化二年八月癸酉、詔して國國の堤を築くべき地、溝を穿つべき所、田を墾るべき間は均く給して造らし



めらる。

(奈良朝時代) 聖武天皇養老七年四月太政官の奏請に依り、天下に勸課して田疇を開闢せん爲め其の新に溝池を造り開墾を營むものには、多少を限らず、之を給うて三世に傳へしめ、舊溝池を逐うて開墾する者は其の一身を給ふ、之を三世一身の法といふ、天平十五年に至り詔し、三世一身の法は、期滿つれば官に收受するが故に、その期近きに至れば農夫倦怠して開地の荒蕪するに因り、三世一身を論ぜず、開墾せる者の永く私財とする事を聽し、受地の後三年に至るまで本主の開かざるは、他人に墾する事を聽さる、茲に於て人民土地を所有し私産と爲すこと、こゝに權輿す、然るに權門勢家其機に乗じ、恣に開墾し、百姓を虐げる者あるに致る、因て稱徳天皇天平神護元年三月勅して自今以後開墾を禁斷し、當土百姓一―二町の間は之を許したり、是れ勢家の横暴を止め百姓を救ひしなり、然れども、實際行はれざりしを以て、寶龜三年十月禁を解き再び開墾を許したり、茲に於て開墾田多く庄園増加したり。

(平安朝時代) 桓武天皇延暦三年十一月、諸國司の百姓の墾田を奪ひ、或は買ひて之を占有し、或は百姓の業を妨げて作田することを禁ず、嵯峨天皇弘仁の制、開墾すべき閑廢地を總計してその數を申して、その地主に課し、永く常地として耕種せしむ、若一年耕種せざれば、收めて他の申請する者に授く、その受地の人二年開墾せざれば、改判して再び他人に授け、遂に開墾の人を以て永くその地主たらしむ、清和天皇貞觀の年、墾田の後六年に及ばずして身死すれば、更に六年を延べて子孫をして耕食せしむる事とし、又受地の五分の一以上を開墾したる者は、悉く墾せずといふとも改判せずして其の者に給ふ、醍醐天皇延喜式制定の時、私墾田に公水を用ふるものは收めて公田と爲し、西海道管内の諸國は、當土の百姓にあらざるよりは、墾田を賣買し、及び田地を占め開く事を禁ず、而して此の開墾田は多く庄園となれるを以て同條を參看すべし。

(鎌倉時代) に至り政綱漸く弛び、其の墾する所、概ね人民の私爲に係り乃ち隱地となり、名田となる、文治五年源頼朝令を下し、東國不毛の荒野を開墾せしめ以て公私を益す、北條氏亦心を此に用ひ以て之を勸課す。

(室町時代) に至りて封建の形粗定り、各方隅を占め、騷擾寧日なし、間々開墾する者あるも、概ね人民の私墾にて、官其の事に與らざるに似たり。

(江戸時代) に及び、時昇平に屬し、山間僻地に至るまで開墾し、以て公私の所有となす、人民空閑の地、海川の寄洲・崩埋地・山方・芝原等の田畑になるべき所を檢出して、其の開墾を請ふあらば其の地の實況を點檢し、其の利害を勘査して害なき者は許す、之を見立新田といふ、其の成功の難易を量り、三年或は五年を期して、歛下年期を定め納租を寛假す、期滿ち地方熟すれば、本田畑に編入す、而して公私の間、或は紛議を生じ動もすれば罪科に罹



る者あり、故に之が方法を立て、各其の向う所を知らしむ。

(明治維新)に至り益々勸誘せられ、明治二年段別五町歩以下は地方の管轄にて處分し、  
以上は官に請はしめ、且つ開墾局を設く、三年に府藩縣管内開墾地規則を定め、明治十七年  
地租條例を定む(田制篇、大日本租稅志、法令全書)

### 第五章 原ハルと地名に呼ぶもの

佐賀地方では原を概ね「ハル」と發音してゐる。蓋し之れ墾田を意味するものである。下  
に此の地名を稱するものを擧ぐれば次の如うである。

- 【一】養 父 郡  
山浦村中原・大楠村原ノ古賀・幸津村中川原。
- 【二】三 根 郡  
姫方村川原・蓑原村中川原・原古賀村・市原村・江口村小松原・中原宿・坂口村荻原・津川原・屋形原村
- 【三】神 埼 郡  
上杠村原村・下杠村明神原・下藤ノ原村原ノ村・鹿路山婦津原・名尾山原ノ古賀・廣瀧山中原・一番ヶ瀬宮ノ上川原・  
横田村中ノ原・萩原村・目達原村・境原村・同宿・仁比山竹原ヶ里・三谷狸原・石原村・城原村・岩田村原。

同村からかふ原・尾崎村菅原ヶ里・小津ヶ里西川原・蓮池菅原・竹村柏原

- 【四】佐 賀 郡  
梅野山都渡城原・原・井手ノ原・名尾山籠原・西松瀬大ノ原・下小副川山大野原・上關屋下ノ原・川上村宮原・  
北原・金立川原田・權現原・大野原・來迎寺村若宮原・黒土原・徳永川原・西尾崎白石原・駄市川原宿・上高木村川原屋  
敷・平尾村菰原・川久保中原・原口・原ノ町川原田・西原・西淵下分菰原・今泉村菅原・高平東分柳原・野中草原・  
若宮原・城原町・木原村・嘉瀬西分村中ノ原・中原上村・中原下村・東原・平野村右原・大願寺村北原村

- 【五】小 城 郡  
八段原北原・南原・下熊川村中原・上熊川村湯ノ原・鎌原村・古湯村仁田原・中原宿村・吉原ヶ里・深町ヶ里名原村・  
甲柳原ヶ里・松原村・石原村猪原・上栗原ヶ里・下栗原ヶ里・散分村鷺ノ原・定原村・高原ヶ里・黒原村・上  
多久東ノ原ハル・西ノ原ハル・中多久砂原・小待村石原・粮原・多久原原口・牟田邊村石原・横山村堂ノ原・砥川村蒲原

- 【六】杵 島 郡  
上小田村檜原村・太原村タイナル・原田村ハラク・荻原村・上野村狩原・小野原村・東部村原・提ノ川村松原・上西山村原島・  
甘久村栗原・小楠村梶原・中野村原口・繁昌村山留原・積原・上瀧村小原・眞手野村姥ノ原・甲ノ原・梅ノ原・永尾  
村小原・鳥海村墨原・椿原・中原・三間坂村原中・阿三古原・鶴ノ原・上ノ原・船ノ原村・立野川内村堂ノ原・笹原・柳原・  
宮野村上原・今山村松原・西梅野村前原・石原・上ノ原・梅ノ原・東梅野村・柚木原村・高瀬村多げノ原・神六村原屋  
敷・小田志村白木原・宇土手村水無川原・姥子原・弓野原山・奥草野村原・永野村郷ノ原・内田村大野原庭木村圓所原・  
小野原村・川古村大野原・本部村百堂原・堤川村下ノ原・桃川村上原分・中野原村塔ノ原・牟田ノ原・原・金石原・町  
裏村石原・大河内村百度原コシキ・甕ノ原・九曜ノ原・小石原・山谷村湯田ノ原・大木村桑木原・下ノ原・曲川村舞原・佛ノ原・藏



敷原・上ノ原・下ノ原・楠原分・内皿山中野原町・外皿山上南川原山・下南川原山・脇野村平原・原下・上野原・南大久保村  
桑原・久原村原・北原・大野原村・伏原村・馬場下村原町・下久間村嘉古原・淺浦村猶原・原本・大殿分村川原村・  
高津原・北多良村河原

以上を一瞥するに、此の原の地名就中「ハル」と稱呼するものは悉く洪積地帯に屬し、その周囲の状況から見て殆ど開墾地であることは注目すべき所である。

### 第六章 野と地名に呼ぶもの亦開墾地に多い

地名に野と稱するものを縣内に就いて調べると、之亦相當あるやうである。即ち

【一】養 父 郡

山浦村古野・下野村

【二】三 根 郡

大嶋村大野・入野

【三】神 崎 郡

平松村梅野・釋野・薙野村薙野・鹿路山葉木野・服卷山頭野・ひらき野・一番ヶ瀬馬場野・小川内村大野・菩野新宿・  
吉野ヶ里・大野村・野目ヶ里・岩田村當野平・犬童村田藏野・下姉川村野々古野・野田・東野ヶ里・野田・野寄

【四】佐 賀 郡

梅野山野鎌・下小副川山大野原・下關屋・馬場野・畑瀬中野・北原野口・來迎寺村大小野・野田・徳永篠木野・下九  
郎名永野本名(泉庄)・下和泉立野・櫟ノ木野中・川久保神五野・東中野・西中野村・神野村西神野・野中・中野  
吉・外野・柴野・大堂村野町・徳富村野村小路・野中・福田村野中・野々古賀村・野村・早津江野中・厘外東分村  
野田・高太郎村野々小路・江頭村薙野・西新庄村中野・東原野田・萩野村・今山村西野分・江熊野・戸田村小野ヶ江・  
於保野小路

【五】小 城 郡

内野村・麻那古村大野坂・栗並村田野・野畑・下久須ヶ里野間・女山野間

【六】杵 島 郡

上野村・小野原村・中野川内村・提ノ川村岩野・下西山村北野浦・小楠村野田・永嶋村野間・中野村・眞手野村・  
犬走村馬場野・船ノ原村境野・立野川内村平野・宮野村・大野村野内・今山村野林・西梅野村・東梅野村梅野原・  
宮野瀬川・北大草野村・南大草野村・袴野村・永野村北・永野村南谷野浦・内田村大野原・湯町宮野町

【七】松 浦 郡

桃川村野中原・中野原村・今岳村屋敷野・大河内村福野・中里村内野馬場・大木村猪ノ木野・中野・曲川村内野  
分・内皿山中野原町・脇野村中野川内・蒲野久保・上野原・南大久保村平野・岸村中野・川内野村・大成木東分村中野・  
野々頭・楠久村茅野

【八】藤 津 郡

下野村・大野原村・嬉野本村野畠・嬉野湯宿・嬉野皿山内野山尾・嬉野皿山本村内野・嬉野下宿・美野村熊野・  
鍋野村・西冬野村・濱町野畠町・三河内村大野



## 第七章 坊所・傍所・別府・新庄・荒野等の地名出自

三養基郡上峰村坊所や神埼郡上西郷小淵村の傍示、偕は佐賀郡兵庫村傍示及び小城郡東多久村別府等は、武見芳二氏の研究等に依ると、何れも太政官の特許状を受けて、山野を開墾した新田聚落と云ふことになる。又、養父郡幸津村の新庄は、同村の本庄に對し、佐賀郡鍋島村の新庄は同郡の本庄村に對する、追加開墾地とも見るべきものになる。但し三根郡永石村に新味庄は新御庄で、新に院の御庄にでも編入せられた關係から名附けられたものではあるまいかと思はれる。さらに杵島郡福富村の荒野開の如きは、開墾獎勵の意味で免租地の新田聚落を物語るものである。

「地理教育」第廿三卷第五號に云

新田聚落の呼稱には種々の別がある。新潟縣の境域内に於ても、以下の如く實に多様である。新田・新・新開若くは開などは普通であるが、此等に類するものとして新田畑・新田場・新地・新屋敷・荒屋敷・遅屋敷・新屋・荒屋・新谷・荒谷・荒戸・出戸・荒町・新町・新村・新山・新座・新築等が擧げられる。村民の共同開墾を意味する結・手結・田結・田氏・田子・手子等の新田聚落名は發見することが出来なかつたが、組合式で入費と勞力と

を持寄で開墾した新田聚落を意味する惣繩・惣受・惣開・組・卷等の中では、北蒲原郡に五郎卷・甚五郎組等があり。開墾の有力者の個人名を附したものは、西蒲原郡の卯八郎受・五左衛門野等も擧げられる。

太政官の特許状を受けて山野を開墾した場合に附せられた新田聚落である別府・別符(以上關東)及び別所(關東)の中では別所が指摘され、傍所・余所・余山等も之に類似した新田聚落ではないかと筆者は想像してゐる。

本庄に對する新庄は追加開墾地を意味し、それが公田即ち國の領地であつた場合には新郷・別保・新保・別名(名は莊園の意、小區劃の意)と命名されたこと云ふが、本縣内(新潟縣)では新保があり、新穂・今保も此の種の新田聚落と思はれる。

開墾獎勵の意味で免租地の新田聚落であつたといふ荒野の地名は。宮城縣では高野、關東では幸谷の字を當てゝあるのが普通であるが、本縣内に於ては興野・興屋・郷屋等の地名が發見される。

出作地が終に新田聚落となつた田屋・多屋・山屋或は山谷等も散見し(佐賀縣では牛屋がある)飛地の新田聚落である飛郷・飛田等も存在する。

其の他千刈・五反田(佐賀縣には此の地名極めて多い)五千石・百束・四ツ屋・十軒(佐賀には八軒家・三軒家等が多い)等及び之に類する地名が尠くないが、恐らく此等も新田



聚落と想像され、九十九里ヶ濱の納屋聚落、石川縣の釜屋聚落と或る種の共通點が存在するのではないかと想像される濱の地名が、砂丘地帯の最外側に列んでゐる。又、新田聚落を意味する地名が附してない場合でも元小木と小木、吉井本郷と吉井等の如く、親村と子村との關係が推知されるのである。

### 第八章 古賀と牟田とは新開發村を意見する

古賀は空閑も同様で、荒野の新開發村を意味し、牟田は沼澤地を拓いた聚落地であることは、種々の文献に之を立證されてゐる。

佐嘉藩の郷村に就いて、この兩者を檢討すれば實に次の如うな多數に上るのである。

【一】養 父 郡

中牟田・原ノ古賀

【二】三 根 郡

西ノ古賀・原古賀村・古賀本・古賀・前牟田村

【三】神 崎 郡

今古賀・原ノ古賀・古賀・古賀ノ尾・小牟田・渡瀬村ノ古賀・丁太田村・牟田ヶ里・牟田ヶ里新町・岩田村中  
古賀・下古賀・本告牟田村・野々古賀・下六丁牟田村・北古賀・中古賀・上古賀・西古賀・姪牟田・上古賀・

下古賀

【四】佐 嘉 郡

牟田口・古賀・前牟田・北古賀・牟田寄・永仁寺古賀・木原古賀・野々古賀・東古賀・西古賀村・上飯盛村古  
賀・末次西分村古賀・上古賀・平野村古賀・今古賀村・南古賀・壹丁古賀・六道古賀・久保田村西古賀

【五】小 城 郡

下古賀・下古賀村・牟田邊村・別府村古賀宿(砥川村古賀?)・上砥川村古賀

【六】杵 島 郡

山口村中古賀・上小田村北古賀・古賀村・北古賀村・菅牟田村・八並村上古賀・花嶋村牟田口・眞手野村黒牟田・  
永野村上古賀

【七】松 浦 郡

中野原村牟田ノ原・今岳村古賀・曲川村平牟田・黒牟田山

【八】藤 津 郡

西牟田・中牟田・多良村中古賀・釘牟田

以上の如うだが無論此の地名だけを見て、直ちに斯うだと速断することは出来ないにしても、然し是等から幾分の手懸りを得られるものは確信して疑はないものである。尙ほ果して是等が眞に文字通りの開拓地であるとするならば、何れも今日の何々籠・何々搦等云ふやうな干拓地と同様に、その昔(所謂莊園發展時代)にあつては、立派な一の開墾新田村であ



つたに違ひない。

尙此に一言して置きたいのは、昔は此の牟田即ち深泥地を戦略上に随分利用したもので、かの天正十二年に龍造寺隆信公が、島原沖田殿の一戦に不覺を取られたことは兎角として、戦記にこの牟田を防備に利用した實例は極めて多い。平井經治が須古高岳城の周圍に、百町の牟田を拵へて、龍軍を腦したことは北肥戦誌等に有名な話である、随つて各城地近くに牟田と稱する地名が、多くは此の高岳城と同様な使命の下に、一時置かれてゐたことも想像することが出来やうかと思ふ。尙ほ氏に牟田を稱するものゝ大部は、此の牟田地に居住した關係からであるやうである。

## 第九章 新村・新宿・新町に就いて

新村・新宿・新町等が、或る時代に新しく聚落をなしたことに勿論異存はあるまいが、たゞ是れを以て直ちに開墾又は干拓地なりと云ふに至つては、即座に賛成することは出来ない。即ちそれであるのもあれば、無いことも無論ある道理で、例の郷村帳に就いて見ても、

【一】養父郡  
轟木村新町・山浦村新町

【二】三根郡

藤倉村新村・綾部村新村・西尾村新宿・東尾村新村・千栗村新町・寄人村新村・坊所新村(坊所古村に對して?)

【三】神埼郡

苔野新宿・新宮田村・本告牟田村新村・犬童村新村・西新町・堂地新町・大石新宿

【四】佐嘉郡

徳永新町・高木新村(三ツ溝新村トモ云)・大財村新村・牛嶋村新村・城原町(異名新魚町ハ魚町ニ對シテ)・三重村新北馬場・光法村新村・新郷村・道免村新村・吉村新村・多布施下村新宿・新村・田中村新村・森田村新村・東新庄村・八戸溝村新村・西新庄村・八戸東分村新町・嘉瀬新村

【五】小城郡

牛津新町(本町ニ對シテ)・別府村新宿

【六】杵島郡

佐留志村新村・野口新村・下小田村新村・今泉村新町・竹治新村・秀新村・須古新町・本部村新宿・庭木村新山・湯町新町

【七】松浦郡

伊萬里津新町・新村

【八】藤津郡

新堀

等で、佐嘉郡の光法村新村・嘉瀬新村や杵島郡佐留志新村・野口新村・下小田新村・甘治新



村・秀新村又は西松浦郡新村等以外は、誰が見ても直ちに干拓地の新村でないことが首肯出来やうかと思ふ。然しその熟れにしても是等新町と呼び新村と稱する所に、或る時代初めて人家の聚落が成立したことはない相違あるまい。

只此に一言したいことは、凡そ歴史は悠遠無窮であるべきである、今日の「新」必ずしも百年後の新ではありませんまい、世の「新橋」と稱するもの既に腐朽して幾度か架け替へたる實例も鮮くない、名稱の附け方には地名と云はず、物件にも常に細心の注意が肝要ではありませんまいか。但し茲に斯様な干拓史等編纂するには、その新村等の地名がどれ丈け裨益を與へたか知れないことを感謝しておく。

### 第十章 開・新開・小路・新地・籠・搦浦等は 干拓による新田

古賀・空閑が比較的古い開發新田であるのに對し、開・新開・新地・籠・搦等は、古から今日まで引續き行はれてゐる、干拓に依る新田である。爰に是等の新田について、舊佐嘉藩の郷村帳を調べて見ると、

【一】三 根 郡

坂口村開田

神 崎

郡（服卷山中ひらき野があるが、無論之は山の開墾地であらう）

【二】佐 嘉 郡（名尾山に大籠・籠原等があるが、これも無論干拓地ではない）

諸富村新ヶ江・立野村新ヶ江・中飯盛村大屋敷小路・辻小路・江副小路・下飯盛村長八小路・石丸小路・山田小路・道手小路・元相應村子々森小路・高太郎村秋丸小路・中小路・船津小路・藏床小路・野口小路・長瀬村寺小路・蠣久村寺小路・鳥巢小路・同町横小路・植木村南小路・北小路・津留村北上ヶ小路・増田村西小路・小路・鍋島村南小路・北小路・下小路・木角村南小路・北小路・森田村小路・八戸溝村中小路・西新庄村江里口小路・中原下村麥新ヶ江・久富村からみ・新田村大籠・五町籠・久保田村上新ヶ江・下新ヶ江

【三】小 城 郡（長尾村ニ開田アリ無論干拓デハアルマイ）

【四】杵 島 郡

上小田村小路村（之レハ土族屋敷アリ、クウヂト云フ・干拓ニ依ルニ非ス）  
甘治小路・福富西分村横小路・東小路・同東分村中小路・西小路  
白石中郷

太原村武白小路・下前田小路・長丁小路・新村小路・下村小路・遠江村拾七小路・道越小路・長丁小路・勘入小路・新村小路・下村小路・大井村八家小路・安寶神小路・南小路・北小路・築切村角田小路・堂免小路・村内小路・八段小路・壹ノ籠小路・貳ノ籠小路・横手村今里小路・中小路・北小路・多々野小路・牛屋村橋詰小路・横新ヶ江小路・村内小路・日向小路・徳永小路・土井下小路・堤村隈小路（諸土ノ屋敷アリテ新地ニ非ズ）・上野村中小路・成瀬村小路・中野川内村小路・宮野村小路

【五】松 浦 郡



松嶋搦・新田村(湯)・(田端)・玄海小路(中井樋)・(有田町頭)・八谷搦・伊萬里津上土井町(濱町)・下土井町  
大木村開副・(長濱村)・里村小路

【六】藤 津 郡

三ヶ崎村茅土井・新籠村・(土井丸村)・(濱町)開田村・開村・(三河内村大井手)・古江田中古江田・上古江田  
七浦郷

西葉浦・母ヶ浦・西鹽屋浦・東鹽屋浦・宮田尾浦・音成浦・嘉瀬浦・龍宿浦・大浦村・田古里村津ノ浦・南糸  
岐・破瀬ノ浦

等で、是等の大部分が開拓又は干拓であることは申すまでもあるまい、たゞ小路(しゅうち)なる言葉の語原が城下の小路(しゅうち)をその儘移したものが、それとも東中西・南中北に井然たる小路を設けて一區劃を爲した爲めに名附けたものか明瞭を缺ぐが、六畝屋敷・一畝屋敷の制を立てたことから見れば、矢張東小路・中小路・西小路等と、その小路しゅうちに對して命名せられたものかと思はれる。小路と竝んで「揚あげ」と呼ぶ所もある、北揚あげ・西揚あげ等がそれである。

### 第十一章 築切の地名

築切の地名は、江湖又は河海を築切つて、干拓し得た土地に附した名稱である。

佐嘉郡嘉瀬郷新村の築切をはじめ、杵島郡六角村の築切ツキ、さては同郡北有明村の大字築切ツキの如きは、その一例であらう。

六角村の築切は、字深通りにあつて、元々秀江(秀津に至る江湖にて舊住ノ江縣道は、その南岸堤防をその儘開いて道路としたもので、曲折が極めて多く、現在白石小學校の所在地等現在字江湖の稱がある位である。秀伊勢守以來明曆比まで秀津の殷盛は、一に此の江湖に負ふ所が多かつた)の江の口を堰き止めたもので、その工事には随分の苦辛があつたものか、七郎と云ふ人柱まで立つたと云ひ傳へられてゐる。又、北有明村の築切は、白石地方の中心最高部に當る、六角村字多田(元、風土記多駄郷の地)を水源地とした多田の江川を、此で堰き止めたもので、現在元の川筋は一段低く明瞭にその痕跡が遺つてゐる。是等の築切は概ね例の八町の築立と同時代に行はれたものかと思はれる。

### 第十二章 移り村は戸口移動の上から

杵島郡六角村・白石町・福富村等に移(うつり)と稱する村名が多い、例へば東郷移り村・大戸移り村(五人移りと云ふ)(以上六角村)郷司給移り村・福富移り村・甘治移村(以上白石町)・中移り村(以上福富村)等々で、是等はかの



三軒家・八軒家・七軒等と同様、當初移居の戸口を端的にその儘稱したものである。勿論今日では三軒家は數十軒に、八軒家は四五軒に増減してゐることは云ふまでもないことである。

然し三軒家・八軒家等よりも廿治移り・秀移り等、その原住地の名稱をその儘移し稱へた所には、一種の懐しみがあつたやうである。而して是等の孰れもが新村等の多少曖昧なのに比して、明かに新開の土地であることだけは高言出来やうかと思ふ。

### 第十三章 諸津の埋築と干拓

舊藩時代の諸津は左記の通りであるが、是等の概ねが既に埋築干拓せられて、その港津としての使命を完全に失つて、たゞ單にその地名に當年帆船の出入を偲び、別當の物語を遺すに過ぎないのである。而もそれがこゝ僅に二百五十年足らずの間の變遷だから、全く桑溟の感があるのも無理ならぬところである。

佐賀藩郷村帳所載の諸津左の如し。

- 一大堂 本津
- 一諸富 本津

- 一大堂 新津 上ノ下・野町
- 一光増 三丁分津 北津橋・野田田代

- 一浮盃 本津
- 一爲重 津 野町・三枚
- 一東寺 井津 新明・上ノ庄・園ノ下・魚町・上小路・陣ノ内・堀満・油小路
- 一早津 江新堀 新町
- 一西船 津 北小路・徳富小路
- 一鯉江 船津 佐房
- 一鹿子 船津
- 一江見 津 本町・上町・東町・西町
- 一與賀上郷之内
- 一今津 上町 中通
- 一相應 津上町
- 一嘉瀬 津上町
- 一廻里 津 土井端
- 一山代郷ノ内
- 一楠久 津
- 一右同
- 一久原 津
- 一協 津

- 一浮盃 新津新堀
- 一西寺 井津 坊小路・中ノ小路
- 一堤 津
- 一北早津 江 東町・横町・志加ノ小路
- 一廣江 津
- 一月新 津 堀満今町・北新ヶ江加小町
- 一與賀船 津 今町
- 一本庄之内
- 一厘外 津
- 一與賀上郷之内
- 一今津 下町
- 一相應 津下町
- 一嘉瀬 津下町
- 一御番所アリ
- 一伊萬里 津
- 一楠久 辻津
- 一秀 津
- 一武雄郷之内
- 一高橋 新堀津

新町・上中町・中下町(此内裏町アリ) 中町・上下町・有田町・立町・下町・土井ノ上・土井町・下土井町・幸善町・黒尾町

以上諸津の中で廻里津の如きは、別記佐賀縣廻里江川沿岸排水改良計畫大要にも載せた如



うに、昭和二年度から同五年度に亘つて、極めて最近の埋立及び開鑿に依り、津としての生命を全然失つたものだから、今尙ほ世人の眼にも新しい事實である。又秀津の如きも左記の文書に見るが如く、かの初代佐賀藩主たりし鍋島勝茂時代までは、十分に津としての價值を發揮しつゝあつたにもかゝらず、現に江湖の字名を存する部分の如きは、全くそれ以後に埋築せられたものこそせなければならぬのである。

(一) 元々八坂神社保管の文書で、目下佐賀徴古館に保存せられてゐる、次の文書等はその一證であらう。

殿様白石御越之刻お町中肴野菜薪等

之賣物無之下々不自由ニ 被 思召

條吟味 申付候様に被

仰出候然は秀町之者共申上候趣馬渡七太夫生野市佐齋藤權

兵衛遣披露候處被差免候條々

一 於白石郷中明シ松商賣之儀秀町之者ニ被仰付候事

一 あい物並鹽之事

一 茶たはこ紙之事

一 布木綿同 物之事

右三ヶ條者お秀町中他所之者として持來商賣仕間敷候町中之名にて仰付候事

一 白石郷中ニ而あい物振賣仕候儀秀町之者ニ被差免候事

一 秀町ニ六端帆之船より壹丁船迄合十三艘船役舸子役被差免候事

但此中免置候五艘加テ

右之通ニ被仰付候は白石御越之刻肴野菜薪等きれ不申様ニ可仕由町中之者連判之墨付差出候付而如右被仰付候條先様無相違様ニ可被申付候已上

明曆貳年

卯月十二日

相浦源左衛門

(二) 嘉瀬法性寺之古文書に云

就今度上下之辛勞從相坂 (大坂なり) 西三十三ヶ國船可爲嘉世之津問之狀如件

安元二年八月廿二日

平中納言教盛判

荒木乘觀入道へ

以上は教盛から乘觀へ遣はした特權免狀とも云ふべきもので、之亦その嘉瀬津が如何に重要な地位を占めて居たかを察するに足る有力な史料でありませう。

(三) 又云、

於肥前國嘉世津、往昔丹波少將成經、平判官康頼俊寛僧都、硫黄島へ流人刻、荒木乘觀入道上下就致辛勞候、爲褒美給平中納言教盛之書狀、右乘觀末孫雖有之、於渡屋者放失之義も可有之之間、法性寺へ遣置、嘉世津爲規模如斯、然者敷地一反三畝廿步、



此米二石一斗八升餘之事、彌令裁許畢。

慶長三年五月廿二日

肥 後 侍 從

此の文書にて慶長三年比まで、嘉世津が港津としての役目を、十分に果しつゝあつたことを窺知するに足るでありませう。

(四) 又、西遊雜記(寛政中録)の一節に

「佐賀へは曲りくゞて汐いりありて、海深くして五六百石積の廻船は入るといふ。」と見ゆ。

寛政は百五十年前で、かの佐賀藩に六府方が設置せられ、搦築きが始まつてから間も無い時である。

### 第十四章 小物成賦課程度調

萬延元年(二五二〇年)申十一月、新地方調査

諸郷兩御新地田島石入帳(七番)

(一) 白石中郷 (築切村現在、南北有明村)

	最	高	最	低	平	均
田	壹段ニ付 七斗(沖神江搦)		壹段ニ付 五斗(與次兵衛搦等)		六斗	
島	五斗(沖神池搦)		三斗五升(福山搦)		四斗二升五合	
屋	七斗(沖神江搦)		六斗(太原搦等)		六斗五升	
小屋懸床	六斗五升(東沖神搦等) 新觀音搦等)		五斗五升(ヒユウタン搦) 燒酒搦)		六斗	
土居	五斗(福吉村大搦、香田搦) 木屋搦等)		四斗五升(築切兩村) 牛屋兩村)		四斗七升五合	
計	七斗		三斗五升		五斗五升二合	

(二) 白石南郷 (現在、錦江龍王村)

田	七斗五升(下壹角、 久之助搦等)	四斗四升(助左衛門搦等) 五斗十升)	五斗九升五合
島	四斗一升(助右衛門搦等) 作兵衛搦等)	三斗(戸ヶ里御番所) 南藤十搦等)	三斗五升五合
屋	七斗	四斗(長濱渡口)	五斗五升
小屋懸床	七斗	六斗(岩崎搦)	六斗五升
土居	四斗一升(助左衛門搦等)	四斗(善左衛門搦等) 上一角)	四斗五升
計	七斗五升	三斗	五斗一升一合



(三) 秀

郷 (現在白石町ノ大部、福富村及六角村ノ一部)

田	八斗(五間堀下北堀等)	四斗(伊右衛門堀)	六斗
烏	四斗五升(廿治堀等)	四斗(甚兵衛堀等)	四斗二升五合
屋敷			
小屋懸床			
土居嶋	八斗	四斗	五斗一升二合五勺
計			

(四) 六角

郷 (現在六角村ノ大部、白石町ノ一部、橋下村ノ一部)

田	七斗(東彌右衛門堀等)	三斗六升(下糞具村、大渡村)	五斗三升
烏	四斗五升(東郷築切堀等)	三斗(喜右衛門堀等)	三斗七升五合
屋敷	七斗(大戸村)		七斗
小屋懸床			
土居嶋	四斗五升	三斗	五斗三升五合
計			

平均段當リ

五斗二升五合一勺強

以上の實例に徴する時、佐賀藩では段當り、凡そ五斗三升程度の小物成が課せられつゝあつたことが判るのである。

尙ほ佐賀藩では延寶五年(二二三三七年)に、全土に亘つて地租の改正があつた。時既に新田も餘程開發せられて居た關係等も、この改正の理由の一となつて居ることは申す迄もあるまい。又領内神社の地租が此の時一齊に免除せられたことは、特に注目すべきことであらう。

第十五章 佐賀の郷普請

佐賀の郷普請に就いて、久米博士の談話がある、至極要領を得てゐるので以下之を掲げんに。

郷普請と云ふことは、今では随分むづかしい言葉であります。閑叟公の夏の禹王を郷普請方とお仰有つたのは、禹王は四千年前に、支那の本部即ち九州の水土を平げた、即ち山と川とをそれ／＼整理した人であるから、支那のことを禹域と唱へて居る、それ位に大功勞のある人だが、其の水土を平げると云ふのが即ち郷普請方の仕事であつて、佐賀の郷普請方も至て肝要の役所であつたのです。此の郷普請に就いて佐賀に、夏の禹王に比する功勞のある人は、成富兵庫助茂安と云ふ人である。直茂公の御家老頭で參謀長でありましたが、慶長以後



は處々に堤を築いて水利を整へ、千栗土居を築立つるなど、總て郷普請を治めて、寛永十七年に七十五歳で死去されて居る。それで佐賀の夏の禹王に當る、其の話に就いては是まで佐賀一般の注意に漏れ大分荒れて居ますから、爰に佐賀を一つ開拓しよう云ふ譯なので、話が長くなるから残るならば後に送ることにします。先づ郷普請と云ふことが今では昔のことと分らぬ言葉が多いでせう。一體前回に言つた通り當今では言葉が餘程むつかしくなつて、僅かばかりの言葉に一々其の解釋をしなければならぬから。それが爲に餘程時間を潰します。其の上には是までの學問といふものは、總て給祿取りが主にすることになつて居たので、年來餘り生活上には意を用ゐず、總ての言葉は華詞が多くて、實際必要の言葉は俗語といつて餘り注意もせず研究もしなかつた。チョト今迄の學者を物に譬ふれば蝶々のやうなもので、花を吸ふて廻り三十一文字の歌を詠むか二十八字の詩を作るかして、品能く唯育つた習慣を追うてそれを學問としてゐた。それに少し威勢のいゝやうな學問は、即ち武士になる。早く云へば武士道を研究したもので、これは尙更生活上には一向に無頓着だから、蝶々でなく蜂のやうなもので矢張り花を吸うて實に入つた言葉に、トント不注意であつた、であるから郷普請など云ふことは、實に佐賀に取つては生命に懸る至つて大事の事なれども、斯う言ふ言葉は誰も吟味したものがない。支那の學問も亦さうで、普請と云ふことは字書には見えない。何のことかと質問して見ると、誰も能く解釋することは出来ない。それで普請と云ふ語を下

ウ解してあるかと、和訓葉を引いて見たら、是は梵書より出たもので、王家では修理と云つたのを、武家では普請といふ。請を「しん」とよむは唐音なるべし、助力を以て作るをいふ詞と、斯う解釋してある。其の如く普請と云へば修理と云ふことだが、當今では修理と云つても普請と云つても、どれも分るまいから、建築とか土木とか、斯う言つたなら分つた積りだらうけれども、其の建築でも土木でも、實は本當は分らない。單に一つの言葉で分らないから、それからは研究であるが、今でも只さう云へば皆が分つた譯になるけれども、矢張り實は分らないのです。普請は修理だとの解釋は、昔の官位令の内に、修理職といふ官があり、修理太夫などゝ大きな官であつて、それを唐名では匠作と云つたが、是は其の佐賀の郷普請には當らぬ。宮殿なども建つる職だから、郷普請のやうなことは、是は大寶令にはない。國の司に任せてあつて、官位令の内には這入つて居ない。それで和訓は、王家では修理と云つたと思つたのでせう、普請の字が經文の中に見付かつたから、梵語と云つたのであらうが、普く請ふと書いて、請を「しん」とよむのは矢張り漢語である。普く助力を請うてなす工事の意味だらうと思ふ。是以上研究するには、支那で官符語と云つて、役所の公文に用ふる言葉を學ばねば、普通の華詞を知つたまでゝは、實際のことは分らない。建築其の外の必要な事も、學者は餘り意を用ゐないから氣付かないが、武家は御作事奉行・御普請奉行・小普請奉行と云ふ三奉行があつた、その御作事奉行といふのが、王家の修理職に當る、即ち建築を



司るの役所が御作事奉行である。御普請奉行と云ふのには、水道方・道方と云ふものが附屬されてあつた、是が江戸では玉川上水や、隅田川・江戸川など、云ふ川、それに次で道路を修復したによつて、御普請奉行と云ふ。それから小普請奉行と云ふのが、是が普通に所謂郷普請に當る譯でせう。下水だの道修復だのを、小普請奉行でして居たものと見えるのです。此の三奉行が佐賀では、修理方と郷普請方と兩役所に分れて居た。修理方は總て建築を司り、郷普請方は郷村の堀・川・道・橋の修復をする職務で、全然其の仕事が違つて居ます。

そこで郷普請であるが、是は餘程肝要な職務で、御藏方の下に即ち會所の中には、檢者方と郷方と郷普請方の三役所と云ふものが、非常に規則の嚴重なもので、其の職務に極慣れた人でなくては勤まらぬ。是を會所の三役所と云つて、餘程重い役目であつた。其の檢者方郷方に就いては、餘り前に解釋の必要がないから、兩役所は後の序でに話すことにするが、其の郷普請と云ふのは、佐賀の堀・川・道・橋の修復をする役所である。其の模範を残したのは、成富兵庫助であつた。其の重なる工事と唱へて居のが石井樋に、大井手を設け、それから分水した流れを、佐賀城内の十間堀其の他の要害堀を構へたのと、それから千栗土居を築いたことで、成富の大功績となつて居るが、是は其の創意に出でたものではないけれど、兎も角もこれだけの工事を完成したのは、兵庫助の功業に違ひない。一體郷普請が、佐賀に限つて大事の職務と云ふことは、ドウした譯かと云へば、是は少し治水の工事に注意をして見る

と直ぐ分る。少くも疑問は出て来るはず、如何となれば、諸君も汽車で佐賀を往來なさるだらうが、此の東京を發してから、汽車に乗つて六郷川を渡つてから、大きな川を越ゆること、大概一つの國に二つ、多いのは三つも大きな橋を越して行く、中には大井川・天龍川・木曾川だのと、すばらしいものもあるが、さうでなくとも、何處の國でも中國より筑前まで、一國の内に二つ位大きな川のない國はない。肥前に入つて鳥栖の停車場から、牛津まで氣を附けずに居ると、殆ど川はないやうなものだが、只嘉瀬川一つは氣がつく、穹形の鐵の組の三つだけ通過すると盡きる、川と云ふのはそれだけだ。其の前に神埼川がある、是は氣を附けると川に氣附くけれども、ウツカリすると走つて通過して仕舞ふ。其の次に田手川がある筈と、いつも氣を附けて見たが、これではないかと思ふ内に神埼川に来て仕舞つた。神埼から佐賀の間に巨勢川がある筈だが、これはいつも氣を附けるけれども、ドウしたか見當らない、埋樋にでもなつてゐるのかしらぬ。此の如く佐賀は中原驛から牛津驛まで、小さい嘉瀬川が一筋あるまでなれど、其の平地を見ると非常に廣くなつて居て、中原・牛津の間は七里でせう、それから北南は、川上から前海の潟崎まで、殆ど八里、ザット一里四方のものが、五十も六十も含む位の一面の平地だが、此の中に水田が元佐賀藩の時に、佐賀郡が十萬石、神埼郡が五萬石、小城郡が五萬石と、合せて二十萬石の米は、此の三郡から出る。それから杵島郡に七萬石、三根郡に三萬石、參拾萬石はこれだけで、殘の六萬石は外の郡から出ると



云ふ譯で、其の貳拾萬石を産出した、佐賀・神埼・小城より出ると云ふのは非常な平地である。先年私が小城から佐賀へ歸る汽車の中で、此の平地を眺めて話をして居つた人があつた、其の話に昔より此の平野と云ふものは、日本一と云つて、佐賀人は誇つて居た。すばらしい廣いけれども、是でも日本では三番目と云ふ話をして居た。私は之を聞いて成程と思つて考へたが、先づ一番は、東京の飛鳥山から見ると、向うの筑波山まで一ト目見通しの平野で、武州・野州・下總の三國にかかつての平地であるから、是が日本第一の平野だらう。其の次は尾州から美野の平野で、是は佐賀の平野よりは確かに廣いに違ひない。其の次は佐賀だけれども、播州にも佐賀位の平野は姫路と淡路との間に在る。又新潟あたりの平野は、恐くは尾濃の平野よりも廣いかも知れない。然し先づ三番位として話さうが、唯第一の關東の平野と云ふものは、日本一の利根川が流れて居り、其の外に大きな川が幾筋もある。尾州美濃界には木曾川が通つて居て、それから長良川だの、揖斐川だのと云ふ大きな川が幾らもある。佐賀のみは大きな平野に、川は僅かに小さい嘉瀬川一つしかない。これも抑も疑問だ、それだけの平野に何から水を取つてこれを潤し、水田から二十萬石の米が出来るかと疑問をかけた見ると、非常な大疑問である。それが今に依然と、まだ水を灌漑して稻を耕作して居る。さうすれば佐賀の水利と云ふものは、餘程機巧な術がかかつてゐる。日本で三四番の平野で、大川は無いのに、それから二拾萬石の米を作り出すのは、郷普請の力で、それだけの

米の産出し居る譯だが、其處に流れて來る佐賀の水は、ドウ導かれてゐるか、必ず平生に面白くむづかしい用意を仕掛けてゐなければならぬ。詰り水の多い時は漲りて溢れるを流し、涸れんとするときには之を溜めると云ふ仕掛をなす、それだけのことにすぎぬのです。佐賀の水は山つきには、塘と云ふものを造つて、向うの谷々の水を堰止め、春さきより雨がふつて、川に落ちるのを溜めるために、山と山との間に土居を築いて、其の中に溜めるやうに拵へてある。方々の山田には此の塘がある。是は佐賀には限らず、大和・河内を始め、古き王代より堤塘を造ることは、古史に見えて居る。佐賀縣で杵島郡の燒米の塘は、非常に大工事のものでして誇つて居るけれども、或はアンなもの、他の國にもあるかも知れない。山の間には斯う云ふ風に、水溜を造る工風があるけれど、佐賀の平地は別に豎横の堀を掘つて、其の堀の中に春先からの川水を井樋を以て分流し、其の水の流れるのを堀に溜め、其の堀は瓢の形に中を狭くし水を溜めるやうに、徐々と流して、又ズーツと廣くなり、下まで行けば又狭くなり溜つて、ズーツと向うのはてまで溜るやうに、豎横の堀を掘つてある。是が郷普請の大事な所で、いはゞ佐賀の郡から、神埼・小城の平地には、塘を全面に長く造つて水を溜め、其の水溜の中に水田を作つて、さうして二拾萬石の稻を作り出すと云ふ仕掛をしてある譯だ。私が今迄日本諸國を通過した所で、こんなのは一つも見つたことはない、是は佐賀の殆ど特色と云うて宜い。さうすれば佐賀の郷普請と云ふものは、先づ日本中に勝れた仕掛である、日



本に勝れた仕掛と云へば、先づ世界で勝れた仕掛と云つてもよいのでせう。支那で禹の水理は、是を溝洫コウキョクの法と云ふ。是は畎澮コウコウを掘つて川に至るといひ、畎とはもくくと書き、一つの水を云ひ、澮はくと書いて二筋の水をいひ、川は三筋引いた水だから、澮を合せて川になる、皆水を引き落して流すと云ふ仕掛である。世界中に何處でも、水は段々と合せて之を引き落すやうにするのが、普通の水利である。日本の諸國も矢張其の法で、水を引落すやうにする。それに水田を作る仕掛は、支那では周禮に稻人職があつて、水を溜る工風をしなければならぬと云ふことが出て居るが、是は楊子江兩岸の平地に水を湛へてある。其れで田を作るには、水を湛へて溜る工風をしなければならぬ、單に湛へると、大水の時には破れて仕舞ふ。東京あたりも平地に湛へ、之を引落す工風のないから、多摩川が溢れて、直ぐに大水になります。佐賀も近年は段々大水の害が多くなつて來た様だが、其處らの處は佐賀の郷普請が怪しくなつて來た。さすれば遂に佐賀三郡の生命に關しはせぬか、現今佐賀の水利は、餘程悪しくなつて來たのではないか、郷普請の行届かぬ所から、郷村の生命に危険の迫はせぬかと、甚懸念するのである。

それとその郷普請は、成富兵庫が仕置いた様に云うて居るけれども、佐賀の人は龍造寺・鍋島になつてから、後のことしか知らないから、龍造寺・鍋島になつてからは、成富兵庫の功績に違ひない、けれども此の佐賀地方に、七里四方の平野が出來た時代を、遡つて調べて

見ると、古い以前より段々、作水堀の出來てゐることは分つて來ます。恐らくは是まで佐賀の人は、究めなかつたかも知れない。佐賀人は龍造寺・鍋島で一點張であるから、剛忠様の時代と云うて、隆信公の曾祖父龍造寺兼家公法名剛忠様は、佐賀の始めのやうに思つて、剛忠さんの時代といへば、神代のやうになつてゐるから、其の以前は知らないのです。然し剛忠公といへば、足利義政の時代文明年間中の人で、天文年代まで長壽した方で、極近い時代である。勿論佐賀と云ふ土地が現はれたのは、素より千年・二千年のことではない、その佐賀の平地が、元は今の佐賀城あたりまで、實は千年以前は潟先で、葦の生えた葦原であつた。それで今の如く郷普請に依つて、堀幅を取つた處は少なかつたと思はれる、そこで佐賀の始りから話をせぬと、郷普請の謂れが、根本的から分らないから、私が研究した、佐賀の始りからの話を致します。

## 第十六章 成富兵庫と千栗土居

久米博士が又語られるには、

佐賀の郷普請も、成富兵庫助が慶長年中に、石井樋の象の鼻・天狗ノ鼻・大堰など造つて、佐賀城の分水に、秘密の水利を寓してあると想像されてゐたけれど、段々歴史の事實を究め



て見ると、是は中々大工事で、逆も其の時代に城と一時に、どうして出来得ることではありませぬ。是は矢張古い時代に、高木氏が宇佐領を支配し、宇佐の宮司に納むべき地子課役を、肥前全國からして取つた收得で、秋の大工事を起したものであらう。或は佐嘉縣アガタの古い時代に出来たかも知れぬ。後に究めがつくでありませう。けれども兵庫助が、關ヶ原の戦争が畢つて、さあ合戦はすんだ、是より民政に手を附けなければならぬと云ひ、未だ土工兵の解散せぬ内に、成富は家老の勢を以て、御普請に取掛つて、自ら杖を持つて、普請所を廻つたと云ふことだが、其の工事の一番盛んであつたのは、千栗土居である。此の千栗土居は、日本の三大流と云ふ、千歳川の右岸を支へる大土居である。千歳川は所謂筑後川で、筑紫二郎と云つて、非常に暴漲する川であつて、あの川の水勢は東南の方に流れ、左岸へよつて落ちるやうになつて、向うの筑後の方に流れて行けど、其の水勢に壓迫されて、洪水には我が三根、神崎兩郡の水は、逆流するによつて、其のために佐嘉城下まで大水が出る。故に此の川の工事は、非常にやかましいもので、前には處々に淵のやうなものを造つて、本流と別になつて流るゝやうになつて居る。土居を築く所は、思ひ切つて川幅を廣くとり、内土居・外土居の距離も、非常に引離し、平水には其の間は水田を耕作され、村も出来てゐるが、大洪水には川となる。斯く田地を棄て地にする爲には、非常に覺悟をして土居の線を定めたもので、そして山の如き土居を築いたのであつて、是が兵庫殿の工事の、最も不朽に傳はる功績である。

是は久留米の本城跡の、藩祖を祠つた神社の脇の神主の住む所から、私は望んで見たが、肥前の天山まで見えわたり、近く朝日山からこの土居が直線に通つて、長い山のやうに横はつて居るが見え、實に非常の大工事なりしことを感心した。是は兵庫殿の造られた大工事で、佐賀は知らぬけれど、實に是まで此の保障によつて、城下まで洪水の汎濫を知らずに居ると、それを見た時に感服した。私が感服するのは、久留米人は毎日眺めて居る、アレを造つた爲めに川水が、イツも久留米を浸す。あれが無ければ水は佐賀の方へ、押寄せて行くものをも思つて居るであらう。それから土居の外は、廣い田地が出来て、豆津あたりは村になつてゐる。それは三十年目か六十年目には、必ず水中に沈められるのは覺悟の前で、租税がかゝらず、洪水が残した肥壤で、收獲の多きを以て耕作もせずには居られないと云ふ。かく沃田を作る廣い棄地を取つて、大土手を造つたによつて、屹然と揺かず、それが爲めに久留米は水浸になる、勿論久留米の城下は、筑後川の曲折して此に流るゝ衝に當るが、洪水を豫防するは難いのである。併し此の岸に思ひ切つて土手を造つた所より、こちらは洪水の難儀はしないけれども、久留米はいつも壓迫されて、水害を受くる様に思つて、其のため久留米の者とは、喧嘩をして今に絶えない。久留米の城の本丸跡から、前に長い山の様な土居や、朝日山が横たはつて居るのを見ては、肥前がうらめしかつたであらう。よく知らぬ人は、隣國を壑とする仕方と謗つた書もあれど、それは違ふ、川の西岸は棄地を廣くこつて、堅牢



の堤を築いたのである、これが兵庫殿の工事中の大事業である。

良吾云、此の工事に私の外祖永田氏等も、兵庫頭に協力してゐることが系圖に見えてゐるが、尙ほ高木町眞宗願正寺には、次の如うな古記録が保存せられてゐる。是で見ると願正寺の力も大したものゝ如うである。

今度御領内眞宗御門徒中願正寺心勸千栗水土井之末矢俣郷之内築殘三百六十間之在所有馳走見事被成就候段八戸左近兵衛管之面今披見誠一稜之御奉公被存申候又先年大坂一亂之時も右從惣御門徒中火繩手形相調被差上候連々之儀至無怠存候先様可然時は願正寺まで可申入候間各被得御意候馳走可被申上儀尤候

草々謹言

三月十三日

多長門守

(花押)

武主殿助

(花押)

須下總允

(花押)

諫右近允

(花押)

願正寺

御領内御座本所

同 御門 徒 中

### 第十七章 小身侍の大野原開墾

佐賀藩では小身侍の爲めに、井内南涯の議に基き、佐賀郡金立村の大野原を開墾して、此に移住せしむることゝし、先づ五十戸を簡拔して、其處に一村を形成せしめることゝした。是れ普通に大野原侍と稱するものである。

鍋島直正公傳云、

是まで公は家中の文武教育を勵まして、士氣を鼓舞するに勉めらるるとはいへ、小身又は家計逼迫等にて田舎に散居したる侍は、學校に出でて文武を修練するを得ざりしかば、教育の普及上、其の居住に適宜の方法を設け、同志を集めて學藝を勵むべき仕組ありたしと、組々より追々に申し出でたり。是に於て仕組所は協議し、その結果城北金立山麓の黒土原・大野原などは其の名の如く一帯多くは黒墟にて土質悪しく、ために不毛の野として只大調練などをなす場所となりたれど、地味を精檢すれば、開墾に堪ふる處も多く、唯水の潤



澤乏しき憾あるを知悉し得たり。よりて大野原なる堤塘附近の地域を相して宅地の繩張をなし、此處に五十戸の宅地を劃し、藩費にて小身侍に相應の家宅を建て、宅地には樹木を植ゑ畑を作り、居住を願ひ出でたる者に之を下げ渡すとも、居住者の願ひによりては、附近の地をも所有開墾せしめ、其の五十人のために香焼團結と同様に、文武の業を講ずる學校及び槍劍の道場を造り與ふる事となして、九月二十一日（天保十四年）之を發表し、政府に於て、出願者の人格・履歴等を聞き糾して、漸次に住居せしむる事となりたり。是地は城下を距る約三里弱なるため、常に佐嘉と往來して健脚を養ひ、一方には自ら鋤犁を把つて耕作樹藝し、従つて耕地を拓開して家計を補給するの便をも兼ねたりしを以て、次第に志望者を満たし數年間に五十戸團結の一村を形成したり。是れ大野原侍と稱するものにて、彼等は藩を終ふるまで此處に居住し、此の學校より身を起して佐嘉の學館を卒業したる人物も亦少からず出でたり。

斯くてその移住の侍の居宅が、やゝ整ふことを聞かれた藩公には、翌弘化元年五月二十五日親しく其の稽古所に臨んで、生徒の文學・武藝を演覽せられたが、この移轉の爲めには随分費用をも消耗したであらうとの思召しから、特に金五千兩を移住の侍に給せられた。

金立山から大野原見れば、破れ袴で畑うつ、の俗謡が、その比一時藩中に流行した。時に天保十四年九月のことであつた。請役所から閑叟公に請うた案文云、

御家中小身逼迫等にて、御城下住居出來兼候者共、在任罷在候ては兼て文武の志有之候ても、懸々にて行届兼候に付、住所差出被下候へば、同志中諸稽古可仕旨願出候。右は願通被差免、地所の儀上佐賀大野原被差出、同所へ打寄せ、相住居文武の稽古等仕候通、被仰付方御座有間敷哉、屹然人數組、且人柄、其の外委細の儀は、尙調査の上可奉伺候。

## 第十八章 新田地主の哀願

山代郷天神搦伊萬里郷戸野須搦及び伊萬里有田舩八谷搦等は、曾て地主の先祖が莫大な銀米を投じて開墾した土地で、爾他の土地とは頗る其の趣を異にするところから、特例を認められたしとあつて、去る嘉永五年例の土地分給令が布告された直前に、其の地の地主等は連署の上藩廳に請願に及んだことがあつたが、今次の土地分給令によると、藩廳では此等格別の事情等を有する地面は、其の筋へ伺出でさへすれば、再調査を爲すことのお達しであつたので、開發新田の地主等は、其の先祖の功勞を認め、新田に限つて所有權の全部を地主に認められ度い、其の代りに新田の加地子は、農政改革の本旨たる窮民救助の精神に則つて、之を半額に減じて苦しくは無いこの事情をも願出たが、藩廳では既に前年度から新田開發の來歴を調査して、之を熟知して居たので、代官池田某の申請を聽許して、新田の所有權は之



を地主に認め、其の加地子米をば半減することゝなつた。即ち願出でに關する文書は次の通りである。

乍恐奉願上口上覺

某儀伊萬里郷町裏村罷在耕作方相營御蔭を以て押々相續仕難有仕合に奉存上候然處八谷搦之内田四反七畝持來下作差出加地子米取納仕候處天保寅年依御仕與十ヶ年猶豫被仰付其後今又十ヶ年被御差延置候未由緒等有之候地面持傳下作差出候體之者は格別之義に付右體之筋は得と取調子達出候様御達帳之趣奉承知候右は去る嘉永丑年伊萬里有田兩郷加地子米致取納來候向は都て御上御支配之體にて田數高之二分半地主へ被相渡殘地面之義下作之者打追耕作仕候通被御手付候、右搦之義某本家合壁罷在候虎之助先祖之者安永年中御藏方御役所より御築立之御見積に相成伊萬里有田兩郷之者共より築立候様御勸に相成御國益之義御熟達奉感伏、十四口之銀主精々差部三ヶ年之間晝夜相働、御趣之通築立、田畠開明、亡父隱居仕候節本家持傳之内より引分讓請候地面にて御座候、然處前に奉申上候通寅年御仕組にて十ヶ年加地子米猶豫被仰付去る丑年田數高之二分半被相渡候に付右搦格別之譯筋に付何卒元々之通持地に被仰付候様奉願候處先以右丈引分被仰付御年限相滿候半バ猶又御慈悲之御吟味被遊可被下段被仰達候に付奉畏罷在候、右虎之助先祖搦築立候は某爲には祖父に相當肝臟を碎罷在候義に付何卒虎之助同様元々之通被仰付被下度奉願上候條近來御用繁之

御半恐怖至極に奉存上候得共御筋々宜敷被仰達可被下候義深重奉願上候 以上

亥二月(文久三年)

伊萬里郷町裏村百姓

作 次 郎 ㊦

庄屋 鶴 太郎 殿

右之通奉願上義に御座候條御筋宜敷被爲置御吟味被下義即本文に御座候 以上

庄屋 鶴 太 郎

御代官御役所

(一) 去る天保十三年郷内依御仕與被相居置候加地子田畠之義先般夫々御手を被相附候内由緒有之全自力を以て搦地築留或は山野を開明田畠に仕立先祖以來持傳之地面を下作に差出置候體の者格別之義に付右様の筋は得と取調べ達出候様最前被相達候然處山代郷天神搦借又伊萬里郷戸野須搦或は伊萬里有田舩八谷搦其外の義は元來地主共銘々大銀米振出全自力を以形之通通開發いたし普請をも夫々自分より仕整いづれも熟田と相成候處より一際御取納高相増候通彼等共先祖以來格別之功勞有之自餘加地子田とは大に譯合相替候に付ては右同様の分配可被仰付候様無之哉に相見え候去迎前段御仕與之義は專窮民御扶助のため被御取計候未も有之候に付右等の田畠は都て地主有として被闢、左候て寅年迄致取遣候加地子米の内凡高五部丈向後致受納候様被仰付方有之間敷哉尤別紙願書三通相



添此段致御達候條猶被遂御吟味度候 以上

子四月 (元治元年)

池田文八郎

(二) 本文皿山代官池田文八郎より達出の次第吟味候處委細書面の通り自餘加地子田とは振合相替候に付格別之譯を以て相達通被仰付方可然し此段致御達候 以上

子四月 (元治元年)

御藏方

(三) 皿山御代官池田文八郎殿え御請役所より御達相成候寫

加地子米之儀に付去る戌年被相達置候次第有之候處山代郷天神搦伊萬里郷戸野須搦借又伊萬里有田舩八谷搦其外之儀は元來地主共銘々大銀米振出し全自力を以形之通開發致し普請をも自分より夫々相整いづれも熟田と相成全彼之者共先祖以來之功勞に而自餘加地子田畠と者譯柄相替候に付右等之田畠者都而地主にして被差置、左候て寅年迄被差遣候加地子米之内代官見計を以凡高之五分通致差遣候様被仰付義代官池田文八郎より相達之趣御當役御聞届相達之通被仰付儀に候條此段筋々可被相達候 以上

子六月 (元治元年)

請役所

(四) 達帳寫

去る寅年被相居置候加地子田畠之内格別由緒等有之候筋取調子候處山代郷天神搦借又伊萬里郷戸野須搦伊萬里有田舩八谷搦其外之儀者、元來地主共大銀米振出し、形之通開發

發御取箇も一際相増候通先祖以來格之功勞有之自餘加地子田とは譯合相替候に付當節右等の田畠は都て地主有に申付候、惣而寅年迄致取遣候加地子米之内凡高五部通向後致取納候様、尤其通に而は地主下作之者致難澁候哉も難斗に付右者猶又双方熟談之上取遣之振合先以達出差圖を請候様其筋懇々相達可申候 以上

子十月 (元治元年)

池田代官所

右御達帳之趣奉畏候 以上

庄屋



佐賀縣干拓史  
（坤卷）  
部門志

佐賀縣干拓史

卷一

佐賀縣干拓史 卷一  
第一章 干拓の概況  
第二章 干拓の歴史  
第三章 干拓の現況  
第四章 干拓の展望  
第五章 干拓の功績  
第六章 干拓の意義  
第七章 干拓の発展  
第八章 干拓の未来  
第九章 干拓の希望  
第十章 干拓の理想



佐賀縣干拓史 (坤の卷)

部門志

第一編	川副地區の干拓	一
第一章	川副郷の概観	一
第二章	川副郷南部の干拓地考	七
第一節	龍造寺隆信公時代の海岸線	九
第二節	玄貞搦その他由來記	二三
第三節	人名や干支等を冠する諸搦並六府方搦等について	二六
第四節	干拓計畫面廣くなる	三三
	附、填築開墾履について	
第五節	搦の堀が狭い理由	三三
第六節	大正搦と昭和搦	三六
第七節	五大堤塘の查考	三七
第八節	八田江下流沿岸の小新地	三六
第九節	查考後の感想	四〇
第三章	川副地方の干拓實狀	四三

目

次

一



第一節 成租の上より見たる干拓……………四  
 附、南川副村干拓状況報告……………  
 第二節 南川副村の干拓地區……………四七  
 第三節 西川副村干拓状況報告……………五〇  
 第四節 西川副村の干拓地區……………五三  
 第四章 大詫間村の生成……………五五  
 第一節 大詫間村勢一斑云……………五五  
 第二節 大詫間村干拓の状況……………五九  
 第二編 與賀地區の干拓……………六三  
 第一章 與賀郷の概観……………六三  
 第二章 東與賀村の干拓……………六六  
 第一節 大 擗……………六六  
 附、佐賀郡東與賀村大擗……………  
 第二節 大 授 擗……………七〇  
 第三節 其の他の擗……………七三  
 第四節 成租の上より見た此地の干拓……………七六  
 第三章 西與賀村の干拓……………七七  
 第一節 丸目、元相應以南の土地は新しい……………七七

第二節 相應擗等を築立つ……………七九  
 第三編 嘉瀬・久保田地區の干拓……………八二  
 第一章 嘉瀬久保田二村の概観……………八二  
 第一節 佐賀藩郷村帳に登録せられた所……………八二  
 第二節 嘉瀬村の梗概……………八三  
 第三節 久保田村の梗概……………八三  
 第四節 成租から見た此地區の干拓……………八四  
 第二章 嘉瀬村の干拓……………八五  
 第一節 新 地 籠……………八五  
 第二節 耕地整理新地……………八六  
 第三節 新村以南の地割及面積……………八六  
 第三章 久保田村の干拓……………八七  
 第一節 久保田村の干拓沿革……………八七  
 第二節 久保田村の干拓現狀……………八八  
 第四編 芦刈・砥川地區の干拓……………九〇  
 第一章 芦刈・砥川地區の干拓……………九〇  
 第一節 佐賀藩郷村帳と照合……………九〇



第二節 小城郡誌舊記抄録……………101

第二章 芦刈村の干拓……………105

第一節 道目以南が新田開發地？……………105

第二節 松土井外に十七搦……………107

第三節 各新地の畝數……………107

第四節 授産社搦のこと……………110

附、牛津町圓長寺井樋

第三章 砥川村の干拓……………111

第一節 砥川村の地先は二川の複合生成……………111

第二節 天神搦と正徳八幡二搦……………113

第三節 萬延元年御新地方調……………114

第四節 砥川村各搦反別……………115

第五編 横邊田郷の干拓……………117

第一章 横邊田郷の概観……………117

第一節 郷村帳に見る横邊田……………117

第二章 江北村の干拓……………119

第一節 佐留志地先の本格的干拓は慶長以後……………120

第二節 八丁村の開地と小田新田……………121

第三節 多久邑の私領地……………121

第三章 横邊田郷新地石入帳……………123

第一節 萬延元年御新地方調……………123

第二節 同郷元御新地佐留志村……………127

第三節 同上 山口村……………128

第四節 同上 下小田村……………128

第五節 同上 下砥川村……………129

第四章 干拓地の地名はその沿革を物語る……………130

第一節 袋と島との地名は……………130

第二節 多勢の人手に依つて沃野十里の美田を得……………131

第五章 佐留志に耕地整理組合生る……………133

第一節 惣領分耕地整理搦地區内舊搦反別……………133

第二節 佐留志 搦……………135

第六章 八町村の由來……………136

第一節 由來 記 録……………136

第二節 八町村の廣袤……………137

第三節 八町搦の石入高……………137

第六編 白石地區及三法潟の干拓……………141



第一章 白石平野の生成と地質概観……………一四一  
 附、往昔杵島郡内耕地の想像

第二章 耕種上より見たる白石平野……………一五三

第三章 白石平野の特異性……………一五四  
 附、(一) 永池溜池増築工事事蹟  
 (二) 焼米溜池改修工事  
 (三) 水溜池の掘立を許可す

第四章 干拓地帯の水利と鑿井……………一七五

第五章 曆時から見た白石平野の開拓……………一七七

第六章 福富村の干拓……………一八〇  
 第一節 福富村の概観……………一八〇  
 第二節 福富村干拓沿革……………一八三  
 第三節 福富村干拓挿話……………二〇四  
 第四節 福富村干拓現況……………二二三  
 附、福富村誌抜萃

第七章 北有明村の干拓……………二三八  
 第一節 北有明村概観……………二三八  
 第二節 北有明村干拓沿革……………二四〇  
 附一、北有明村史大略

附二、御影供

第三節 北有明村干拓現況……………二五四  
 附、縣營干拓に就いて

第八章 南有明村の干拓……………二五六  
 第一節 南有明村概観……………二五六  
 第二節 南有明村干拓沿革……………二六二  
 第三節 南有明干拓現況……………二七九  
 附、中郷御新地野方本帳其他參考

第九章 錦江村の干拓……………二九七  
 第一節 錦江村概観……………二九七  
 第二節 錦江村干拓沿革……………二九九  
 第三節 錦江村干拓現況……………三〇〇  
 附、廻里津屋敷御本帳寫

第十章 龍王村の干拓……………三〇五  
 第一節 龍王村の概観……………三〇五  
 第二節 龍王村干拓沿革……………三二三  
 第三節 龍王村干拓現況……………三三六



第十一章 白石町の干拓……………三七

  第一節 白石町の概観……………三七

  第二節 白石町の干拓沿革……………三七

  第三節 白石町の干拓現況……………三五

第十二章 六角郷の干拓……………三六

  第一節 六角郷の概観……………三六

  第二節 六角郷兩御新地並橋下西郷の一部……………三七

  第三節 主として橋下村に屬する部……………三一

第十三章 三法潟竝橋下西郷の一部干拓……………三五

  第一節 三法潟の概観……………三五

  第二節 三法潟の干拓狀況……………三四〇

第七編 藤津地區の干拓……………三四九

  第一章 藤津平野の成因と地勢概観……………三五〇

  第二章 鹿島村の干拓……………三五三

    第一節 鹿島村の概観……………三五三

    第二節 鹿島村干拓沿革……………三五三

      附、藤津郡鹿島村の干拓……………三七一

    第三節 鹿島村干拓現況……………三七一

第三章 鹿島町の干拓……………三七三

  第一節 鹿島町の概観……………三七三

  第二節 鹿島町干拓沿革……………三七三

  第三節 鹿島町干拓現況……………三七六

      附、藤津郡鹿島町の干拓……………三七七

  第四節 干拓の恩神紹龍公……………三七七

第四章 濱町の干拓……………三八一

  第一節 濱町の概観……………三八一

  第二節 濱町干拓沿革……………三八一

  第三節 濱町干拓現況……………三八三

      附、鹿島藩の新地考……………三八三

第五章 鹽田郷の干拓……………三八八

  第一節 鹽田郷の概観……………三八八

  第二節 鹽田郷の干拓沿革……………三九〇

第六章 多良地區の干拓……………四〇四

  第一節 多良地區の概観……………四〇四

  第二節 七浦村の干拓沿革……………四〇六

      附、龍源寺搦開田等……………四〇六



第三節 多良村の干拓沿革……………四〇九

第四節 大浦村に干拓無し……………四一〇

**第八編 伊萬里地區の干拓……………四一一**

第一章 伊萬里地區の概観……………四一一

第二章 伊萬里町干拓の沿革……………四一二

第一節 戸ノ須……………四一二

第二節 戸渡島……………四一三

第三節 清水浦……………四一三

第四節 木須崎……………四一三

第五節 濱田……………四一四

第六節 兎山……………四一四

第七節 木須新田……………四一四

第八節 瀬戸埋立地……………四一四

第九節 長仙坊・白濱・びしゃご……………四一五

第十節 大船釣……………四一六

第十一節 嬉野新田……………四一六

第十二節 牧島棚……………四一六

第十三節 早里濱……………四一六

第十四節 川副新田……………四一七

附一、黒川新田・煤屋・馬蛤湯新田・八谷棚

附二、若宮神社古記

附三、松浦拾風土記云

第三章 伊萬里町干拓現狀……………四二一

第四章 二里村の概観……………四二四

第五章 二里村の干拓沿革……………四二四

第一節 八谷棚……………四二四

第二節 笹尾棚……………四二六

附、二里村中里の開墾

第六章 東山代村の干拓沿革……………四二七

第一節 長濱新田……………四二七

第二節 日尾棚……………四二九

附一、東山代村新棚

附二、長濱埋立地

第七章 山代町の干拓沿革……………四三四

第一節 楠久棚……………四三四

第二節 浦ノ先埋立……………四三五

第三節 窟岩鹽田……………四三五



第八章 黒川村の干拓沿革…………… 四三六

第九章 波多津村の干拓沿革…………… 四三九

第十章 寺澤氏墾田開拓にて石高を増す…………… 四三九

附一、松浦昔鑑  
 附二、松浦拾風土記  
 附三、遠干潟と云ふ事

第九編 唐津地区の干拓…………… 四四七

第一章 志州公土壤を管めて肥瘠を分つ…………… 四四七

第一節 東松浦郡干拓の沿革…………… 四四八

第二節 有浦村新田…………… 四五〇

附、東松浦郡有浦村新田

第二章 検地の結果領民苦しむ…………… 四五三

第三章 寺澤氏以後も新田開發は進められた…………… 四五三

第一節 鏡村寅新田…………… 四五五

附一、東松浦郡鏡村寅新田  
 附二、東松浦郡鏡村新屋敷

第四章 唐津領石高調…………… 四五七

第十編 筑後川流域の干拓…………… 四六九

# 第一編 川副地区の干拓

## 第一章 川副郷の概観

佐賀藩郷村帳に見る川副郷は、川副東郷の大堂村渡場・戊亥隅・永仁寺古・加與丁村陣・太田村土師・大津村下徳・徳富村塀垣小路・野村小路・紺屋小路・田代小路・野中小・爲重村祇園町村・安龍寺領・上下村弟子・三重村新北・福田村水町村・山領村小抗村・石塚村諸富村・諸富村新ケ江・小田ケ里小曲リ村・石井小路の十五ヶ村。川副上郷の光法村角町・阿山津村・増田深町・江上村江上・木原村枝吉町村・武藤・袋村大崎村・新郷村八田町村・八田一本・下武八田とは別に本村として掲ぐ。東南里中古・西南里野々古賀・坂井村の十ヶ村及び川副下郷の東古賀・米納津村・福富村吉・崎ケ江西ノ古賀・小木盛村久町（一本小本森村）・船津村さぶ・道免村重久・鹿江東・西分はさ・咥分村道久・犬井道鱧江・折田中村・野村吉村・中津和崎・早津江弟子・江北・留今町・野中東・大詫間村本村・下村十九ヶ村都合四十四ヶ村から成り、現在では是が佐賀・崎ケ江柏村・八龍大詫間村・壹町三反の十九ヶ村都合四十四ヶ村から成り、現在では是が佐賀市の一部及び本庄村をはじめ、東西南北中の五川副村並に新北村・大詫間村の一市八ヶ村に



分れ、何れも縣下有數の自治體を構成してゐる。即ち左の如し。

(一) 北川副村

本村は佐賀市の東南に位し、北に佐賀江を隔て、巨勢村に對し、東に新川を以て東川副村と接し、南に新北・中川副・西川副の三村を控へ、西、八田江を界として本庄村に隣りしてゐる。東西一里餘・南北二十三町餘、戸數は七六一戸である。光法・江上・木原・新郷の元村が今大字となつてゐる、純農村で、その木原と武藤とは天文年中小田・龍造寺二氏が常に争つた所、八田の八坂神社・木原の日枝神社・角町の西宮神社は、共に舊藩主の崇敬ありし名社であり、就中その粟島社の如き古來遠近に著聞してゐる。

尙ほ江上の福満寺は、延暦二十三年傳教大師の建立にかゝり、大師の作になる日本七佛藥師の一體を安置し、新郷の本願寺亦行基の作と云ふ川副七佛藥師の一體を本尊として、共に有名であるが、一方安住には室園遊廓が軒を並べて娑婆の歡樂境を呈してゐる。

(二) 東川副村

本村は佐賀郡の東南部に位し、東は千歳川を以て福岡縣に境し、西は北川副村に、南は新北村に、北は佐賀江を隔て、神埼郡蓮池村に接してゐる。東西二十二町・南北二十六町で面積は凡そ一方里、戸數は八五〇戸ある。是亦大堂・徳富・諸富津の元村を大字としてゐる。諸富と大堂の兩津は商業地だが、他は専ら農業地である。大堂に大堂神社・太田村に太田神社

社があり、主として事代主・大山祇神を祭り有名である。太田の慈廣寺は此の地方の舊領主太田美濃守の草創にかゝり、同地の寶光院は龍造寺純家の建立、さらに徳富本村の西覺寺には、隆信公の位牌をも安置してゐる。又、下大津の東光寺には、例の川副七佛藥師を本尊としてゐる。字小曲は小田ケ里と共に後年蓮池領に屬したが、此處ぞ當年小田氏歴代の城地であつた。諸富津の筑市と、千歳川中洲上の宮角力とは、昔から遠近に著聞せられてゐる。

(三) 新北村

本村は佐賀郡の東南隅を占め、東及び南は千歳川を以て福岡縣に相對し、北は東川副・北川副の二村に西は中川副村とに隣つてゐる。東西凡そ十五町二十間・南北二十町餘、戸數七六〇戸を算ふ。是亦寺井津・山領・爲重の元村を大字とす。寺井津は金立權現の上陸地として名高く、浮盃・片葉蘆等の舊蹟や天然紀念物があり、聖人塚亦有名である。此の地舊佐嘉藩五津の一で、古い商業地として早津江と並稱せられたものだが、今日では昔日ほどは無い、漁業に従事するものが多い。

寺井城趾には萬壽寺があり、その南には舊藩時代米倉があつた。天文年中大友氏が此處まで攻め寄せたと云ひ傳ふ。三重の新北神社は素盞鳴尊を祀り、上下の尊崇特に厚かつた。御船藏・海軍所趾亦此處に在る。爲重村の大部は往年の多聞院・安龍寺・神通院の所領で、就中神通院は行基に依つて開かれ、安龍寺には川副七佛藥師を安置してゐる。石塚村には國境



御番所の趾をもある。本村は千歳川を隔て、福岡縣の若津と相對し、古來筑後より佐賀に入る咽喉の地に當り、石塚・寺井・三重・水町はその道筋に當つてゐた。随つて維新前まで此處に代官所をも置かれてあつた。

(四) 中川副村

本村は佐賀郡の東南部で、川副地方の中央に位置し、千歳川の支流早津江川の沿革一帯の地を占め、東は川を隔て、福岡縣三潞郡大野島村及大託間村に相對し、東北は北川副及び新北の二村に、西及南は概ね濠を以て西川副と南川副の村に墾し、土地は至つて狹長で東西が僅に六町、南北は實に一里十五町に及ぶ、その戸數は七一五戸で、矢張福富・早津江・早津江津の舊村を以て大字と爲してゐる。

早津江津は前記寺井大堂をはじめ厘外・相應と共に五箇津の一として古來商業に殷盛を極めた所である。明治七年二月佐賀ノ役には縣令岩村高俊・陸軍少佐山川浩氏等が兵を率ゐて此の津から上陸された。

鹿小路の志賀神社・中津の嚴島神社・東古賀の淀姫神社は著名である。又、崎ヶ江に法源寺米納津に東光寺があり、東光寺には川副七佛の一軀を安置してゐる。

(五) 南川副村

本村は佐賀郡の最南端に位置し、西及び北は西川副村に、東北は中川副村に接し、東は早津江川を隔て、大託間村と相對し、南一面は有明海に臨んでゐる。東西約一里・南北凡一里半で、戸數は一、一八〇戸を算す。

本村の大部分は干拓地で、今日尙ほその南方地域は盛に擴張されつゝある。地味至つて肥沃に耕作物は豊饒なれども、元來水源地に遠く爲めに灌漑水に乏しく、一朝旱魃に遭遇せんか水忽ち涸渇して旱害を免れない。曩に川副普通水利組合が組織せられ、東川副村尾の島其他から樋管を以て淡水を引入れ、用水の供給を爲しつゝある外、最近では漸く各所に鑿井が行はれて、昔日の苦痛も多少は緩和するに至つた次第である。(鑿井分布地圖參照のこと)

大部分は農業を營めども、犬井道には漁業兼業亦鮮からず。此の犬井道は凡そ八百餘の人家が櫛比して一見市街の如き觀がある。その海童神社は曾て龍造寺隆信此の地から上陸して、水難轉除の爲めに創建せられた名社で、同地の威徳寺亦公に由縁がある。その外鹿江には圓照寺があり、當年此の地の領主鹿江遠江守の草創だと云はれてゐる。

(六) 西川副村

本村は川副地方の西南を占め、北に北川副村があり、西は八田川を以て本庄及び東與賀の二村と接し。南西の一部は有明海に瀕し、尙ほ南は南川副に、東は中川副に連つてゐる。東西三十町・南北一里三十町あり、南里・西古賀・小々森の元村を大字としてゐる。戸數八七五戸で、主として農業を營み、海濱の一部に漁業者もゐる。東南里の八幡社は俗に助溺神(ヒ



ヤイランサン」と稱して著名であり、更に西南里の勝定寺は、川副七佛薬師として名高い。

(七) 本 庄 村

本村は佐賀市の南に隣接し、東は八田江にて北川副・西川副に向ひ、西は西與賀村に、南は東與賀村に接してゐる。東西三十町・南北四十一町、戸數六一〇戸である。本庄・袋・鹿子・末次の四大字は元村である。藩時代には東西の本庄を本庄郷と稱し、末次・東西鹿子・上飯盛を與賀上郷と云つたが、明治維新の際我が川副郷の一部たる前記の袋村が本村に編入せられた。

本村は鍋島侯の發祥に極めて由縁深く、直茂公の誕生地をはじめ、鍋島氏菩提所の高傳寺さて又、大内觀音寺・末次休息所・鹿子の壘等の史跡地がある。かの永享五年、少貳滿貞が一子小法師資嗣が探題大内盛入道と戦ひ、僅か廿一歳の花の蕾を此に散らした事等、今尚ほ大内旗の地名と共に鹿子の語り草となつてゐる。

以上の如く川副地方を一瞥するに、各土地の由來、神社・佛閣の由緒、偕又幾多の史實よりして、大凡此の地方の開發年代も推定せられるやうであるが、尙ほ是を詳細に検討すれば、例の新ヶ江と稱し新村・今村・下村・搦等云ふ地名に依つて、夫等の土地の新舊を明瞭に區分することも出來よう。

さて慶長以後の干拓地と思はれる部分は、吉村・咄分・小木森・新村以南の土地位で、而も之を他の地方に比ぶれば、かの杵島郡白石地方と共に、優に佐賀縣下に於ける二大干拓地の一として、取上げられる所でありませう。ことに大詫間村のごときは、是れぞ全く慶長以後の開地で、その地先きの干拓に就いては、常に對岸舊柳河藩の神經を尖らしてゐたことは、概説三善某の意見書にも見る通りである。

此の川副郷の地先は、爾來今日まで間斷なく干拓せられつゝあり、尙ほ此の後數百年も立たば、對岸の與賀・久保田・芦刈・白石等の地先と、全然融合隣接して、此の方面に一大農村の誕生せんことも、決して空想のみではありませんまい。

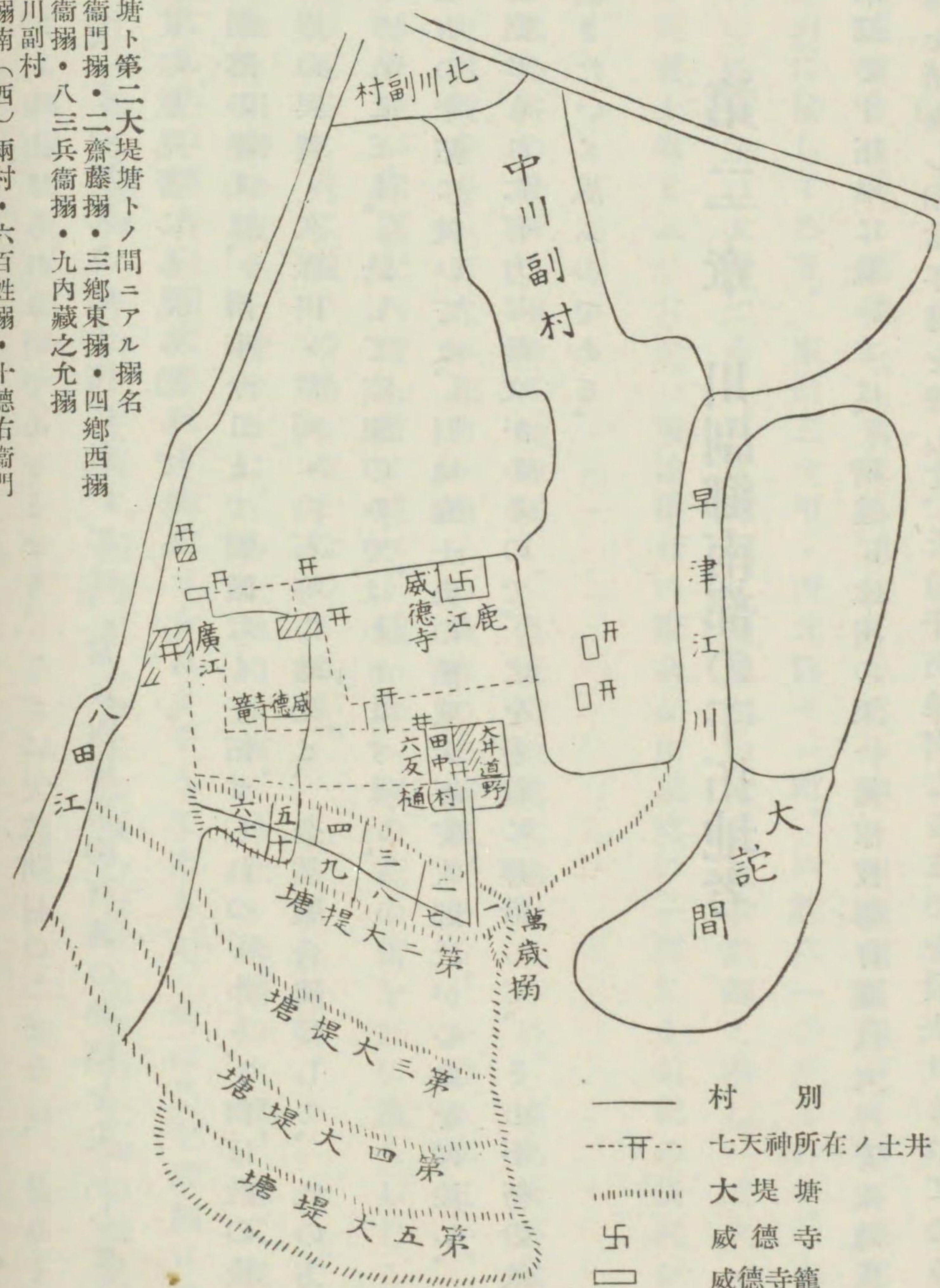
川副地方の干拓に就いては、同地郷土史の權威大坪安太郎氏が心血を傾注し、而も多年に亘つて考察せられた有力な論文があるので、之を卷首に拜借して、その不朽の效績を永遠に稱へて置きたいと思ふのである。

## 第二章 川副郷南部の干拓地考

川副南部の干拓地に就いては、斯道に造詣の深い元佐賀縣會議員大坪安太郎氏が、文献に徴し實地を踏査し相當年月を費して、その干拓地考なるものを發表せられてゐるものがあり、大體編者もそれに同感だから此にそれを借載することとする。



第一大堤塘ト第二大堤塘トノ間ニアル搦名  
一太左衛門搦・二齋藤搦・三郷東搦・四郷西搦  
七傳兵衛搦・八三兵衛搦・九内藏之允搦  
以上南川副村  
五支貞搦南(西)兩村・六百姓搦・十徳右衛門  
搦・十一五郎兵衛搦 以上西川副村



- 村別
- +--- 七天神所在ノ土井
  - ..... 大堤塘
  - 卍 威徳寺
  - 威徳寺籠
  - 井 六反井樋
  - +---+ 廣江大井道間ノ土井ハ誤線
  - +---+ 廣江大井道間ノ土井ハ正線

### 第一節 龍造寺隆信公時代の海岸線

干拓地は海岸線の前進するに従つて廣まることなれば、昔の海岸線を現はす堤塘地は、縦令現在では低まつて居ても、その時代に於ては海水を防止する所の鐵壁であつたと想像される。余が住宅の裏には、昔の堤塘であつたと思はるゝ中島がある。それは西川副村の八田江沿岸から、南川副村の茅土井を通り、中川副村早津江川沿岸まで、一帯に連なつてゐる。中島の兩側は堀である。土地臺帳には山林又は原野と記してある。然かも山林の状態をなす部分は僅少で、間には崩壊して、最早原野の形を保たない所もある。之等の干拓は記録としては見當らないが、其他の古記録や古老の言ひ傳へや、其他巷間の傳説などを綜合して見ると、

(一)、書に天文二十二年龍造寺隆信公は、筑後國一樹より佐嘉城に歸らんとして、七月二十五日鹿江遠江守兼明が船にて鹿江崎に着き、乾堂を過ぎ、同二十七日鹿江威徳寺で旗を掲げられたこと。

(二)、威徳寺の記録には天正四年龍造寺隆信公は、御國家御弓箭の長久と五穀豊穰のため、鹿江村威徳寺の昌泉和尚に命じて太宰府天滿宮を勸請し、中島一帯の堤塘上に七天神を分祀せしめられたこと。



更に咥分と小々森との間に四町ばかりの田地あり。威徳寺籠といふ。之れ公より當寺に拜領されたる由緒あるも、今は既に所有にあらず、と。

又隆信公は、鹿江崎犬井道より園田次郎與市漁夫の押樋にて御上り、威徳寺に被爲入こと

(三) 傳ふる所では、隆信公は犬井道漁師園田次郎兵衛等の押樋で三百間堀を上り、あかしどう邊に着かれたこと。

又の傳へでは、公が有明海岸巡視の折、廣江にて沿岸地方民の海波の難に苦しめるを見、この難を防止するため防堤を増築せしめ、廣江の龍王さんを分靈して犬井道に祀らしめたこと。

等をあげる事が出来る。私の考へでは鹿江崎といふも、あかしどうといふも、公が着陸された所は、同じ所であらう。乾堂は犬井道と同じく、園田次郎與市は、園田次郎兵衛と同人、又龍王さんは海童神社と同じである。

あかしどうといふ所は、犬井道の海童神社から堀に沿うて南に進めば、大堤塘（南川副地内では松土井といひ、西川副地内では蘆土井と俗稱す）に達す。其處から東に折れて、東方萬歳搦の縦土井に接する迄の間で、兩側に堀を隔て、北には太左衛門搦があり、南には新御舩搦（通稱しやん搦といふ）がある。

右沿うて來た所の堀は、松土井の井樋を潜りて、新御舩搦の西側を南に流れ、東に折れて潮井樋から早津江川に流れ出づ、此の兩井樋間の堀を三百間堀といふ。

案するに、天文の末頃あかしどう邊は、まだ潟の蘆生地で、三百間堀といふ所は、潟を流るゝ濇筋で、公の乗り來た船は此の濇に着き、折柄干潮の時で、特に二十五日といふ、「から間」の眞最中なれば、濇に水なく、船の行動自由ならず止むなく、園田等が漁具なる押樋を便りて、あかしどうに着き、今の海童神社近くに上陸されたることであらう。

時過ぎて天正の代となり、公の勢隆々たるに及び、川副南岸の土民が海波の難に苦しむことを上申したれば、公は之れを憫みて土民の意を酌み、潮水の浸水を防ぐ爲め防堤を増築せしめ、廣江の海童神社を分靈して犬井道に祀らしめたることなれば、此の兩神社の間に堤塘が堅固に築かれたと思はるゝ。

一方前記中島なる既成堤塘上には、七天神を勧請分祀して武運の長久と五穀の豊穰を祈らしめられ、漁民のためにも農民のためにも、安堵幸福の方策を施されたと考へらるゝ、扱てその兩神社間の堤塘は、那邊であつたらうか、先づ廣江（海童神社は現今の所ではなかつたといふ）から字小物成より四本柳に入り、字二本柳（俗稱威徳寺籠）の南側を過ぎ、南川副村咥分の南部を経て、六反井樋を超え、田中の北裏堀端を東に進み、南に折れて立小路を下り、犬井道の海童神社まで里餘の所で、今尙ほ昔時の堤塘觀が幾分残存して居るから、此の



間が隆信公時代に於ける川副南部の海岸線で、その手前がその時の新干拓地であつたと思はるゝ。さすれば前に書いた威徳寺籠は、殆んどその中間にあつて、一劃四町六段ばかりある。(この事書史に見當らず。古老に問はんと欲するも得ず。唯々余の舊録中より抜く、眞否は識者の判断に任す)

## 第二節 玄貞搦その他由來記

### (一) あげと新地

西川副村に松土井マツツヅミといふ大堤塘がある。明治十七年頃までは、大なる松樹拾本ばかり繁つてゐた。西部は笹土井アサツヅミといつて小笹が叢生し、人馬の交通もできなかつたが、今は鋏入れして桑を植ゑたり麥等を作つたりして、唯一本の松樹が西端に残つてゐる。

此の堤塘は東方南川副村に連なり、早津江川沿岸に及んでゐるが、其の間には大なる松樹が繁つてゐるところもある。南川副では此の堤塘を松土井といふ人もあり、又大土井といふ人もある。余は記述上の便利から、この堤塘全體を第一大堤塘と假名す。

南・西兩川副では、此の第一大堤塘を境目として、外部全體の地を新地或は搦といひ、それに對して内部全體の地を「揚げ」といふ。土地臺帳には揚げといふ名はなけれども、新地

は總べて搦の名がある。この第一大堤塘は、何時築かれたであらうか。古老人に尋ねても知るものなし。記録を探しても見當らぬ。それで推測の一二をあげて見よう。余が幼年時代より青年時代に、この第一堤塘外に玄貞さんといふ一軒の家があつた。吾等は初め、その家の戸主が玄貞さんと思つてゐたが、戸主は關貫藏ツルツツミといつて、本名は經仲ツルツツミといふ。佐賀市生れの士族であつた。明治二十二年頃佐賀市から其處に移つて來て、自ら家族と共に農業を營み、此の地方では未だ曾て行はれざる所の短冊苗代を仕立て、一本植をなし、害虫の點火誘殺等數年實行したが、農事のことには唯單獨で改良方法を履行したとて、その効果少なく、就中點火誘殺の如きは却つて害虫誘致の因となり、折角の効も見えなかつたので、之を見た農民は農事は學理の通り行かぬとて、新農法は反つて不結果なる念を高むる様になつた。

抑々この經仲が、此所に移つて來たのは、祖先千左衛門がこの搦を開拓して、そこに丸丸龍王(本名丸目地藏)といふ氏神まで祀られてをつた關係から、祖先傳來の土地を自作せんが爲で、當時はこの地方の人々は、佐賀サガ町の士族サマムリヤさんが、農業ヒヤクショウワナサルを營るといつて珍しがつてゐたが、惜いことには、その好果を收むることが出来なかつたのは遺憾である。然し今若し現今の進歩せる農業を、經仲が地下より見ることを得たならば、彼は喜んで瞑することであらう。

昭和九年の春、慶間寺住職關久銀鋒氏より、關久の姓の起りや、關累代の中に、俗名千左



衛門釋名利叟玄貞居士、元祿戊七年八月二十三日死亡齡七十九才と、同寺の墓籍にあることや、同人が玄貞擲の開拓者であり、そこに氏神として丸丸龍王さんが祀られてあることなどを聞込んで、思はざる大收穫を得た。

玄貞擲の中央に南北の縦道路がある。此の道路が西川副・南川副兩村の境界で、西側田壹町八段貳拾五歩は、西川副村の地で、東側田壹町六段七畝拾參歩は、南川副村の地である。而して玄貞さんといひし一軒の家は、南川副村字玄貞擲内に建てられ、丸丸龍王さんは、西川副村字玄貞擲内に祀られてあつたが、明治三十四年大字小々森天滿神社に合祀された。

玄貞擲の西は百姓擲で、中央部は土地至つて高く、西部は特に低い。西側の縦土井は第一大堤塘に會して、北は廣江・西船津・八田に延長し、南は別段擲より南西擲に及ぶ。

玄貞擲の東は郷西擲で、西の擲ともいふ。尙ほその東には郷東擲で、東の擲ともいふ。尙ほその東には齊藤擲と太左衛門擲とがあつて、早津江川沿岸の縦土井に會す。この太左衛門擲と百姓擲の西部とを除けば、第一大堤塘外側一帯の擲は土地甚だ高い。

曾て聞く堤塘を築きて干拓すれば、その堤塘の外側の干潟は、二十年・三十年の中に干拓せざれば土地餘りに高まり過ぎて、後日干拓後耕作するに當り、水車で灌漑するに困ると、されば第一堤塘外側一帯の地が高きより考ふれば、此所の干拓は第一大堤塘の築かれてより三十年以上を経たことであらう。特に東方早津江川尻の干潟は、西方八田江川尻の干潟より

も川の流出物多くして、淹堆作用が盛なることだから、南川副村地先は、西川副村地先より常に一擲以上先んじて干拓せられたことは、今日にもその實例を示して居る。

此の淹堆作用の實例よりして、爰に愚考を直さねばならぬことは、前記所載の兩海童神社間の線にして、あれは廣江より俗稱威徳寺籠（字二本柳）の南側を通り、南川副村咥分の南部を過ぎ、六反井樋を超へ、田中部落の北裏堀端を東に進み、南に折れて立小路を下り、犬井道海童神社迄里餘の間にして、土地の高低干拓面積の廣さ、水路の状態、舊堤塘なる中島との並び、時代間隔のことよりして斯く改むることにした。元來この考は以前より充分念頭にもあつたが、増築といふ二字に重きを馳せ過ぎて書いたことなれば、何れこれ等のことにつきては、更に記する時があらう。

眞照寺の過去帳には、右西の擲には貞享二年・元祿四年・同九年に死者あり、齊藤擲には元祿十七年死者のあるを初め、正徳三年には七月十三日の一日中に、死者十數名もあることや、又威徳寺の記録に、元祿年中潮土井向きに大分の新擲御築立に相成候に付龍王宮者潮土井守護神の儀に付秀嶋に下宮を相立新地内に禿庫を御安置有之馬場筋扱又敷地迄御免許相成申候云々。之れ當寺第八世再中興法巖明印和尚の時の記録で、同住寺は元祿十二己卯年十月十六日に遷化してゐる。而して秀嶋といふのは、今日字戸ケ里の西南地域に、周圍に堀を繞らしてゐる、現時の下の龍神さんの所であらう。



之等のことから考ふれば、此の第一大堤塘は東西一時に築堤されたとは思はれぬから、東西の兩端を除けば、佐嘉藩主第一代の鍋島勝茂公の時だと考へてよからう。

別は大詫間の干拓は元祿年間の様だが、(別記三友氏は此の干拓を寛保以後によるものらしいと云ふ)、大詫間では今に川副地方をあげの内といひ、川副の人をあげの人と呼ぶことから考ふれば、あげと擲との區別は、貞享や元祿頃から始まつたのではなからうか。

### 第三節 人名や干支等を冠する諸擲並に

#### 六府方擲等について

右第一堤塘の外側一帯に亘る擲の南には、人名を冠した擲が尠くないため、それ等の人名を探す爲、西川副村の善通寺・淨安寺・東泉寺・無量寺、南川副村の正法寺・威徳寺・圓照寺・眞照寺・明圓寺の過去帳を調べたるに、當・不當は勿論不明なるも、大凡此の人ならばと思ふもの丈けの人名と死亡年號とを、各擲の下に記入することゝした。

即齊藤擲の南なる傳兵衛擲(野村の傳兵衛享保五年、二三八〇年死)より西に連なる三兵衛擲(見當らす)・内藏之允擲(通稱道免擲といふ、鹿江の内藏之允は安永四年、田中の内藏之允は見當らざるも、其の父儀右衛門は延享二年死)、尙西に連なる西川副村の徳右衛門擲(玄貞擲の南にて、久町の野本徳右衛門は安永六年、二四三七年死)、五郎兵衛擲(百姓擲の南にて、小々森の五郎兵衛は享和元年、二四六一死)迄の一帶と、この北側即ち前記せる第一大堤塘外側一帯とを合せて、西川副村の二十町六反六畝二十歩と(昭和九年調段別以下皆同じ)南川副村の百四十町九反七畝七歩とは、南方の大堤塘で防波をなす。この防波堤を西川副では蘆土井といひ、南川副村では松土井といふ人もあり、中土井といふ人もある。余は又便利上之を第二大堤塘と假名す。

而してこの西縦土井は、百姓擲の縦土井に連なり、東は萬歳擲の縦土井に達す。唯此の東端部の内側なる太左衛門(天保八年死)擲は、早津江川沿岸のことなれば、少々遅れて築かれたと思ふ故、其所の堤塘だけは除外して、大凡享保の頃から天明の頃迄に築かれたと思ふが如何。

第二大堤塘の先きにある大堤塘は、西川副村では幸土井といひ、南川副村では西部から六府方土井・龍神土井といひ、東部をかわつば土井などともいふ。余は之を第三大堤塘と假名したい。此の堤塘の内側には擲が甚だ多い。今左にそれを記さんに、

第二大堤塘の外側に東よりして次第に、一番擲・二番擲・三番擲・四番擲・五番擲・六番擲・七番擲と相並び、西川副村の忠右衛門(天明六年に死せるものと、享和元年に死せるものとの二人あり)擲に及ぶ。西川副村では此處を八番目と通稱してゐる。この八番目の西に、



卯兵衛（寛政十二年死）搦がある。卯兵衛搦の北には源七搦（人名見當らぬ）、南には寛政搦（同年號の開拓と思ふ）があり、寛政搦の東南には文化搦（同年號の開拓と思ふ）がある。その西には三徳搦・内千秋搦とて、此の兩搦は面積も甚だ狭い。文化搦の南は幸搦で、西川副村の地先はこれだけで合計僅かに十五町六反五畝十七歩である。然るに南川副村になると前記の一番搦より七番搦までと、甚八搦（一名枝吉搦といふ寛政四年、二四五二年死）・久五左衛門搦（寛永十二年、二四二一年死、多少早過ぎる感がある）・甚左衛門搦（一名御役搦といふ寛政六年、二四五四年死）・南右衛門搦（人名見當らぬ）・善五郎搦（一名小屋搦といふ、天明元年、二四四一年死）・徳左衛門搦（天明六年、二四四六年死）・藤内（眞照寺過去帳にあり）・六左衛門搦（寛政十年、二四五八年死）・五右衛門搦（文化五年、二四六八年死）・政七搦（見當らぬ）・五番外久五左衛門搦（前書）・久五左衛門搦（同上）・武十搦（人名あれども疑あれば書せず）・平次郎搦（一名野村搦といふ人名見當らず）・喜兵衛搦（文化五年、二四六年死）・辨天搦・戌ノ年搦・同戌ノ年搦・亥ノ年搦・和助搦（道久の和助天保八年死、野村の和助は當人の名は見當らざるも、妻は嘉永三年娘は天保十五年死）・新北搦・中龍神搦・西龍神搦の外早津江川に近い所に、二十人搦・御舩搦・新御舩搦・秀搦・秀外搦・寅ノ新搦・申ノ新搦等あつて、南川副村だけで、その段別はザツと百四十三町九段四畝歩ある。概して人名を冠する搦は、畝数が少ない。この中で最廣いのは辨天搦の十六町二反一畝七歩である。その外

早津江川沿岸なる字吳服や字戸ケ里の堤塘外には、朝日搦・庄三右衛門搦・寛喜搦・二人搦・忠八搦・宗三搦（明治三年死）があるが、何れも小さな搦で、合計反別が十一町九反四畝歩である。

今此等の諸搦に就いて、さらに詳細な記録や傳聞を記さんに、

圓照寺第七代大雲和尚の時の記録に、下モ松土井外ニ當寺大中和尙導師ニテ第默玄造立有リ千部石有リ圓照寺搦、（二十人搦ノコト）ト云傳也。又萬部塔建立、岡小左衛門默源禪定門志ニ付田五畝寄附有之云々とあるが、此の記は犬井道海童神社境内に合併せる石碑の刻字とよく符號す。

大中和尙は正徳三年六月二十八日遷化せることなれば、二十人搦は寶永六年（二三七三年）頃には已に拓かれてゐたものと思はれる。

二十人搦の南なる御舩搦は、二十人搦よりも後れて拓かれ、新御舩搦は之等兩搦の東北にあたり、而も新の字を冠する所より見れば、それ等に遅れて拓かれたものと思ふ。これ此の新御舩搦邊は龍造寺隆信公が、嘗て一樹より佐賀歸城の折に船を着けられた所だから、古くから濬筋にあつて、自然干拓も遅れたこと、首肯せられるが、此の搦を一名思案搦等と俗稱してゐるのは、干拓の際の工事が困難で、その成功如何を疑念したから名附けたのではないかとも思はれる。



爰に犬井道北村家のことを挿入して、この搦との因縁を序べて置かう。北村家現今の戸主は守といふが、今は日支事變に應召して砲兵中尉である。父は惣三郎とて永らく南川副小学校の校長であつた。初めは林三郎といつたが、養父惣三郎の名を襲いで、二代目惣三郎と改名した。初代惣三郎は庄屋で、前記の宗三搦を拓き、明治三年に死亡した。父を五兵衛といふ。五兵衛も庄屋で秀搦を築き、天保八年に死んだ。五兵衛の父は五右衛門とて、初めは大庄屋であつたが、享和元年（二四六一年）大庄屋が廢せられて庄屋となつた。此の人は五右衛門搦を拓き、文化五年に死んだ。五右衛門の父想右衛門は大庄屋であつたが、是亦庄三右衛門搦を拓き、天明七年に死んだ。此等の死亡年號は過去帳は素より、同家の位牌より寫したものである。前記圓照寺大雲和尚（文化五年遷化）の時、龍神に宮建立の際、五兵衛と武十とは同時に世話人で、武十と和助とは新北搦に、同時に關係があつた。これから考ふれば、武十搦も和助搦も秀搦も、左迄時代の間隔に大差なく、従つて之等搦の間にある、戌の年搦は享和二年の戌年に、亥の年搦はその翌年の亥年に拓かれたものと思考せられる。この戌の年搦を一名卒塔婆搦といふのは、築堤の際例の戌の年の暴風に遭遇して、南方の新土井が決潰して、その手前の舊土井に卒塔婆が流れついたことから名つけられたと傳へられてゐる。又政七搦は押樋にて、土を運びて拓いたから、押樋搦の稱があるとのことだから、工事の困難は少なかつたと思はれる。辨天搦は一名を六府方搦と通稱するので、之

れぞ間違ひもなく、藩主治茂公が、天明五年（三年と書いた書もある）（二四四五年）六府方を設置せられた中の一つ、搦方にて新田開拓策を執られた御新地方の力によつて、干潟地を填立て拓かれたことが察せられる。現時この辨天搦の西北隅の縦土井に祀られた八大龍王の禿庫は、文化十一年戌三月吉日、宮司圓照寺と刻まれる所から推定すれば、文化十一年は佐嘉藩主第九代齊直公の治世に當り、閑叟公の如きは其の年の十一月に誕生されてゐる。秀搦が北村五兵衛の時に拓かれたとすれば、其の南の秀外搦は文政年間に拓かれたと考へては如何でせう。此の搦は干拓工事も餘程困難であつたと傳へられる。蓋し此所は早津江の川尻沿岸にあつて、川流の激する場所なると、秀搦干拓後の歳月が餘りに短かつたことに基因するのではないかと思はれる。

而してこの搦の綽名をば、かはつば搦といつてゐるのは、川端の搦なるが故に、音便にてかく名つけたといふ人と、餘りにも築堤に困難して、何邊もくも潮水に浸害されたのだから、河童に因みての名であるといふ人とがある。余は後説に左袒したい。

御舩搦の東なる寅の新搦（甲）、秀搦の東にある申の新搦（乙）は、秀外搦よりも後れて拓かれたる様なれば、（甲）天保元年の寅歳に、（乙）は天保七年の申歳に拓かれたものであらうと考へらる。

幸搦に至つては、右の諸搦に後れて拓かれたことは、前述の地勢よりして推察される。さ



ればこの第三大堤塘は文化・文政・天保に跨がつて築かれ、その内側の百五十九町五段九畝二十三歩は、寶永の頃から天保に亘つて干拓せられたではなからうか。この第三大堤塘の東縦土井外にある萬歳搦は、西縦土井の内側なる千秋搦と相前後して、西に千秋・東に萬歳と、幸搦干拓時分に、鍋島さんが拓かれたとは、或物知りのいはれた所だが、その眞偽は判らない。聞くがまゝ此に附記しておく。尤此の千秋搦といふのは、内千秋搦のことで、字千秋搦が後日縦堤塘外に拓かれたるのに對して附けられた名であらう。又吳服の近傍なる忠八搦は、段別も僅かに二段八畝八歩だが、之れぞ現在の豪家吉武一郎氏の養祖父忠八（明治二十九年頃七十八歳死）が、一人で拓き得たところだから、その干拓の推測は讀者の判斷に任せるも亦一興ならんかと思ふ。

#### 第四節 干拓計畫畫面廣くなる

第三大堤塘の東部は、南に突出で秀外搦を防ぎ、西部は引込みて辨天搦や尙も引込みて幸搦を防いでゐる。中央部の外側には東弘化・中弘化・西弘化の三搦が相並び、段別合せて十八町二段五畝九歩あるが、此所は弘化年間の干拓と確定することが出来る。此等の西にて辨天搦の土居外なる辨天外搦は、九町一段三畝三歩ありて俗稱を精力といふ。精力といふの

は干拓の際工事困難なりしも、前方辨天搦の藩業なりしに比し、農民各自が大に精を盡し努力の結果、遂に克く完成するに至つたものから、その名をつけたものと傳へらるれば、文政・天保の交にその干拓が成つたものと思はるゝ。

以上述べた所の各搦には、大概それ〴〵關係のある者が、神祠を勸請して祭り、その各々に免と稱する田地を供し、而も氏子となつて毎年田地の收得で、賑々しく祭事を行つてゐる所が多い。特に夏時の祇園祭は、六月十五月初めて海童神社に行はれ、それから此等各搦の神祠に及び、殆んど絶ゆることがなく、七月四日八坂神社の祇園祭迄、毎夜續くといはれてゐる位で、此等の祇園祭も犬井道夜遊びの盛んであつた一つであつたのに、明治三十四年頃南川副村は、神社合祀の爲め、之等祭神の禿庫のあるものは、皆海童神社の境内に合祀せられてからは、祇園祭の數も俄に減することとなつた。

昭和二年六月二十八日、余は海童神社に至り、此等の合祀されたる諸神社を、左より順序に書寫したのが、ザツと次の通りである。

（○印は文字明かならず）

寶永六巳歳○春二十七日

一、奉勸請大乘妙典經

岡小左エ門○○源敬拜書



- 一、彫像 明和三丙戌正月吉祥日  
池田川伊平次
- 一、八大龍王天明五乙巳 祀主
- 一、彫像 寛政二庚戌年九月十六日  
犬井道  
池田丸新左工門  
石田十工門
- 一、彫像 文化五年辰正月二十日建
- 一、八大龍王寛政七年乙卯年造立二月二十八日
- 一、彫像 文化二乙丑四月〇〇  
平田分 伊勢中講
- 一、彫像 文化五年辰九月吉祥日  
宮司 圓照寺
- 一、彫像 文化六巳正月吉日  
宮司 圓照寺
- 一、彫像 文化十二年亥三月吉日  
田中村氏子
- 一、天満彫像 安永十丑四月二十五日  
田中村中  
内田清八

一、謹奉勸請八大龍王

弘石丸三右工門

一、大明神 元カラ境内ニアリシ禿庫

一、天照大神宮拜講衆

江島兵左工門  
江頭右工門

元カラ境内ニアリシモノ

一、八天宮神社 明治四十一年一月二十二日 内田米吉

其の後南川副村役場で古川彌吉氏に、其等禿庫の元所在地を尋ねたるに、「見れば今でも大概覚え居る」との答ありしも、其の儘遂に調ぶることなく打過ぎたが、今は其等の禿庫は、皆木造の建物の中に混立してあるから、之を調ぶるに困難となり、實に惜い事で、後日の悔となる思ひを抱いてゐる。

擬元に歸つて弘化搦の東より南に亘り、幸搦の南に廣まる一面は、別段搦といつて南川副村の百十四町一段二十歩と、西川副村の十六町七段八畝二十五歩とがある。此の干拓のことは、填築開墾なる石碑文に詳細刻せるが、余は其の石碑の主人公なる辻濱年の息子武一郎氏に就いて、碑文の原文(原文は漢文)により讀解を求めたことがある。此の碑文を讀めば、鍋島閑叟公が外事多端の國防費に充つるため、山海・林野の利を謀り、犬井道・田中兩村の



地元なる干潟地をも干拓せんとして、弘化二年春新に別段局を置き、田代某を屬長としてその工を督し、其の秋幾分かの築堤成りしも、只土木のみの堤塘なれば、風に崩れた爲め、其の年の冬周防の國より船若干艘と、石工若干を備ひ込み、築堤用石を百貫や龜浦から運び寄せ、翌三年春工事を創め、石を組立て、築堤し、十月一先づ竣工したものと、四年秋の颶風にて堤塘潰決し、潮水の出入激しくなりしも、嘉永元年の春に至り之を修復したので、嘉永搦といふ名が見えてゐるが、今日では南川副村では、此の東部から舊防州・中防州・西防州といひ、或は別段搦東の間・別段搦中の間・別段搦西の間ともいひ、西川副村の分は、別段搦又は單に西防州といふ。何れにしても本字は凡て別段搦である。之れ多分別段局の下に築かれたからだと思ふ。前に述べたる犬井道夜遊びの盛因は、此の別段搦の作業に従事し、晩は玄太夫橋に集まり、男女の若者互にその手拭を冠つて、手を繋ぎ歌を唄つて夜遊をなし、晝間の勞を慰したりと。其の當時の俗歌に……「防州伊三さんが築いたる石は、波も嵐も堪やせぬ」……又……「犬井道・田中は女から通ふ、男が寝て待つ莫塵の上」……といふ様な歌が流行して玄太夫橋の名も、それから一段と高まつたといふ。

抑、かゝる工事が起れば、それが成就するまでには、それに關する眞味の俗歌が流行するのは往々あることで、東興賀村授産社搦の工事中にも……「いくら撞いても撞いてもこの土あ（はの意）むへぬ（碎けぬといふ意味）何處の奥山の土ぢやるか。（であらうかの意）……又、

早田文之助も田口も横尾もせんきゆう八谷も女だら、といふ、其の時の歌は如何にも築堤材料の漆喰が硬堅なることや、監督員の舉動風采が、人夫の目に映じた有様を率直に斯様に唄つてゐるではありませんか（これは失禮）我輩兒童の頃、あげまき（又は揚巻とて有明海名産の貝の名）釣漁に行つて、現に其の工事を目撃したものとては實に今昔の感がある。然るに此の別段搦築の際、即ち弘化二年頃周防國より傭はれて來た前記の伊三や久藏の二人は、遂に歸國せず。伊三は大詫間村に、久藏は西川副村の西船津に移住して、その子孫は先頃迄生存したといふことである。爾來大詫間附近の和崎（中川副村）や、犬井道南川副村に石組業者あり。又西船津やその隣村の佐房にも石船業者の多かつたことは、この兩人の餘業だと云はれる。されど八田江が埋没して海運に不便となつて、此の業は殆んど絶滅したが、今や八田江は再び改修せられて、其の完成も近きにあることなれば、再び斯る仕事の起る日もあらんかと思はる。

（附） 填築開墾履について

我が舊藩の改築の興るや久し。故正二位大納言諱は直正公に至りて最も盛なり。蓋し公は外公務を慎み内は民事を急ぎ、余の不肖を以て馳驅して事に従はしめらるゝは、年を積ぬること拾を以て數ふ也。それ填築なり開墾なりは則ち邦家の急務なり。

公乃ち汲々として常に及ばざるが如し。然るに世の變遷に従つて或は徒爾に屬するものあり。若しそれ澤鹵を



築壘し以て美田とせしか如きは、民今に至るもその賜を仰ぐ。即ち不朽の大業と曰はざるを得んや。而して是の事の興るは、蓋し又由あるなり。弘化元年オランダ使節始めて長崎に航するや、幕府教を下して公の東駕を停めしむ。蓋し本藩は福岡藩と隔年更番長崎港防禦の任有るを以てなり。是に於てその豫め在府及往復の費用に備ふる所以は、都べて諸れを倉庫に歸す。因て以て國益々富饒なり。乃ち上下永遠の業を興さんことを謀り、公親ら衙宇に臨み、集議は遂に開築に決すといふ。是に於て沿海村落の戸口及び田畝の多寡を檢察す。但し犬井道・田中二邨の戸口が、土壤と相副はずして土民の業は、漁者が半を過ぐるを以て、事必ず二村より始まる。弘化二年の春新に別段擲局を置き、その屬長田代某は他の七名と工を督し、秋に至りて成る。然してそれは唯土木を用ひしなれば輒く保たず。是の冬人を周防に遣はし、船若干隻石工若干人を備致し、石を百貫及び龜の浦に取る。三年春再び工を創して、余秋八月を以て命を奉じ、十月功を竣ふ。爾後稍牢固なりと雖ども、四年秋颶風の潰決する所となる。蓋しその間距離僅に七歩許りなり。然して内自ら大池を醸し、その收汎の日に方り、尙深さ二丈許り。視る者愕然たり。嘉永元年の春議を決して之を復す。是を嘉永擲となす。二年夏余をして與賀の澤函を相し、これが計畫をなさしむ。迺ち船津川の西涯より白鳥塚樋の東涯に至る、凡そ舊堤を距れ脹出する者七十歩、先づ縦堤三條を設け、長さ各二百歩、南横堤の一つの長さ三百歩、每歩面背柵を施す。各二株なり。三年の冬功を竣ゆ。是の時に方りて一藩の力を以て、將に崎港の警備を嚴ならしめんとし、新に増築局を設く。四年春正月五日、余本局に轉す。乃ち神の島を本局となし、伊王島を分局と爲す。本島某特旨を領み來り地形を巡察し、修築方嚮を指揮す。蓋しその火技に熟するを以てなり。規畫既に定まる、屬長田代某諸有司と議し、その向ふ所を部署す、乃ち余田代と石工長及び屬吏三名を率ひて工を督す。而して役丁を點頭部署するが如きに至ては、則ち余の専らの負擔なり。迺ち山を鑿ち海を填め奔走馳驅して、惟れ日も足らず。その神の島より崎雲に至り、崎雲より四郎

島に至るが如きは威な道路を通す。四郎島の山頂を夷げて以て砲臺を置き、且つその土石を以て壘礁を埋没す。亦一砲臺を築き、尤もその難苦を極む。六年の冬悉く工を竣ゆ、蓋し余四年春正月命を奉じて自り、此に至る凡そ三年にして安政元年の春に成る。是より先き弘化三年冬嘉永擲中部略々成るに方りて、崎港の擧起る。之を停めて此に至りて管轄代官福岡某、その資を給して業を畢らしむ。武藤某之に任じ、十月余之に代り、臘末に至り頗る成る。是に於て將に手をその西に下さんとするや乃ち豫め之が部署を爲す。二年春正月則ち工を創む、九月潮路を絶ち、十二月新地局の手に遷す。爾後大訖間與賀の諸擲を兼營す。三年春與賀大擲を築く。五年春又犬井道無稅地擲を築く。十二月與賀擲率ね既に成る。迺ち丈量して地主を定め、盡く以て頒布す。是に於て専ら力を犬井道に致す。萬延元年春大訖間の五番澤を築き亦犬井道より之を兼ぬ。文久元年春大訖間の大擲を築き犬井道を兼ぬ。三年春兩擲俱に幾んど成る。四月十二日本官に復し改築を兼ぬ、十五日倉卒途に上る。是より長崎藩邸に僑直し、砲臺を稻稻佐と深堀とに各々二つ、有海と矢棟とに各々一つを築く。是れ自り先き洋人地を購ひ、館を大浦下松其他諸所に建つ。是を以て特に稻佐臺の砲口は、平素は波心を射るも擡ぐれば則ち直に洋館に的す。幾ばくもなく輒ち撤す。蓋し渠れ乃ち奉行所に詣りて之を詰せし故に及ぶといふ。七月八日佐賀に歸る。尙三所を兼ぬるは故の如し。

元治元年四月二十八日又本官に復し、兼ねて改築に任ず。六月五日途に上る。抑々是の行や最も倉卒なり。それ西泊なり。戸町なり。肥築兩壘相對峙し嚴として城郭の如し、世之を兩番所と呼ぶ。余其の故を知らず。遽に兩番所暨び諸砲臺を撤す、その藩邸第宅凡そ兩藩の建築に係る者、一切晷を刻して之を毀す。而して我藩邸は則ち余専ら任ず。乃ち金を懸けて材を海に投ず。獨り其の大なる者を留む。専ら己の意を以て之を裏波止場に搬び、其の岸に拘繫す、凡そ一晝夜にして悉く皆墟となる。然る後余其の屋址を夷げ、壘石を平にし、更に假砲臺を設



けて、遂に亦無事なり。尋で又その西南北周の前面を廻ぐる。進むこと凡そ二三歩、改めて砲臺を築き、編むに巨石を以てす。乃ち曩に繋ぐ所の大材を探りて、埋めて以て基となす。其他に用ふる所多きに居る。此に於て効有り。又石庫を建つ。編砌寢成るに隨つて、進んで砲坐を其の正面に移す。芝墩を設け砲窓を穿つ。實に慶應元年丑二月なり。

三月三日佐賀に歸り本官故の如し。二年九月七日亦復改築を兼任す。十一日途に上る。己に到れば向きに築く所の編砌上冠（欵）一尺幅二尺長さ五尺の石空に架ること、その二尺にして實架は三尺なり。これ蓋し敵の來攀に備ふと云ふ。而して今熊本鎮臺分營となるものは則ち是なり。十一月二十四日佐賀に歸り本官と三擲を兼ね、仍つて故の如し。

三年秋大風あり。三所俱に潰ゆ。則ち往き返して之を修む。これより先余嘗て吳服の石叭槌を見るに極めて便なり。乃其さに豫算簿並に形額圖を上る。此に至つて則ち金若干を給して役丁を、佐賀閩郡に賦課す。九月十九日工を創め、明治元年三月十五日成る。翌十六日酒賞を賜ふ。其の落成には課丁傭夫及び諸工咸な與る、特に石工長には金を賜ふ。四月十有八日衙を放つ。「夏將使一隊將緩急出帥余亦」夏將に一隊の將をして、緩急出帥せしめんとす。「以部下也選編輜重維時管轄代官也池田某以書聞」余又部下を以て輜重を選編す。維の時の管轄代官の池田某は書を以て聞す。略曰く「本官の手下辻某は嘗て土木に老ゆる者なり。犬井道他三擲は凡そ皆彼の盡力に成る。今客歲潰ゆる所を修む「側聞以同火故緩急從軍願恐乖修築之旨矣乎」側かに聞く同火の故を以て緩急軍に従ふは、顧ふに修築の旨に乖かんと恐れん乎。既に盤費給するも亦大なり。必ず成功を期せんと欲せば辻に非ざれば不可なり。伏して冀くば一時軍務を解かれんことを敢て聞す。則ち可る。十月代官所出納長に遷る。二年四月二十五日録事となり、三年十月十三日郡務史に任じ、堤防を管す。四年十月十日堤防を廢す。二十五

日官を解かる。十二月八日伊萬里縣廳に出任す。五年四月二十七日辭職す。九月十二日舊知事公の命を奉じ、大に白石澤鹵を築く。先づ一廨を堤上に營み、傍に草廠を作り以て役丁の舎とす。七年八月二十日夜大風雨あり、海水湧溢し、遂に屋舎を漂はす、人々驚擾し各自拍浮に就きて、余は殆ど死者の數なり。漸く築切堤内に達し、草草纒に風雨を捍ぐ。全身錐の如く、その死を意ふも亦爲す無きなり。志を決し匍匐膝行して直ちに村に向ふ。輒すく進む能はず。俯伏して神祇を祈るのみ噫亦慘たり。しばらくして風申未に移り又漸く小靜なり。乃ち復た匍匐して行けば、率ね二百歩にして一燈光を得、即ち大聲して助けを乞へば、主人則ち戸を開きて扶け入れ、洗足して衣を脱ぎ換へ、火を盛にし酒を供して歡遇甚だ至る。而して他の二十三名は未だ其の生死を知らざる也。翌早少壯三名の者を募り得て搜索す。しばらくして稍に皆來り集まりて使丁は既に溺死す。則ち自ら臨みて骸を收めて之をその家に送る。而して公私の漂亡する所の物品、獨り錢筐を得るのみ。廿五日會々舊知事公余の遇難の日を以て、佐賀に入らると聞く。既に帳簿を失ひ顔を以て相見ゆるを憚る也。然れども天變は奈何ともするることなし、廿六日家に歸り。書を奉りて罪を待つ。蓋しその天災に出づるを以てのことなれば、則ち問はれず。田中某書を以て諭し、且つ、來り見へ令む、乃ち第に詣り、先づ深川百武二子に面す。皆余の難を免るゝを賀す。少時くして公召し見る。則ち恭しく椅を下り、慰勞懇に至る。且つ曰はく「我來るや事甚だ倉卒にして、復た物の授く可き莫しと。因りて金十五圓を賜ふ。後再び白石に往き廨舎を舊址に營む。八年春潮路を絶ち、五月四日縣勸業課に補す。蓋し縣官は除族人のために、澤鹵を築かんと欲するに由る耳。而して協議紛々として決せず。八月大風あり。白石擲亦潰ゆ。此に於て家扶田中某余を廳に借り、期するに三十日を以てす。九月九日白石に到る。即ち修築の策を爲す。我が力三十日間の能くし及ぶ所にあらざるを意ふや、先づ之を田中に報す。十月九日期満ちて還る。田中復た再び請ふ。即ち允され亦三十日を期す。期に至りて事既に成る。廼ち又奉職す。九年四



月その議遂に諧はざるを見るや、則ち辭職す。嘗て無稅地搦は、堤を廻らすに極めて軟かなり。村民之を憂へて余に倚り、借金を以て之を修めんと請ふ。五月銀一千五百目を内庫に借る。六月工を創し、九月成る、而してその中部潰決廢棄する者年有り。余又復銀三千五百目を内庫に借り、十日工を創む。十年春成る。亦民志に従ふ也。十九年八月大風あり、二搦又復潰えて無稅地は、則ち村民之を修す、然り而して亦輒く保てず。二十一年十月余に請うて、以て業を畢へしむ。十一月二十七日工を竣へて、則ち始めて家に歸る。蓋し余假廠に○直するもの、此に至るまで五十有餘日なり。抑々余初め茲の搦に奉ずるや、年甫めて二十八なり、當時唯太左搦以西僅に田有りと爲し、他は皆○々の○畝にして、且つ堤壩は極めて軟かなり。今や之に反して堅きこと巖の如く、既に廣邈の美田となる。居民本を務むるを樂しみ、末を業るを賤しむるは、皆は大納言二位公の賜にして、而して公が民に急なるの効最も著はる。而して余本年七十なり。雨露に曝され潮風に梳り、微忠を開築に致すこと、凡そ四十年なり。余因より善を誇り、勞を施す者には非ざるなり。然れども苟も余の勞を懷はんか、必らず修補を慢る勿れ。古人猶ほ甘棠を懷ふ。況んや公築く所の美田をや。又況んや因て以て衣食を仰ぐをや。永々子孫、それ苟も失ふこと勿れ。是に於て諸を右に勅し、以て將來に詔ぐと云爾維時明治二十二年己丑六月辻演年謹誌

明治廿二年六月二十七日辻演年之を建設す。

### 第五節 搦の堀が狭い理由

以上數多の諸搦は、其の初め何れも相當の堤防を築き、水路もそれ〴〵堀鑿されたに相違ないが、外廓に大堤塘が築かれた後は、何れも内部の小堤塘は殆んど不用となり、道路敷を存する以外の土は、附近の堀に運び埋め、堤塘跡と共に畑や田に變改して、耕地面積を廣めたのだから、水路は従つて狭くなり淺くなつて、干魃の際など干害の憂を來たすこともあるが、今日の如くに干拓事業が大規模で、耕地整理の行はるゝ所では、水路の狭まる憂も少ない事は、時勢の然らしむる所、その進歩のほどを喜ばざるを得ない。余は爰に亦又弘化搦・辨天外搦・別段搦（南川副・西川副共）を合せて百五十八町二段七畝二十七歩を抱く、その東方の堤塘を第四大堤塘と假名しておく。

#### 藩業より民業に移された新地

第四大溝塘の外側の東部は無稅地搦で、西部は南西搦である。無稅地搦の東部四十六町九畝十九歩は、曾て代官所搦とか御殿様搦とか『わらすば搦』等と呼び、西部五十七町二段一畝六歩を、御納戸搦とか御姫さん搦とか又は『べつたい搦』とも稱へられたが、共に南川副村の地先である。填築開墾履に依れば、安政五年の春先づ代官所搦を始として、次に御姫さん搦を干拓して、文久三年春俱に相前後して築き上げたものゝ、何れも共に大風や大潮に禍せられ、堤塘の修復・崩潰交互數度に及び、折角綿を栽培して樂んでゐたものゝ、再三再四の潮水の浸入は、再び該地を干潟と化し、甚しきは東部は「わらすば」(潟地に生ずる魚の名)の生ずるに至つた。西部は東方に比して、潟地も柔軟にしてべたり〴〵するので、斯かる可



笑しき名稱を得たもので、その工事も頗る困難であつた。かゝる間に時勢の變遷で、藩はこの工事を放棄して民業に委せられたので、地方の人々は工事の困難なるにも拘らず、尙も一層の修復に努め、慶應三年の大風にも、明治七年の暴風にも、大正三年の高潮にも、其の他時々に来る浸潮にも、忽ち修復を加へて、綿や麥を栽培し、後には水田をも作りしに、明治三十七年に至り、先づわらずば搦に、此の地方に於ける最初の耕地整理を行ひ、三十九年には見事竣功した。次いで四十年よりべつたい搦に施行して、四十一年に成功し、その成功も至つて完全なりしを以て、此の搦を耕地整理と俗稱するに至つた。されば此等今日の美田となるまでには、その間に餘程の辛苦と、勞力を要したものである。而してその代官所搦の稱あるは、川副三重代官所の監督工事で、御姫さん搦或は御納戸搦の名ありしは、御掛硯方の工事であつたからであらう。蓋し代官所搦の納米は、かの吳服（地名）にあつた代官所藏に藏められ、仕出方のよい米俵には、所謂代官所歛の賞品が與へられてゐた。肥前米が當年天下に盛名を振ふに至つたのは、斯かる奨励法のあつたことも與かつて力ありと謂ふべきであらう。而して御姫さん搦の納米は、之を犬井道の御藏に納めしめられた事から考ふれば、一は御藏入物成で、一は小物成の感がする。然るに此等兩搦が共に後日改名して無税地搦といふに至つたのは、その何に基いて然りしやを按ずるに、税の無い搦といふ意味であれば、頗る了解に苦しむのであるが、明治維新政府になつてから、干拓地には法律の保護を加へ、

歛下年限免税の名義で、地租を或る年期間課せられなかつたことから、斯かる名を命じたのではなかつたらうか（良吾云、小物成は本税として課したもので、今日では此の名稱は却つて世人の誤解を招くことも往々あるので、實は迷惑なことである。）

無税地搦の西にて、別段搦の南方にある南西搦は、東部は南川副村の三十九町四段八畝八歩、西部は西川副村の十四町五段二十五歩がある。明治三十三年頃南川副・西川副兩村民相協力して干拓に着手し、同三十六年に潮止が出来たから、兩村の冠字を取つて南西搦と名づけた。然るに地方の人々は、此の搦を埋築新地、尙ほ略して埋築といつた。その意が堤塘を干潟地に築立て、海水を遮つて新地を得たことからであることは申すまでもあるまい。（干拓と埋築とは、その方法に無論差異があるも、こゝではそれを略する）此の搦を築くに當り、基礎の石据のみは誰が何時施したるものか不明で、明治三十年頃の生存老人に之を尋ねても、皆目知る者ともなかつた。然し多分は舊佐嘉藩の御掛硯方に於て施行されたものゝ、世は早くも明治の大御代となつて、その儘に放任されたものであらうと云はれて居る。それで地方農民が相謀つて、この有難い礎石の上に築堤して干拓を成就したものだから、當時物價や勞賃が一般に安かつたとはいへ、尙ほその礎石丈の費用が省けたことゝ相俟つて、竣成費も段當り凡そ九十圓程度で出来上つたことは、今日の干拓事業に與かるものが、如何にその入費の少かつたかに一驚する所である。竣成後直ちに麥を蒔いたり、綿を栽培したりしてゐる



たが、その後明治四十二—三三年頃に耕地整理を行つて、直に水田を作るに至つた。余は又この無税地・南西兩擗を抱く堤塘をば、第五大堤塘と假名したい。

### 第六節 大正擗と昭和擗

第五大堤塘の外側の東部にある大正擗は、大正二年吉武一郎・坂井貞一郎二氏首唱して干拓工事を創めたものだが、同三年の大潮に禍ひせられて、その後三ヶ年間中止し、同六年頃に至つて再び着手し、同十年には潮止を完了した。されば大正年間の事業と云ふのを記念して大正擗と名づけたものである。而して其の段別實に八十五町一段一畝二十九歩ある。この大正擗の西には、昭和二年九月干拓に着手し、同五年に潮止工事を行ひ、次で開墾を計畫して昭和十一年の八月に全部竣工の豫定で、先頃十年度分の開墾助成金として、四萬五千二百二十六圓餘の交付があつた。之れ昭和年間の事業と云ふ意味で昭和擗と名付け、その段別は百十八町六段一畝歩ある。

右二擗の大堤塘は大正・昭和に築かれたことだから現に知る人も多く、又それ〴〵詳細の記録もあるのだから、書くべき要もあるまいと思ふが、後日又西川副地先まで干拓が行はるゝ時もあり、此等の堤塘は未來のそれと相違なつて、第六大堤塘とも稱すべき一帯となる

ことでありませう。

### 第七節 五大堤塘の考査

以上假名し來つた五大堤塘について、更に書き加へんに、第一大堤塘は我等の祖先より防波の生命線ともいふべきもので、松を植ゑて堤塘の堅固を計つた。故に之に松土井の名を附し、文政子の年の大風にも、天保十四年の大風大潮にも、明治七年の大風にも、此所で激浪を防ぎ止めたといはれるが、近くは大正三年の高潮も此所で、その浸入を防いだことは、我輩の今に記憶に明かな所である。然るに今日では西川副の所九段四畝二十六歩は、畑地として立派に開墾使用せしめて、その使用料は村の収入となつてゐる程である。

第二大堤塘の東部には、松を植ゑてゐるが、防波と防風には蘆が堪保力があるとして、その西部には蘆を植ゑた。之れ蓋し西川副村では之を蘆土井と稱へる所以である。然るに天保の頃でもあつたらうか。國産増殖のため、一帯に欅樹を植ゑたが、昭和九年西川副村は、此所を村有基本財産に拂下出願して、植ゑてあつた欅樹や桑樹をば截斷し、又は掘出さしめ、斯くて同十年から十一年にかけて開田し、一町五段一畝二十歩を得、以て村の収入を高むることゝした。第三堤塘は第一大堤塘と比すべき程の堅固さで、之れは文政十一年の大風浸潮の



害に懲つて、かくも丈夫に築かれたものらしいが、一部に龍神即ち八大龍王を祀つて、その安全を祈つたため龍神土井の名を残した。此所も國産増殖のため、且つは之れを保護するために楡樹が植ゑられたが、第二大堤塘の楡樹と共に、現に大樹として存す。此等楡實の大部は、主に横尾家にて收穫し、堤塘の使用料は、その村の収入となつてゐる。然るに西川副地内の分は、昭和七年村有基本財産に拂下を願ひ、同八年に開田されたが、その段別は西縦土井の所と共に合せて、一町一段一畝十五歩である。第四大堤塘は、石を用ゐての初めての築堤である。石の組み方も今日のそれとは異なつて、荒石其の儘で組み立てたので、外見は粗漏なる如うだが、堅牢なことは見掛けよりも丈夫だといはれる。南川副村地内に屬する分は、大正四年御即位の記念事業として松樹を植ゑたが、今は太つて青々と繁茂し、遙か遠方から眺めると實に一大壯觀である。然るに西川副村では此の堤塘内側に、開田して九段六畝を得、村の収入を助けてゐる。第五大堤塘は石にセメントを使つて築いたものだが、大正三年の高潮には、實に目も當てられぬ程、被害があつたが、地方民の努力と、縣の力と相俟つて見事に修復され、今日に及んでゐる。

### 第八節 八田江下流沿岸の小新地

今少し此等五大堤塘の西縦土井外にある捌を記さんに、御堀捌といふのは、その面積僅に一反餘だが、舊藩主狩獵の折よく此に休息された所から、其の名があると聞くのである。此の捌今は八田江改修のため掘鑿されて、その餘地として極僅少だけが残つてゐる。又第四大堤塘の西縦土井の西側にある明九捌は、明治九年に築堤着手され、一旦略々成つて麥を播いたが、地形狭長海波の襲來も強く、忽ち崩壊し終つて、爾後そのままに海水の出入に放任したが、明治三十三年頃から、關係者は再企參畫、爰に經費の點は度外に置いて辛勞を重ねた結果は、大正四年九月三十日、西川副地域に編入せられ、同十四年に新設許可せられ、遂に七町四段八畝歩の美田を獲得することを得た。その間の勞費實に多大にして、側の見る目もたゞ／＼感心の外はなかつたと云はれる。之れについて思ひ出すことは、南川副村のキャーッグロ（かいつむりといふ水鳥の名）捌の難事である。そこは遂に成功出来なかつた。此の外權左衛門捌（段別僅少）・鱈江捌（七反一畝二十歩）・四郎兵衛捌（六段四畝十七歩）・喜惣次捌（四反七畝三歩）・スバナ捌（三反三畝歩）・四郎右衛門捌（三反四畝二歩）・川端捌（反別忘れた）等は、明治二十五―六年頃迄は川岸の蘆生地たりしに、漸次開墾して今田の美田と化したるも、八田江改修のため千秋捌（二町一反七畝二十歩）・御堀捌・權左衛門捌・金藏捌（反別僅少忘れた）と共に、或は掘鑿せられた所もあり、或は地形を變へられた所もある。唯爰に第一大堤塘の内部で、西縦土井の東側に道免捌といふ五町ばかりの田と、安兵衛捌といふ僅



か一反七畝の田とあるは、あげの地にありながら搦の名を有するは、多分共に元鰻江の岸で一般のあげ地より遙に後れて拓かれた所と思へば、例外の搦としてよからう。

### 第九節 查考後の感想

右書き連ねたる八百六十七町餘反歩の搦地を考ふれば、推測が泡測に歸し、或は感想が妄想に陥るかは知れぬが、前記の第一大堤塘が果して鍋島勝茂公治世の時築かれたとすれば、天草の亂平ぎて世は平和の時代となり、平和事業として、寛永の末近き紀元二千三百年頃に築かれたと加算して、今日迄殆んど三百年となる。三百年間に斯く廣大なる干拓地を得たりとすれば、一ヶ年平均凡そ二町八反九畝歩宛擴大に當る。之れに大詫間・東興賀・西興賀・嘉瀬・久保田の諸村、進んでは小城郡地先・藤津郡地先にある諸搦を加ふれば、有明海岸の干拓のみにても仲々廣大なるに、況して伊萬里地方等の諸搦を加算することにせば、鍋島藩土三十五萬七千三十石なりといふものゝ、それは天正十八年三月七日鍋島直茂公が、關白豊臣秀吉より御朱印頂戴の時の石高にして、明治二年正月二十三日鍋島少將（直大公の事）が、版籍奉還の表文を、長・薩・肥・土四藩主の連名にて呈出した際に於ける面積は、それに比して遙に廣く、或は四十萬石を突破したではなからうか。尙昭和二年に於ける本縣の面積は

二、四四九平方料三なりといふが、何れにしても余寡聞にして、昔時の一石は一地一反につき何程に計算したものでか、未だにそれを確知し得ないのである。斯くも本縣面積の増大したことは干拓地が、大部分を占むることは疑なからうが、それに要した勞資は無論莫大にして、之を遂行した人々の辛苦は、干拓地を遠ざかる所の人は知り得ぬであらう。我等は各地に干拓事業の起るを聞く毎に力を得、特に縣營有明干拓が起工せらるゝや嬉しさも嬉し、縣の最大事業、全國無比の特殊工事として、之れが我川副南部の三百年間に得たる地積に比して殆んど一倍半、そして昭和七年起工、同十六年度竣功豫定なりとすれば、僅か130ヶ年間にして擴大さるゝことの如何に歲月は短くして、干拓面積の廣大なるかに感ぜざるを得ないのである。然るに昭和十三年末の佐賀縣會に於て、時局經濟界の事情を論じ、成功目前に迫るこの大事業を云爲する人あつて、縣會壇上の論戰となり、其の間協調の勞を取るものあつて、之れが達成に力説する夫ば、忽然昏倒した者ありと聞く、此等の苦辛は眞に謝せざるを得ないのである。然るに其の云爲する人々も、小山知事の完成披瀝の信念に賛同して、この大事業が繼續さるゝに至つたことは、これ亦謝意を表せざるを得ない。

本事業計畫以來知事の交迭五代を経るも、幸に現知事加藤閣下は就任當初に二回の連続視察あり。中原總務部長亦早々の視察あつて意を注ぎ、時局の波に一層の度を高め、本月より縣直轄の工事に移すことになりたれば、耕地課長上田氏並に干拓技師村岡氏も、尙ほより多



くの力を得て、その完成を急ぎ居ることで、縣民の期待する所も亦大である。何といつても、人力で大自然を防ぐことであるから、難事は難事で、勞資や辛苦を要することは、前述の明九搦や無稅地搦・秀外搦の難仕事を引證して明かなることであるから、爰に更めて秀外搦を河童搦と稱するに至つた一つを記しませう。

此の搦は早津江川口の西側に當つて有明海に臨み、潮流や風向の關係上、堤塘の築止め頗る難事で、築止むれば海水に浸され、浸さるれば又築止め、築止めては復浸され、宛も河童が背を乾かしては水に入り、水に濡れては又陸に出て、乾けば又水に入り、更に陸に上る様に乾く間もなく潮水に浸る状態からして、かくも可笑しき俗名を稱へたといふことを聞いたことがあるから、余は前に河童搦と稱する者に、仲間入りするといつた譯である。

◇ ◇

嗚呼困難なる哉！干拓工事、有利なる哉干拓事業、幾多の勞費は要するも、多大の辛苦は伴ふも、一旦完成せんか。國土の擴大永久の資源、國益に施與する所それ幾何ぞや。

以上回顧して感心すべきは、常に堤塘を堅牢に保ち、舊堤塘の開墾をなすにも、能く／＼考慮を凝らし、大風・高潮の害を豫防すること、水源地が遠いから、早魃時の給水をよくする事にして、之については、更に稿を別にすることにせり。

余この調査にかゝりてより、歲月短きにあらず。然かも確然たる筆を執る能はず。文は推想的なるも、そは更に智者に教を乞はんが爲にして、ひたすら完全の調達を欲するからである。

### 第三章 川副地方の干拓實狀

#### 第一節 成租の上より見たる干拓

搦地の新古はその土地に課されたる成租の賦課歩合に依つて、之を知ることが出來よう。今此の川副地方元新地の賦課如何を、佐賀藩の本帳について調べると、實に次の通りである。是を現在の地域に充てはめれば、自然それら地域の出來方が判然することかと思ふ。

(一) 川 副 下 郷

早 津 江 村

田方石入

一反ニ付米八斗代、九太夫搦より

同 米二斗代、ふ け まで各等差あり

嶋方石入



一反ニ付米三斗六升代、惣右工門搦より

同 米二斗代、 まで同斷

屋敷石入

一反ニ付米八斗代、

早津江村ノ内

吉村上分

田方石入

一反ニ付米八斗代、石船搦、吉村搦より

同 米七斗五升代、彌市兵衛搦まで同斷

嶋方石入

一反ニ付米三斗六升代、

犬井道村

田中村

田方石入

一反ニ付米七斗五升代、齊藤搦等より

同 米六斗五升代、三兵衛搦等迄同斷

嶋方石入

一反ニ付米三斗六升代

子々森

田方石入

一反ニ付米七斗五升代、玄貞搦より

同 米六斗五升代、五郎兵衛搦等迄同斷

嶋方石入

一反ニ付米四斗代、百姓搦より

同 米三斗六升代、鯉江搦まで同斷

(二) 川副東郷外御新地

田方石入

一反ニ付米九斗代、徳富八郎右工門搦より

同 米三斗五升代、石塚鹽崎より爲重村内迄、松中土居、寺井北浦、まで同斷

嶋方石入

一反ニ付米四斗代、大堂野町搦等より

同 米一斗五升代、大中嶋、彌惣右工門搦中土居等まで同斷



畠方石入

一反ニ付米二斗代、光増搦

屋敷石入

一反ニ付米壹石代、徳富大荒籠左右、大中島、高津七兵衛搦、大中嶋新兵衛開より

同 米六斗代、大堂、野町搦等迄同斷

(三) 同郷元御新地

田方石入

一反ニ付米八斗五升代、上下村、左右工門搦より

同 米五斗三升、大中島、高津搦迄同斷

大凡以上の標準を参照し、後に記する所の各搦に就いて是を検討する時は、自らその新古の年代をも推定することを得、大坪氏の研究や、日本土木史の載する所の報告書と相俟つて、此の方面干拓の實狀大要を知ることを得んか。

(附) 南川副村干拓狀況報告

(一) 所在地及地區名

一、佐賀郡南川副村大字犬井道字無稅地搦東ノ間

元藩ノ經營ニ依ル事業ニシテ、其ノ當時現場ニハ代官所ヨリ事務所ヲ設置サレ、代官所役人ノ監督ノ下ニ新開サレタルヲ以テ、此ノ地區ヲ代官所搦ト稱シ來レリ。

二、同 無稅地搦中ノ間

當地區ハ元御新地ト稱シ古老ノ談ニヨレバ、奥方ノ内所ノ經營ニシテ(良吾云、所謂小物成ナリ)同東ノ間竣成後、引續キ新開セラレタルモノニシテ、之ヲ御新地搦ト稱シ來レリ。

(二) 事業 者 佐嘉藩ノ經營

(三) 開發 面積

一、無稅地搦東ノ間、田四、十六町歩

二、同 中ノ間、田、五十八町歩

(四) 事業ノ顛末

兩地區共安政初年頃、藩ノ經營ニテ新開工事竣成シ、爾來同地ハ畑地ニシテ、主ニ棉・麥・大豆等ヲ栽培シ來レリ、然ルニ土質變化ノ結果、畑作トシテ相當ノ收穫ヲ得ザル爲メ、明治三十七年頃經費一反歩ニ對シ、約五十圓ヲ投ジ、耕地整理組合ヲ組織シ、其ノ事業ニ依リ全部田ニ變換シタリ。(明治以前日本土木史)

第二節 南川副村の干拓地區

(一) 第一大堤塘・第二大堤塘間



太左衛門 搦 三町四段七畝二十步  
 齊藤 搦 五町八反五畝七步  
 御東 搦 三町七反六畝二十六步  
 郷西 搦 九町五反四畝七步  
 傳兵衛 搦 五町五反四畝十七步  
 三兵衛 搦 五町七畝十八步  
 内藏之充 搦 六町五段二十六步  
 玄貞 搦 一町六反七畝十三步

(二) 第二大堤塘・第三大堤塘間

一番 搦 八町六反五畝二步  
 二番 搦 五町四反二畝十六步  
 三番 搦 六町八反二畝二十一步  
 四番 搦 六町九反八畝四步  
 五番 搦 一町七反四畝十九步  
 六番 搦

七番 搦 一町六反三畝二十八步  
 甚八 搦 二町三反八畝十五步  
 久五左衛門 搦 一町一反四畝十四步  
 甚左衛門 搦 二町九反四畝步  
 南右衛門 搦 一町八反一畝十六步  
 善五郎 搦 一町三反六畝四步  
 徳左衛門 搦 四町九反五畝二十三步  
 藤内 搦 一町四畝五步  
 六左衛門 搦 二町二反四畝二十八步  
 五右衛門 搦 二町五反二畝二十九步  
 政七 搦 一町五反四畝二步  
 五番外  
 久五左衛門 搦 二町六反五畝二十六步  
 久五左衛門 搦  
 武十 搦 四町五反七畝九步  
 平次郎 搦 五町六反五畝八步



喜兵衛(太左衛門搦ト合ヒテ)

二町九反八畝二十二步

辨天搦

十六町八反七畝步

戌年(甲)搦

五町七反三畝十五步

同戌年(乙)搦

四町二反八畝二十二步

亥年搦

三町三反十步

和助搦

二町九反一畝十二步

新北搦

五町二反二畝三步

中龍神搦

三町四反三畝二十五步

西龍神搦

四町九反七畝二十九步

(早津江川筋にある搦)

二十人搦

六町五反九畝八步

御舩搦

五町八反一畝二十步

新御舩搦

六町八反二畝十一步

秀外搦

十町一畝二十一歩

寅ノ新搦

三町四反三畝十五步

申ノ新搦

二町五反五畝十三步

(以下吳服・戸ヶ里の堤塘外)

朝日搦

三町四反六畝四步

庄三右衛門搦

五町九反九畝一步

寛喜搦

一町五畝二十一步

二人搦

一反三畝十三步

忠八搦

二反八畝二十三步

宗三搦

四町四反二畝四步

萬歳搦(太左衛門ノ南)

二町七反一畝二十六步

(三) 第三大堤塘・第四大堤塘間

東弘化

六町八反九畝四步

中弘化

四町六反一畝十一歩

西弘化

七町二反六畝二十一歩

辨天外搦

十町七反一畝十四歩



別段 搦

東ノ間 四十一町一反一畝十六歩

中ノ間 四十町五反六畝二十二歩

西ノ間 三十三町一反三畝二十八歩

(四) 第四大堤塘・第五大堤塘間

無税地 搦

東ノ間 四十六町三反五畝二十歩

西ノ間 五十七町三反四畝十四歩

南西搦 三十九町四反八畝八歩

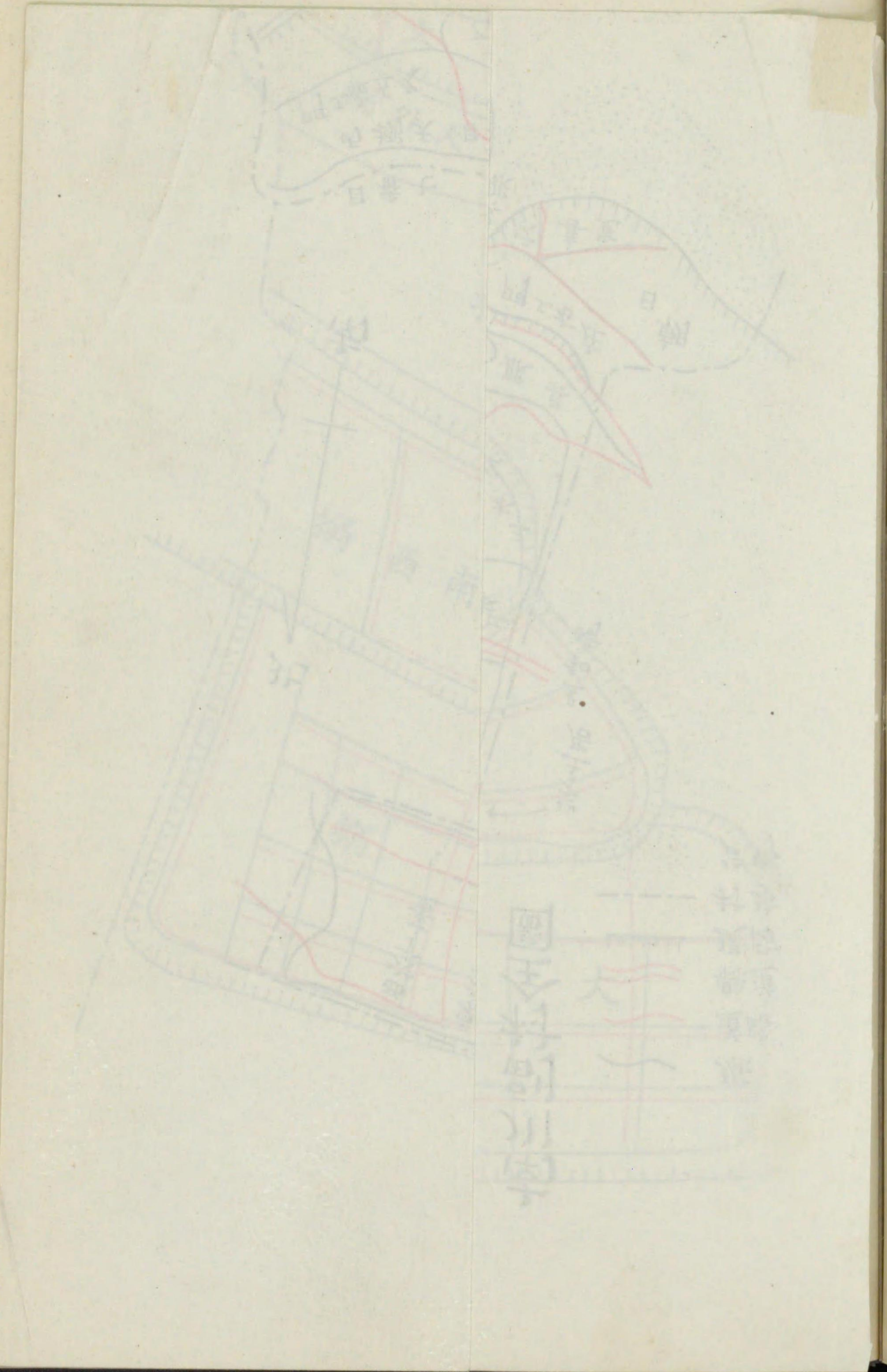
(五) 第五大堤塘外

大正搦

八十五町一反一畝二十九歩

昭和搦

百十八町六反一畝歩







(四) 第四大堤塘・第五大堤塘間

無稅地擗

東ノ間

西ノ間

南西擗

四十町五反六畝二十二步

三十三町一反三畝二十八步

四十六町三反五畝二十步

五十七町三反四畝十四步

三十九町四反八畝八步

(五) 第五大堤塘外

大正擗

昭和擗

八十五町一反一畝二十九步

百十八町六反一畝步

海 明 有



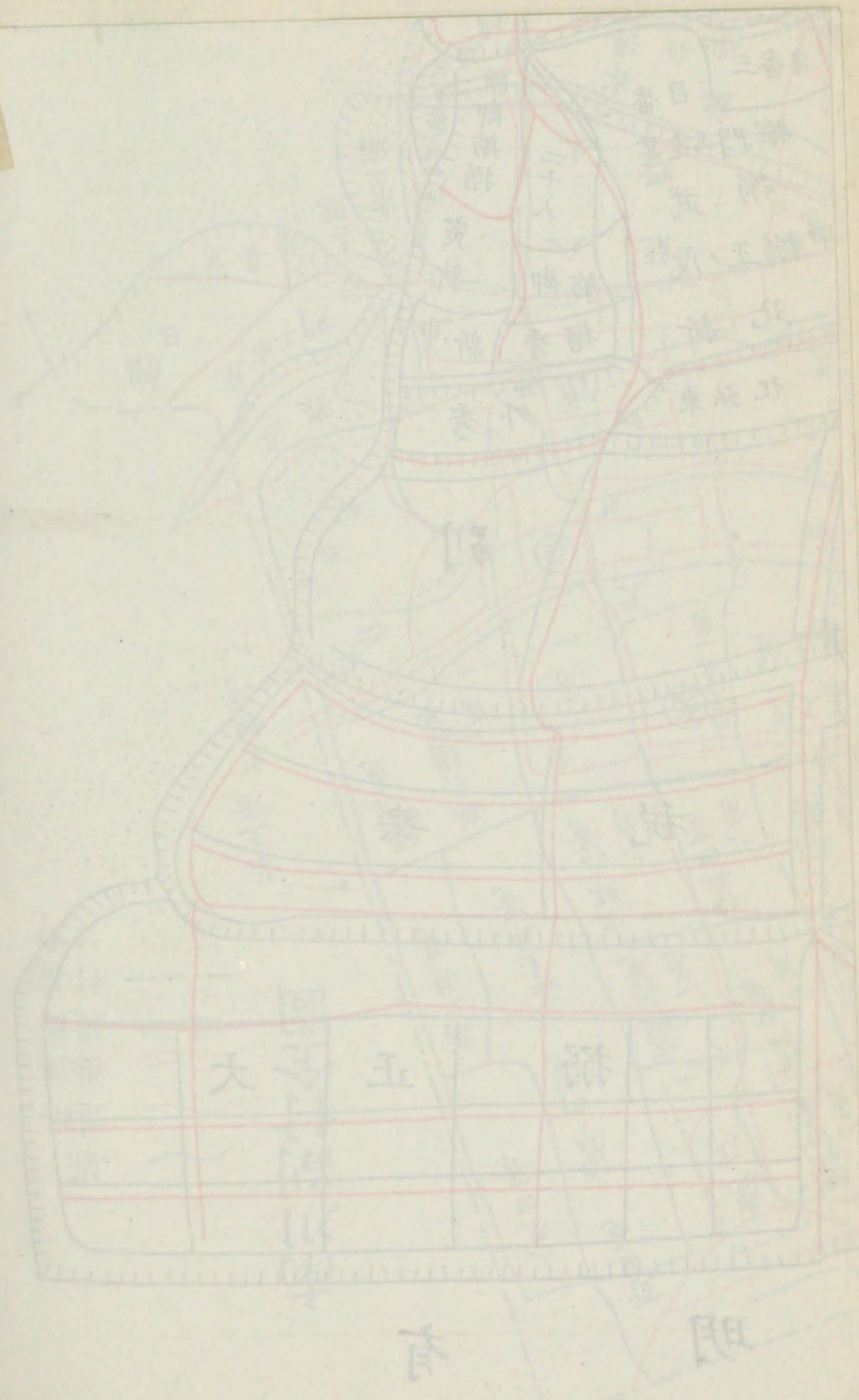
# 南川副村全圖

~~~~~ 堀  
 ~~~~~ 道路  
 ~~~~~ 縣道  
 ~~~~~ 堤防  
 ~~~~~ 境界  
 ~~~~~ 野  
 ~~~~~ 芦



(五) 昭和大正和  
 第五大  
 南西  
 東ノ  
 無稅地  
 (四) 第四大  
 西ノ  
 中ノ  
 東ノ





第三節 西川副村干拓狀況報告

(一) 所在地及地區名

| 地區名   | 特別名稱 | 事業者 | 開發面積  | 事業顛末                                   | 參考事項                  |
|-------|------|-----|-------|----------------------------------------|-----------------------|
| 南西揚   | 西坊洲  | 民間  | 畑十五町  | 藩ニ於テ基礎工事ヲナシ(年代不明)明治三十七年民間ヨリ監督及經營ニ於テ施行シ |                       |
| 別段揚   |      | 不明  | 畑三町五反 | 不明                                     | 民間ノ經營ト認ム              |
| 幸揚    |      | 同   | 畑二町   |                                        | 寛政年間ノ經營ニテ其名ヲ用ヒタルモノナラム |
| 寛政揚   |      | 同   | 畑一町五反 |                                        | 文化年間ノ經營ナラム            |
| 文化揚   |      | 同   | 畑一町五反 |                                        | 卯兵衛ノ發起工事ニテ其名ヲ用ヒタルナラム  |
| 卯兵衛揚  |      | 同   | 畑二町   |                                        | 以下人名ヲ付シタルモノ同シ         |
| 源七揚   |      | 同   | 畑十町   |                                        |                       |
| 五郎兵衛揚 |      | 同   | 畑十町   |                                        |                       |
| 百姓揚   |      | 同   | 畑八反   |                                        |                       |
| スバナ揚  | ヨコベタ | 同   | 畑一町五反 |                                        |                       |
| 川端揚   |      | 同   | 畑三町   |                                        |                       |
| 千秋揚   |      | 同   | 畑一町   |                                        |                       |
| 鱈江揚   |      | 同   | 畑一町   |                                        |                       |

以下ノ畑ハ現在田ニ變換シ耕作シツ、アリ



第四節 西川副村の干拓地區

(一) 第一大堤塘・第二大堤塘間

玄 貞 搦 一町八反二十五步

百 姓 搦 約十町步

五郎兵衛搦 約十町步

徳右衛門搦

(二) 第二大堤塘・第三大堤塘間

忠右衛門搦

卯兵衛搦 約一町五反步

源 七 搦 約二町步

寛 政 搦 約二町步

文 化 搦 約一町五反步

三 徳 搦

内 千 秋 搦

幸 搦 約三町五反步

(三) 第三大堤塘・第四大堤塘間

別 段 搦 十六町七反八畝二十五步

(四) 第四大堤塘・第五大堤塘間

南 西 搦 十四町五反二十五步

(五) 八田江下流沿岸の新地

御 堀 搦 約一段步

明 九 搦 七町四反八畝步

權左衛門搦

鱧 江 搦 七反一畝二十步

四郎兵衛搦 六反四畝十七步

喜 惣 次 搦 四反七畝三步

スバナ搦 三反三畝步

四郎右衛門搦 三反四畝二步

川 端 搦



## 第四章 大詫間村の生成

佐賀郡大詫間村は、郡の東南隅に位する千年川中島地で、全く慶長以後に生成したものである。西は早津江川を隔て、中川副村及び南川副村と相對し、北は福岡縣三瀨郡大野島村と脊中を合せ、東は千年川を隔て、是亦福岡縣川口村と相向つて有明海に面し、南方は遠く藤津郡の多良岳及び長崎縣の溫泉岳を望み、三池郡・大牟田の炭煙亦指呼の間に見ゆ。戸數は三六〇戸にて、村内を上ノ小路・中小路・下ノ小路・海路端・三軒屋の五部落に分つてゐる。概説その他諸氏の研究物にも見ゆる如うに、此の村こそ全く天恵の美し農地で、慶長繪圖等には、全然その形態も見えてゐない、傳ふる所によれば、天正年間までは未だ海中で、松枝沖と稱したものが、文祿となつて初めて海中に一つの寄洲を見出したので、時の藩主鍋島勝茂には、是に龍王の神石を建て。先占の意を表せられ、其の後此の神石を基として漸次泥土が堆積し、土質も固成して小島となつたと云ふ。

### 第一節 大詫間村勢一班云

(一) 沿革 本村は天正年間迄は未だ海面にして松枝沖と稱したり。文祿元年に至り海中に一つの寄洲相見えたるを以て、當時の藩主泰盛院（勝茂公）鍋島安藝守茂堅に命じ、其の寄洲に龍王の神石を建て、先占（隣境は筑後國なればなり）の意を表せられたり。其の後神石を基として漸次泥土堆積し、土質も固結して、一つの島地を形成するに至る。因つて元和九年八大龍王の神祠を同所に建立せらる。然れども未だ耕地と成るに至らず。時未だ肥筑の境界不明にして、屢次兩藩爭論を生ぜしも、正保年間兩藩和議の上、潮水干掛に際し、神幣に柴を結束したるものを流し境界を確定せり。恰も佐賀市武富某埋築を出願し許可を得、前記龍王神祠の東北に當る五十町餘の地を埋築し、始めて家屋を建築し、人を移住せしめ、村號を松枝村と稱したるは、今より約三百五十年前にして、是即ち本村の紀元なり。後、大詫間村と改稱す。追次新地を築出し、土地人口増殖し、深堀家の領地となれり。然れども、未だ海中の一孤島にして屢々風波のため堤塘破壊せられた、修繕費其の他多額の費金を要するを以て、深堀家に於て維持に困難し、遂に享保四年に至り、藩主に請ひ換地を爲したり。其の後本藩の威力にて漸次發展擴張し、現時の廣漠たる地面を形成するに至れり。

(二) 沿革補遺その一 大正十二年二月本村々長西原藤三郎上京し、武富時敏氏の邸宅を訪問し、談偶々本村沿革に及びたり。而るに武富氏の曰く「大詫間村は拙者の先祖に於て創立せる所なり」と、因つて記録を尋ねたるに、拙家に藏しある旨答へられたるを以て、其の拔萃



を乞ひたるを快諾せられ、氏自ら執筆與へられたる記録左の如し。是全く事實ならん。

武富氏家傳記中抜萃

寛政の頃、肥筑の間に泥鹵の地あり、其の界はからず、屢々争論に及ばんとするにぞ、兩國和談あり。潮汐湛へたる時、千栗八幡宮の神幣を流し、其の流を限りて西を肥とし、東を筑とするに定まりしとなり。

斯くの如く境界定まりしかば、武富太郎左工門（後久右工門と改名）、兼て國に益あらんことを計り、且つ深堀太夫に舊恩を報いんとの宿意より堤を築き、新に田畑を作らんことを思ひ立たり。寛文の初めに至り落成し、五十町の田地となりぬ。今の「山」と唱ふる所則是れなり。其の内二十五町を官に献じ、十二町を深堀太夫に献じ、残りを己が有とし、下村氏（久右工門妻の里方）知行所の百姓を移して農業をなさしむ。武富氏の書面の一端に曰く「右埋築は鍋島家に於て長崎の邊防を引受け經費莫大となり財政困難に陥りたるを以て其の一分を補足せん爲め拙家の先祖が計畫せしものと宣傳候其邊防の衝に當る深堀太夫に献ぜしとある所より案するに左もある可しと存ぜられ候」と。

(三) 沿革補遺その二 疎導要書云、川副大詫間往古は潟にてありしを武富市郎右衛門先祖の者右潟へ堀を築出し數年を経て右の者従弟太郎右工門と申す者其の志をつぎて普請しけるに元祿三年午春に至り土井其他全く成就すると云ふ。堀地五十町の内貳拾五町御藏入に差上拾

參町は右の者祖母深堀家へ厚恩のため彼の家に差出し殘拾貳町を自分取納めたる由其後正徳六年右堀地毎々高潮等にて打崩し深堀より普請手及ばず御境目亡地の様になつては叶はざるにより御藏入れ仰付けられ地米貳百五十石に余米加へ代地として三根郡蓑原村の内地米參百七拾貳石余の御判物を彼家に渡下されし由なり。

第二節 大詫間村干拓狀況

大詫間村は昭和十五年現在の全面積は八百六町四段餘で、五十有餘の堀からなつる。現在の「松の内」(五十五町餘)が最初の開拓地で、逐次南方へ海面を征服して今日に至つた。各堀の埋築歴時等は詳に知る由もないが、堀名が年號又は干支に因めるものが多いので略判斷が出来る。堀名を列記すれば一本松・二本松・三本松・四本松・五本松(以上は同時に干拓せしならん)・北百姓・南百姓・丑堀・巳年籠・辰堀・午堀・十二町堀・東丈五郎堀・辨天堀・幸右工門堀・敬藏堀・嘉永堀・巳新堀・郷方堀・卯年堀・天明堀・享和堀・今新堀・西丈五郎堀・寅堀・申年堀・西永久堀・中堀・東堀・西應久堀・東應久堀・千年堀・中永久堀・西新堀・文政堀・東永久堀・東新堀・元治堀・明治新堀・大正堀・昭和堀等で、この外二三の小堀もある。(地圖参照)



- 一、大正擲は面積二十二町歩。大正三年起工、同十五年竣工。村經營で現在も村有地である。
- 二、昭和擲は總面積五十六町餘。昭和三年起工、同十四年竣工。西原藤三郎外二十三名の組合事業である。

(附) 大詫間は集團型の聚落村である

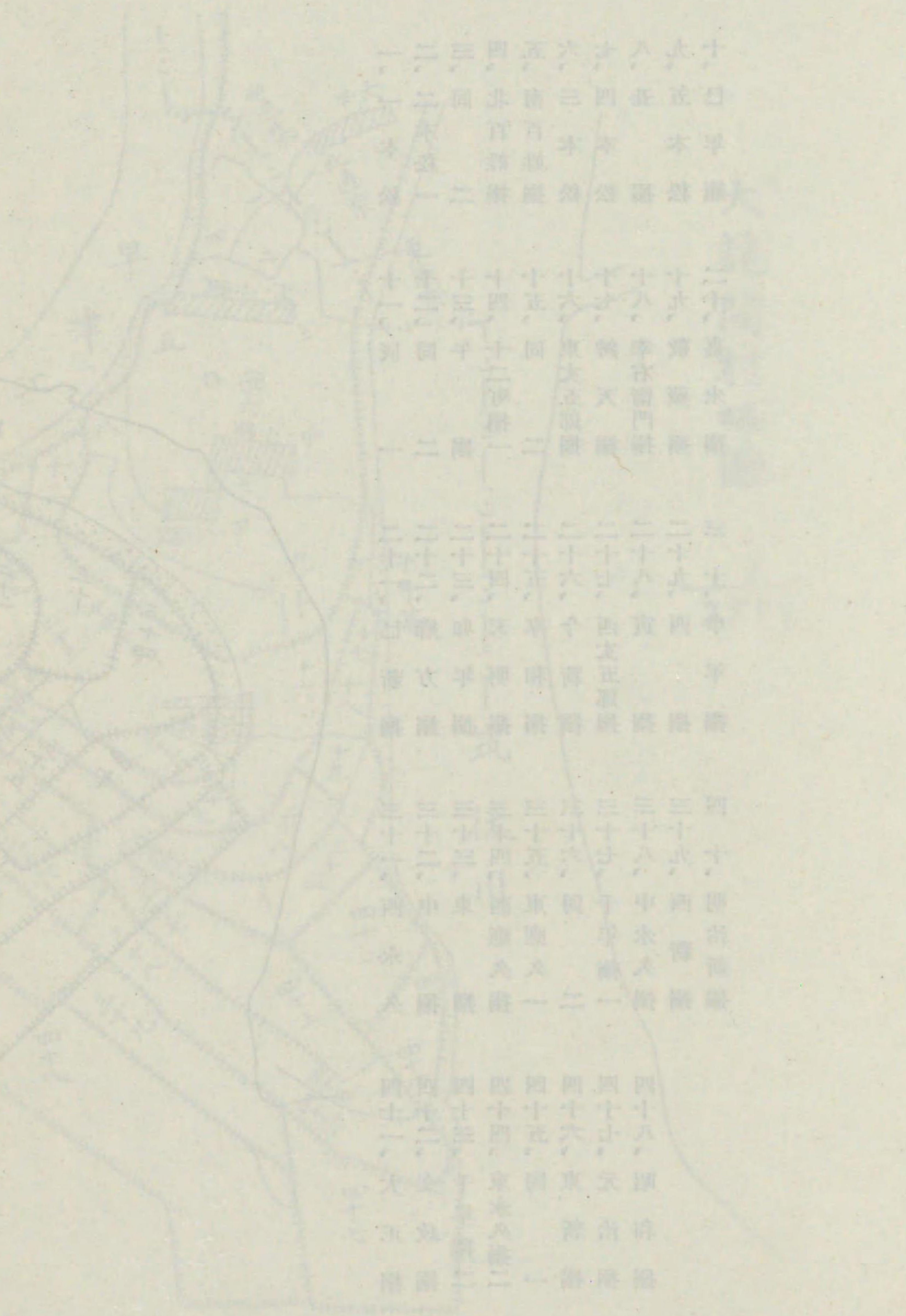
凡そ集團性の村落は大計畫に干拓された場合に多く、散居性の村は個人開拓の場合に多いやうである。其の具體的な例として筑後川の中に在る大野島の場合を考へて見よう。此の島の中には二つの村がある。一つは福岡縣の大野島であり、他は佐賀縣大詫間村である。洪水・津浪を防ぐために島の周圍は嚴重に石垣が疊んである。従つて自然的條件は大體同じと見てよい。寛保年間の古圖を見れば、大詫間村は未だ干潟をなして居るが、既に大野島村では津村の内古田千七百七十一石、一木の内大浮島新田二百九石とある(津村は一番最初に開かれた所、一木とは筑後川村對岸に一木村がある)から、大詫間村の方が新しく開拓されてゐる。此の歴史を異にして居る事實が、此の二つの村に著しい相違を與へて、大野島は純然たる散居性の村となり、大詫間村は集團性の型を取らしめたのである。傳に依れば慶長六年、津村三郎左衛門なる者が、筑後川口に寄洲あるを發見して、開拓に従事して數十歩の地を得たりと云ふ。之が大野島開拓の緒口であつた。其の後元和年間に、更に村民を引率して開拓に従

事した。之が前述の津村であり、其の後他方より來つて新田を拓くに至つたのであるが、此の開拓は恐らく島嶼的開拓で、幾箇所も中心を定めて進んだものと思ふ。大詫間の干拓は寛保以後によるものらしいが、其の點不明である。武富太郎兵衛なる者が始めた。此の太郎兵衛の祖は、元祿五年に佐賀に聖堂を建設し、元祿七年に完成した名家であつた。此の聖堂を建設せる先祖の功に報いんがために、新地の開拓を計畫して田畑五十町餘を作り、中二十五町を官に獻じ、十三町を深堀太夫(母の恩人)に獻じ、残る十二町を私有となせりと云ふ。此の五十町歩の耕作は、縁者たる下村氏に百姓夫妻を貰ひ得て、農事を司らしめたと云ふ。此の開拓を見るに恐らく、莫大なる資本を有した武富家が、多數の人夫を派して開拓したのであるから、前の大野島村の時とは、大いに其の趣を異にしてゐる。耕地が先に出來て、其の後に根據地である村を固定したやうである。二つの開拓の方法が異つてゐる事が、此の二つの村居の型態を、一つは散居性を取らしめる事になり、他は集團性を取らしめる様になつた。

散居性の村は此の區域には餘り見受けない。六角川の下流に行くに散居性の村が多い。六角川の下流地方に散居性の多い事は、他に理由もあらうが、こんな個人的開拓によるか、出作りの形式に依るのではなからうかと思ふ。



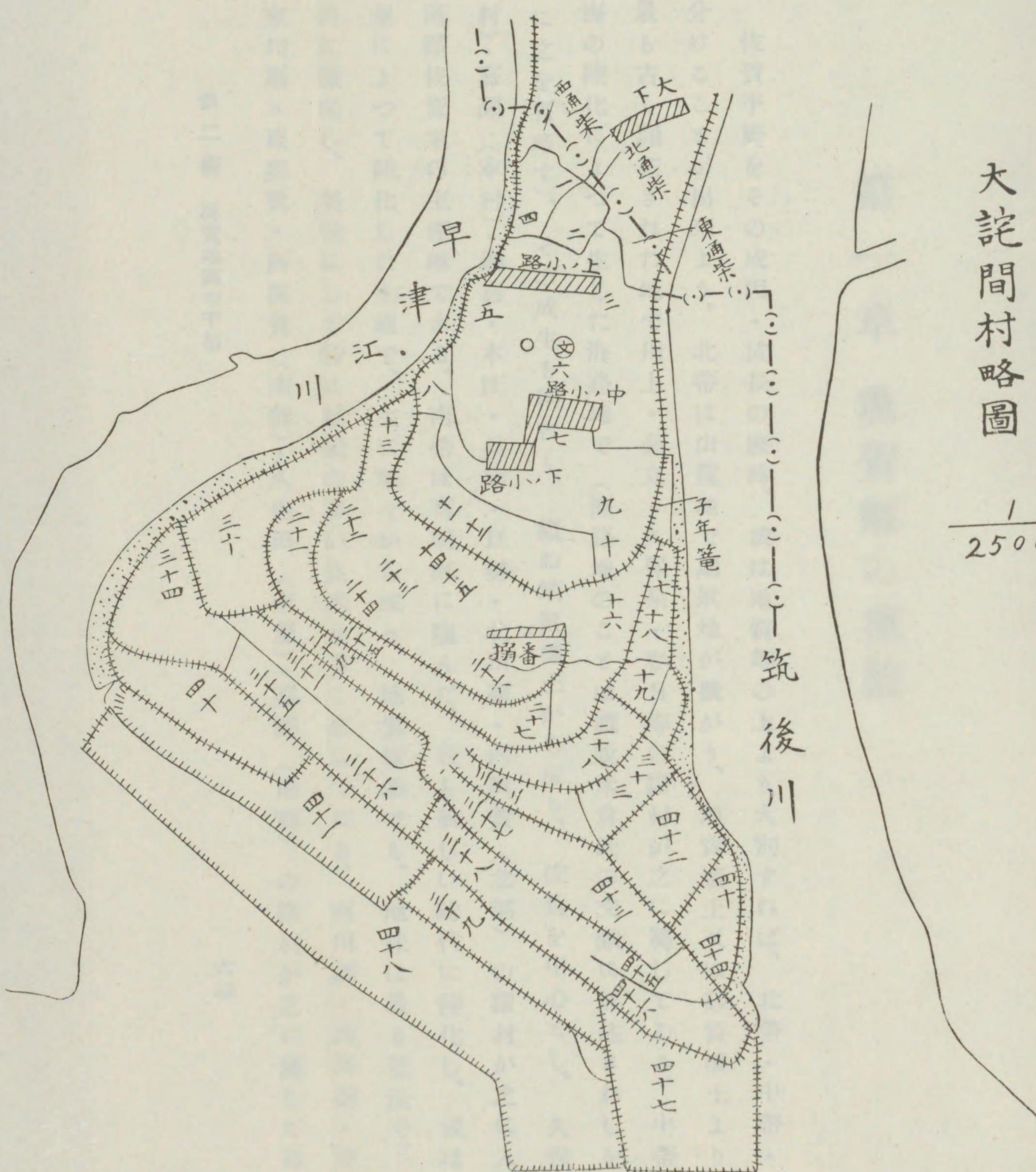
東川副・東與賀・西與賀（南部）・久保田（南部）・嘉瀬（南部）の諸村が之に屬してゐる（こ  
 第二編 與賀地區の干拓



*[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*



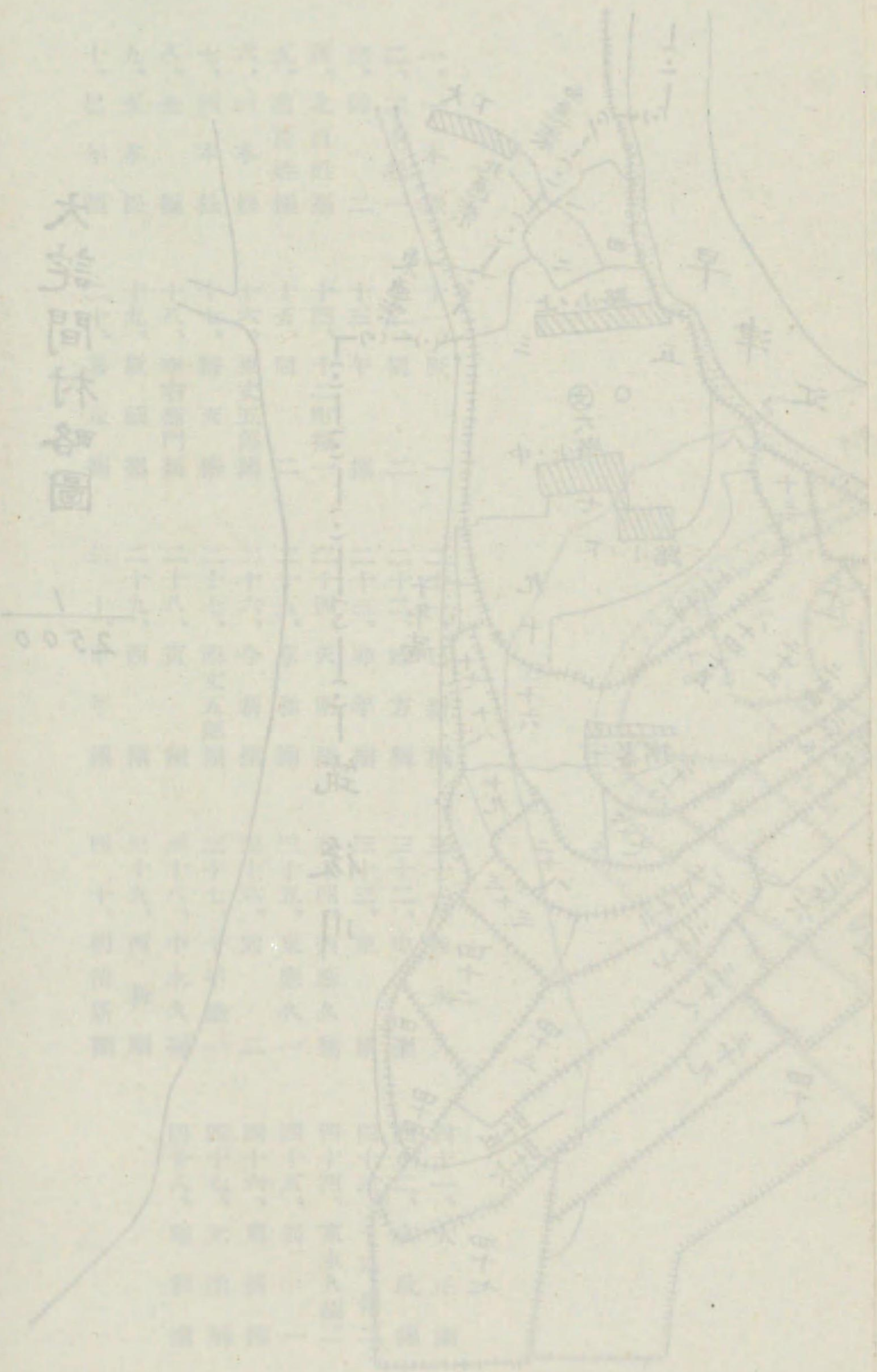
|        |        |         |         |          |         |         |         |         |
|--------|--------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 十、巴年籠  | 九、五本松  | 八、丑本松   | 七、四本松   | 六、三南百姓   | 五、四北百姓  | 三、同二    | 二、一本松   | 一、一本松   |
| 二十、嘉永  | 十九、敬藏  | 十八、幸右衛門 | 十七、辨天   | 十六、東丈五郎  | 十五、同二   | 十四、十二町  | 十三、午一   | 十二、同二   |
| 三十一、申年 | 三十、西寅  | 二十九、西寅  | 二十八、西寅  | 二十七、西丈五郎 | 二十六、今新  | 二十五、享和  | 二十四、天明  | 二十三、卯年  |
| 四十一、明治 | 四十、西新  | 三十九、西新  | 三十八、中永久 | 三十七、千永久  | 三十六、同二  | 三十五、東應久 | 三十四、西應久 | 三十三、東應久 |
| 四十八、昭和 | 四十七、元治 | 四十六、東新  | 四十五、同   | 四十四、同    | 四十三、東永久 | 四十二、千永久 | 四十一、千永久 | 四十、千永久  |



大詔間村略圖

1/2500





## 第二編 與賀地區の干拓

### 第一章 與賀郷の概観

佐賀平野をその成因・成長の歴時、或は地質等の上より大別すれば、北帯・中帯・南帯に分けることが出来る。北帯は山麓地で扇状地が擴がり、埴質壤土又は砂質壤土より成り、最も古く開拓された地で川上・金立・久保泉・春日等の諸村が之に屬してゐる。中帯は有明海の陸化によつて生じた海路地で（海路地のことば概説米倉氏の文献に詳述されしを以て此に之を省略す）、その成生も稍古く、概ね埴質壤土から成り、佐賀を中心とし、久保田（本村）・嘉瀬（本村）・鍋島・本庄・兵庫・巨勢・北川副・西與賀（北部）の諸村が之に入つて、所謂佐賀米の主産地である。南帯は有明海に臨んだ、最も新しい時代に陸化し、或は干拓事業によつて陸化した土地で、主に埴土から成り、地盤軟弱でも、地味は最も肥沃で、概ね水田に徹底し、美味にして特に粘氣の多い良米を多く産してゐる。南川副・西川副・中川副・東川副・東與賀・西與賀（南部）・久保田（南部）・嘉瀬（南部）の諸村が之に屬してゐる（こ



の分類は農事試験場土質調査並に神崎高女吉田教諭の研究を参考とせり。吾人が茲に之を解説せんとするものは、専らこの南帯地區である。

此でこの南帯地區に屬する、舊與賀郷を懐古せんに、郷村帳に據れば、

(一) 與賀上郷

多布施東分小路・大島・高岸・天祐寺町・中折村古・多布施下村新宿・精町・本庄東分村大井樋・灰塚・西川路・堀切・本庄西分村精町・西精町・堂ノ前・田中・寺小路・厘外東分村高柳・平松・厘外西分村中村・中島・八龍・上飯盛村米藏・古賀・田中・鹿子上村餅田・鹿子下村節田・新村正・末次東分村中島・元船・末次西分村満久・常照院寺領夜尺

(二) 與賀下郷

立野村新ヶ江・坂田小路・實久村鍛冶屋・上・下古賀村作田・今・田中村上古賀・作・住吉村・中村・大野村・丸目村・中飯盛村大屋敷小路・辻・下飯盛村長八小路・石丸・元相應村子々森・高太郎村秋丸小路・中ノ・藏末小路・野口小路・唐津村

の二郷で、今日之を東西の二與賀村に分つてゐる。就中その東與賀村は、前述の如く佐賀平野の南帯に屬し、最も新しい時代に、自然的に或は人爲的に陸化された地であるが、平安時代は愚か鎌倉時代までは、實に滄々たる大海原であつたらしい。それが室町末期頃になると、海岸線は大いに前進して、松土井近くまで殆んど陸化したやうで、例の慶長繪圖には、鹿子・飯盛が記され、而も鹿子には高三千八百六十九石二斗五升八合・飯盛には高二千八百三十七石九斗二合三勺の石高さへ載せてある。尙大坪安太郎氏の研究によれば、龍造寺隆信の時代

(天正年間)には、南川副村では廣江・犬井道を結ぶ線が海岸線で、犬井道には農漁民の聚落があつたことを徴證されてゐる。(川副郷の干拓考参照)。爰に大坪氏の研究に基き、地相の上から之を類推すれば、東與賀村では作土居・住吉・大野を結ぶ線が、當時の海岸線とも見るべきであらう。又犬井道が天正年間既に部落を構成してゐるに拘らず、慶長繪圖には見えないで、元祿繪圖に始めて載せられてゐるが、住吉・大野等の元祿繪圖に始めて現れてゐる點から考ふれば、これ等の部落も亦天正時代に胚胎したかも知れぬ。而して作土居・新村・住吉・大野が街村式聚落で、曾ての潮留土井に立地したであらうことは、街村式なる點のみの推定ではなく、作土井が四十余年前まで、部落の中道が土井であつた事實がそれをよく證明してゐる。因に南部の平八搦も、潮留の役割を果した土井を切開いて立地した部落で、中道は之亦土井敷であるとの事である。偕てこの時代は干拓への漸移期ともいふべき時で、既に陸化した澤鹵を開拓したか、或は大潮の時のみ潮水が僅に満ち入る位の、沮洳の土地となるのを待つて、小土井を築造して干拓したものであらうか。今日現存する有明海沿岸一帯の大堤防の多くは、當時の小搦を擁護するために、藩主の力によつて築造されたもので、かの松土井等は蓋し好箇の實例であらう。(松土井の記事は他に譲る) 此の松土井外こそ眞に

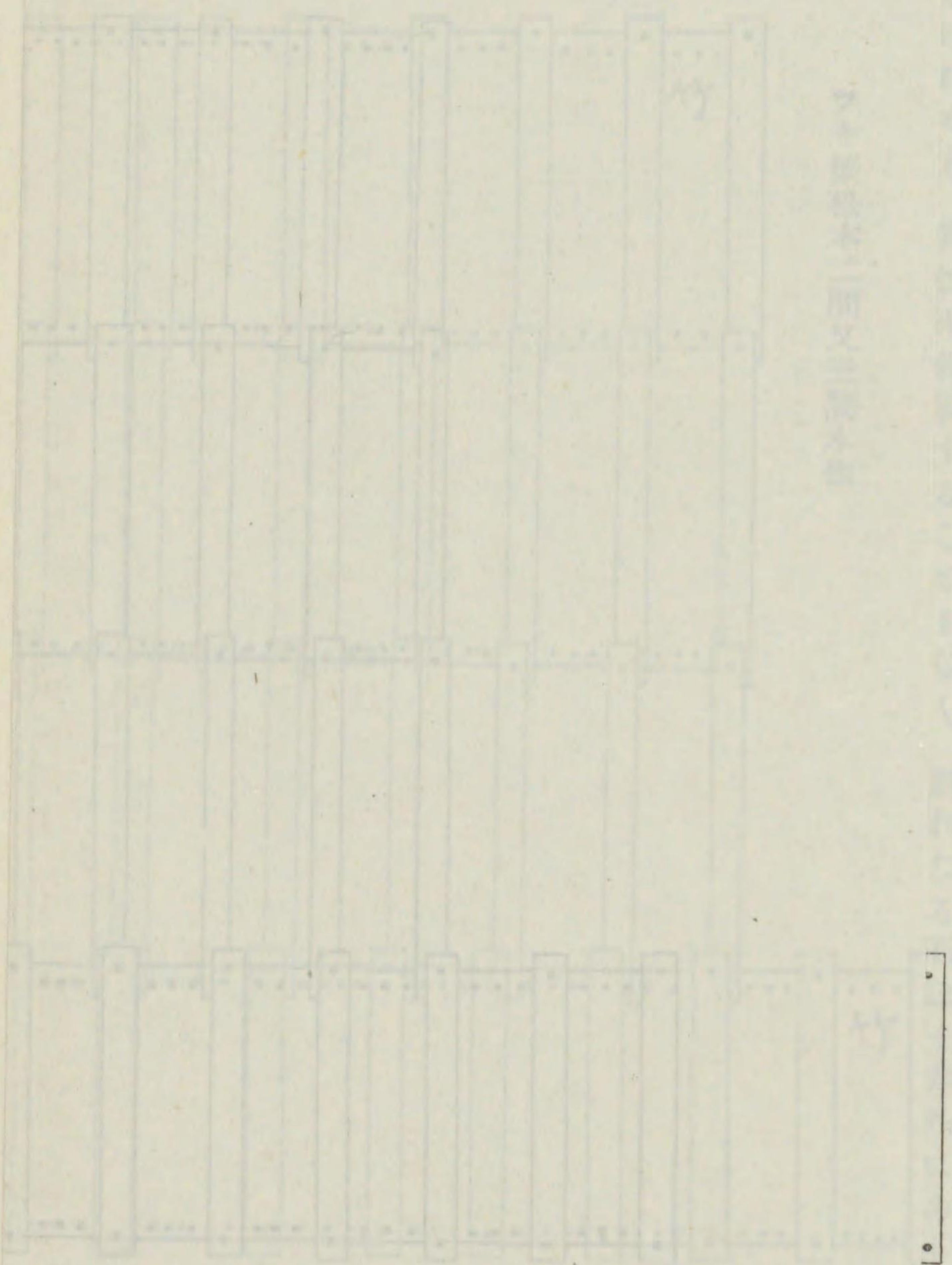


藩政以降に於ける、本格的な干拓地である。東與賀村では土井外東部に鱗搦式に築造された二―三町程度、若くばそれ以下の小搦が二十餘ヶ所もあるが、西部には松土井の外縁に、利右工門・直十・權左工門・伊勢右工門等の小搦が、只一列に並んでゐる丈である。かく東部に多數の搦が築造され、西部に少い理由としては、與賀郷の海岸は一体に、風當りの場所で、尙ほ潮當りも強く、随つて沖積物は常に搔浚はれて潟地の成生がなく、八田江の流出物等も東部地先にのみ淹堆するのに基因したのであらう。その是を實證する史料としては、疏導要書「大野土井石垣」の一節に次の如うなのがある。

◎大野土井石垣

此土井筋二十町餘の所、竹崎の北に中り風當の場所にて、潮の差引強く、以前より瀉を置ことなき故、葭を生することなし、此瀉葭が海邊に生じてこそ、大に土井の助けともなる物なるに、右の通りに瀉をも置かざる位の場所にて、潮當りも相當強い爲、正徳の頃八月に大風大潮にて此邊大総の切渡が出来て、大野村・住吉村は云に不及、鹿子村・灰塚村・十五田原までも潮満込み、農民の難儀、田地の害となりし由、此節の切渡幅廣く、潮漲りて容易に潮を留ること不叶、數十日の間手を空すること成しに、東の方船津江の土井筋に取付段々西の方へ築立し、一潮々々に右の土井を築出して漸々に潮口を細め、終に本土井の北に中土井を築て満潮を留め、偕冬潮の減するに隨ひ、本土井を築留たる由、一終此

土井切渡根搦竹木積



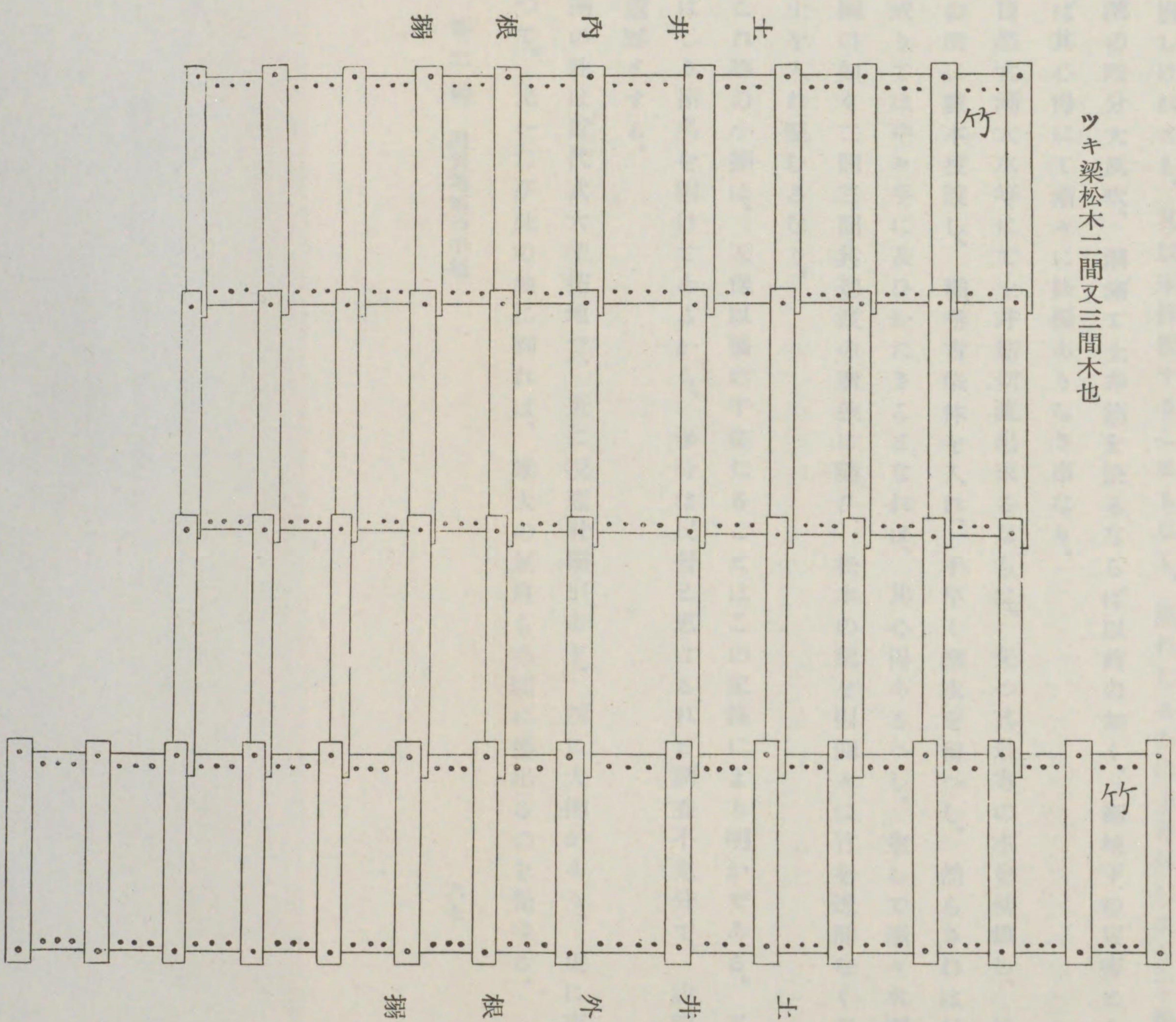


藩政以降に於ける、本格的な干拓地である。東與賀村では土井外東部に鱗搦式に築造された二―三町程度、若くばそれ以下の小搦が二十餘ヶ所もあるが、西部には松土井の外縁に、利右工門・直十・權左工門・伊勢右工門等の小搦が、只一列に並んでゐる丈である。かく東部に多數の搦が築造され、西部に少い理由としては、與賀郷の海岸は一体に、風當りの場所でも、尙ほ潮當りも強く、随つて沖積物は常に搔凌はれて潟地の成生がなく、八田江の流出物等も東部地先にのみ淹堆するのに基因したのであらう。その是を實證する史料としては、疏導要書「大野土井石垣」の一節に次の如うなのがある。

◎大野土井石垣

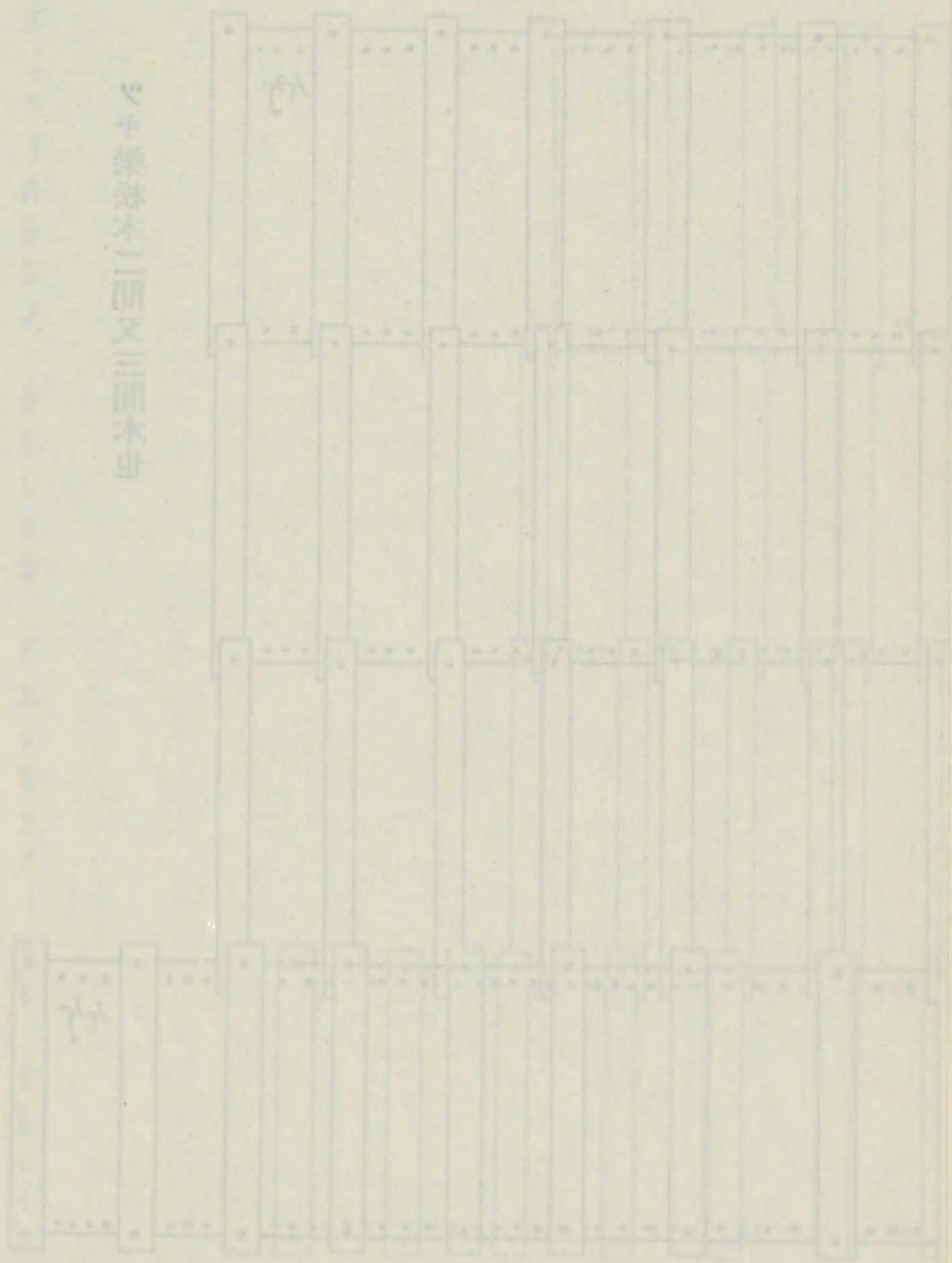
此土井筋二十町餘の所、竹崎の北に中り風當の場所にて、潮の差引強く、以前より瀉を置ことなき故、葭を生することなし、此瀉葭が海邊に生じてこそ、大に土井の助けともなる物なるに、右の通りに瀉をも置かざる位の場所にて、潮當りも相當強い爲、正徳の頃八月に大風大潮にて此邊大総の切渡が出来て、大野村・住吉村は云に不及、鹿子村・灰塚村・十五田原までも潮満込み、農民の難儀、田地の害となりし由、此節の切渡幅廣く、潮漲りて容易に潮を留ること不叶、數十日の間手を空すること成しに、東の方船津江の土井筋に取付段々西の方へ築立し、一潮々々に右の土井を築出して漸々に潮口を細め、終に本土井の北に中土井を築て満潮を留め、偕冬潮の減するに隨ひ、本土井を築留たる由、一躰此

土井切渡根搦竹木積



ツキ梁松木二間又三間木也





所前の如く至て風當の所にて、此後とても切渡出来ぬれば、御城下までも災害寡らざる事なれば、後來の爲石垣を築べきとて、御領中大小配分に至るまで、割夫を以て此を築留たる由なり。然るに此石垣去る子年大風にて、所々櫛の齒の如くに切渡出来て、石垣殊の外破崩しけれども、其以來修覆することもなく、崩れたる石は土井外にありて瀉に埋りたり、秋潮の時分大風吹、潮満て土井筋を決るならば以前の如く、御城下の災害とも成へき事なれば其心得にて漸々に修覆ありなき事なり。

自然大潮大水等にて土井筋切渡出来るならば、先づ其最寄の木を切倒し、枝葉の儘切渡の所に數本投渡し、稻巻古俵体を入れ、手早く潮水を留へし、然らざれば只様切渡廣く成りては中々手に及びかたきことなれば、其心得あるへし。惣して漸々水潮治りてより圖の如く二間三間其切渡の廣狭に隨ひ、松木の梁を引間々に竹を透間なく立て、其上に土を入れ堅むるなり。

尙これ等の小搦は、天保以後の干拓たることはこの記録により明かである。又事業者の名と思はしき搦名を附けてあるから、多分は民營と思はるれど調査不十分で、説明の出来ないのを遺憾とする。

小搦の外は近代式干拓地で、東に授産社搦があり、西に大搦があり、更に南部に大授搦があつて、足一たび此の地に到れば、雄大の氣自ら心頭に湧出るのを覺ゆる。



## 第二章 東與賀村の干拓

## 第一節 大 搦

大搦は面積七十餘町歩。東隣投産社搦に對し西大搦ともいふ。事業者は舊藩主鍋島直大侯で、明治元年に工を起し、同四年に竣成した。干拓に要せし材料工費の全部は之を、侯より支出され、その要せし人夫等は、元與賀郷の住民を以て充てられた。而して竣成後は、元下郷の住民に小作せしめ、干拓費に要せし利子の七朱を小作料と定めて徴收されたが、明治三十一—二年頃に至り、侯は干拓當時の契約に基いて、一反歩貳拾圓宛にて之を小作者へ賣却せられた。されば現今に於ては、悉く村民の所有となつた（昭和二年農林省農務局刊舊藩時代ノ耕地擴張改良事業ニ關スル調査より引用）。然し犬井道海童神社境内の填築開墾履によれば、「嘉永三年春與賀大搦を築き、五年十二月率ね成り丈量して地主を定め盡く以て頒布す」とあるから、嘉永年間よりの事業と見做す方眞に近からんか。

投産社搦は、面積略大搦と等しく、六十六町余歩あり。事業顛末を略記すれば、元鍋島藩足輕三千五百余名が、復祿請願によつて下賜せられた公債（十一萬圓余）を以て投産社を結成して、本干拓事業を思ひ立ち、明治二十年頃に工を起した。尤も起工前から土井心があり、點々石垣も残つてゐたさうだから、最初大搦等と同時代に、藩侯の手によつて築堤されたものが、風波のため大破し、復工を見ずその儘破れ搦として放任せられたものと思惟される。兎角再興築であることには間違ひ無い。竣成後約三十年間は壠畝の儘で棉・豆等を栽培して來たが、その後土地分配問題で、事務所重役側と、株主側との間に紛議を生じ、株主側は別に新社を結成して、遂に肥後の資本家廣瀬氏（芦刈投産社搦所有者）に、反當三十圓程度で全部を賣却した。廣瀬氏は、買收後直に之が耕地整理に着手したが、突如舊株主の一人佐賀大塚某から土地所有權（搦内一部の地）の訴訟、白石の黒木某からは賣買契約不同意の事件等が惹起し、廣瀬氏は遂に二十餘町歩を茲に分讓して、事件は漸く解決した。其の後耕地整理により水田となつたが、廣瀬氏は古賀銀行に全部を賣却して終つた。次で大正三年高潮災害によつて大破したが、古賀銀行は克く之を修築して、後に全部を東與賀村民に賣却し今日に至つた。

## (附) 佐賀郡東與賀村大搦

- (一) 所在地及地區名 佐賀郡東與賀村大字飯盛大搦
- (二) 事業 者 舊藩主鍋島直大侯
- (三) 開發面積 田八十町歩



## (四) 事業ノ顛末

イ、事業施行年月、明治元年著手、同四年竣成

ロ、施行方法

埋築ニ要スル材料及經費ノ全部ヲ、舊藩主鍋島直大侯ヨリ支出シ、之レニ要セシ人夫等ハ、元與賀下郷ノ住民ヲ以テ使用セリ。

ハ、経過及成績

竣成後元下郷ノ住民ニ小作セシメ、埋築費ニ對スル利子七朱ヲ小作料トシテ徴收シ、明治三十一—二年頃鍋島直大侯ハ、埋築當時ノ契約ニ基キ、一反歩二十圓ニテ、小作者ヘ賣却セラレタルヲ以テ、現今ニ於テハ悉ク村民ノ所有トナリ居レリ。(明治以前日本土木史抜)

## 第二節 大 授 堀

大授堀は平(東西)千五百六十間、立(南北)六百五十間、面積三百餘町歩の實に茫々たる一大干拓である。大正十五年に工を起し、昭和九年に竣工するまで九ヶ年の歳月を要した。現在では殆んど水田となつて大鑿井も設備され、その大部分は良田となつてゐるが、地區内の現状を見れば、耕種を急いだ爲か、整地も稍不十分で、堤塘の内側數十町歩は、早魃の際等潮水の湧出する惧れがあるので、或は第二次耕地整理の必要に迫られてゐるかも知れない。

干拓企業組合設立代表者は、當時の村長山田八郎外十七名となつてゐるが、産みの親は作土居住在の原作一翁(七十四歳)である。翁が只一介の農夫でありながら、この破天荒の大事業を貫徹した卓見と、當年の氣魄とを物語る記事が、昨十四年五月二十六日福岡日々新聞連載葉隠風土記・佐賀郡東與賀村の巻(翁カツト入りで)大授堀の干拓に織込ませて、掲載されてゐるから之を紹介して参考に資せんに

『佐賀郡東與賀村授産社堀と大堀の地先にあたるこの農地は、有明海の白い波に洗はれた海底であつた。二十年前のことである。その頃だつて農村は豊かではなかつた、加速度的に發展した資本主義が農村の家内工業を奪ひ、副業を減ぼし、栽培作物の種類を著しく狹隘にしてなほ駸々乎たるものがあつた。農家自身の手で造つてゐた味噌も醤油も、酒も衣服も買ふ方の便利な時代であつた、農家の自給經濟が破壊されて資本主義の齒車にまきこまれ、自給することを忘れた時代であつた、そして一方には世界大戰の餘波をうけて、好景氣な經濟界があつた、不健康な成金時代—會社、工場が次々と増設されて労働者にはかに殖えた、日本資本主義の爛熟期に入る前夜であつた、デモクラシーの思想は凡ゆる階層を襲うて労働者、農民は組合の旗の下に結束を固くした、底知れぬ不安があつた、絶えないう争闘の姿が見られる。「これは土地がないからだ」昂然と叫んだ男があつた、原作一といふ農夫であつた、しかしその頃は、大正元年二百七十圓であつた田地が五百圓に暴騰してゐる



た。農村問題解決の鍵を土地に發見した彼はどうかして田地を増さうと考へた、沈思默考の末彼が目をつけたのがのたりくと白波の寄せる有明海岸の埋立であつた、彼は説いた、出来るだけの熱情と辯舌と智慧をあつめて有志を説いた、物持ちはいつの世でも保守者である、耳をかすものはひとりもなかつた、それだけではない、狂人と言はれ山師と罵しられた、彼が一介の農夫にすぎなかつたからだ、しかし彼は屈しなかつた、遠大の理想を投げ捨てなかつた。かくて十年—なんといふ長い月日であつたらう、時代はめぐる俄然放漫な産業界を襲ふた恐慌の波は大正九年から大正の末期に及び不安な焦躁の嵐を呼んだ彼の主張が聽かれる日が來た、大正十五年の春であつた、同志と「東與賀村大授搦耕地整理組合」を設立し、いよ／＼埋立工事に手をつけた。まづ堤塘を築かねばならぬ、捨石を沈下せねばならぬ、そして土台を鞏固にするため粗朶、連材を海底に積んだ、この基礎工事を三つに分けた第一地區・第二地區・第三地區、まづ第一地區から着手して全工事を完了したのが昭和九年の春であつた、滿九ヶ年の日子と百七十萬圓の巨費がつひに三百町歩といふ沃土を生んだ、潟が整理され堀や井戸が掘られ放射線狀の道路が出來た、かくて當初の三年は白い棉花が咲き、次の二年は赤い西瓜がなつて現在では米麥が稔る豊穰の地となつた、辛苦二十年七十三歳を迎へた原作一翁は「辛い歲月であつた、しかし初志だけは貫いた、私ほど幸福な男はないかも知れぬ」といまなほ往年の麒麟兒をしのばせる顔容をほころば

せ、左の自作詩を記者に示した。 絶代偉功千古傳 埋來碧海著先鞭 千辛萬苦結良果  
沃土茫茫大授田』

尙組合設立に當つて原翁等が最も苦心したのは株主募集であつたが、元代議士中野實氏が原氏の熱意に感じ、二千五百株といふ大量の株を引受け、組合長にも就いたので頓に人氣が立ち、全株すらくと出來た。中野氏の功も没すべからずである。

### 第三節 其他の搦

- (一) 大野・住吉・作土居以南・松土井間ノ總面積 二百二十一町九反五畝五步  
 (二) 松土井外
- |         |            |
|---------|------------|
| 小 搦     | 六反三畝十三步    |
| 東 小 搦   | 二反一畝十步     |
| 大 明 神 搦 | 二町三反五畝二十五步 |
| 外 搦     | 五町五反六畝十九步  |
| 東 榮 德 搦 | 三町八反五畝十七步  |
| 西 榮 德 搦 | 二町六反九畝     |



|        |            |
|--------|------------|
| 千右衛門 搦 | 二町六反一畝九步   |
| 貞十 搦   | 九反二畝十九步    |
| 勘兵衛 搦  | 一町三反四畝十八步  |
| 榮徳 搦副  | 二町二反六畝二步   |
| 土居 副   | 一反七畝二十五步   |
| 年徳 搦   | 一町三反三畝二步   |
| 利右衛門 搦 | 二町三畝二十三步   |
| 土居 外   | 十町四反八畝九步   |
| 土井外耕減  | 二町四反三畝六步   |
| 三番 搦   | 二町五反四畝五步   |
| 二番 搦   | 二町六反十一歩    |
| 一番 搦   | 一町七反八畝二十九歩 |
| 郡右衛門 搦 | 九反五畝十歩     |
| 甚右衛門 搦 | 九反四畝二十六歩   |
| 嘉永小 搦  | 五町九反三畝二歩   |
| 作出 搦   | 一町四反九畝二十八歩 |

|         |              |
|---------|--------------|
| 外小 搦    | 二反八畝二十九歩     |
| 新村 搦    | 八反一畝十歩       |
| 西 搦     | 六町五反八畝二十五歩   |
| 林右衛門 搦  | 一町二反八畝二十六歩   |
| 利右衛門 搦  | 一町三反三畝二十九歩   |
| 直十 搦    | 一町五反八畝十九歩    |
| 權左衛門 搦  | 二町六反五畝二十一歩   |
| 伊勢右衛門 搦 | 一町二反三畝十九歩    |
| 伊十 搦    | 一町三反六畝十八歩    |
| 大 搦     | 七十町七反四歩      |
| 同耕 減    | 四町八反八歩       |
| 白鳥 搦    | 四町三反三畝三歩     |
| 授産社 搦   | 六十六町五反五畝九歩   |
| 大授 搦    | 二百八十八町五反六畝二歩 |
| 喜右衛門 搦  |              |
| 孫十 搦    |              |



### 第四節 成租の上より見た此の地の干拓

藩時代與賀郷御新地に課せられた成租は、次の通りで、前川副郷の例に比し、その搦築の新古を判別すべきである。

#### 與賀郷御新地

(一) 田方

一段ニ付六斗五升、下古賀村喜右衛門搦土居副より

同 四斗、高太郎村、唐津御舩郷北井樋まで

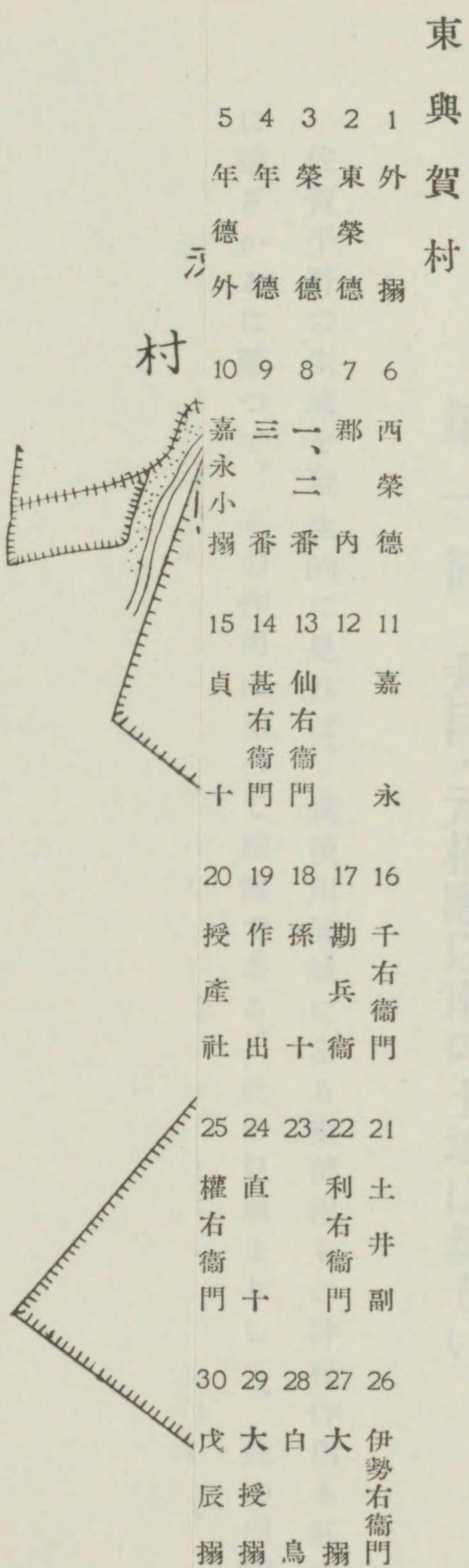
(二) 嶋方

一段ニ付三斗代、今町前井樋木屋跡等より

同 二斗代、鹿ノ子船津渡し場所まで

此に注目すべきことは、この與賀郷の搦地がかの川副郷のそれに比して、著しく成租の低廉なことである、畢竟之れは地味の肥瘠にも多少よることであらうが、こゝの搦が一體に川副郷のそれに比して、遅れてゐることを立證するものであらう。その原因に就いては、次章の西與賀村の干拓に明かにするところがある。

### 與賀郷干拓地區略圖





### 第四節 成租の上より見た此の地の干拓

藩時代與賀郷御新地に課せられた成租は、次の通りで、前川副郷の例に比し、その搦築の新古を判別すべきである。

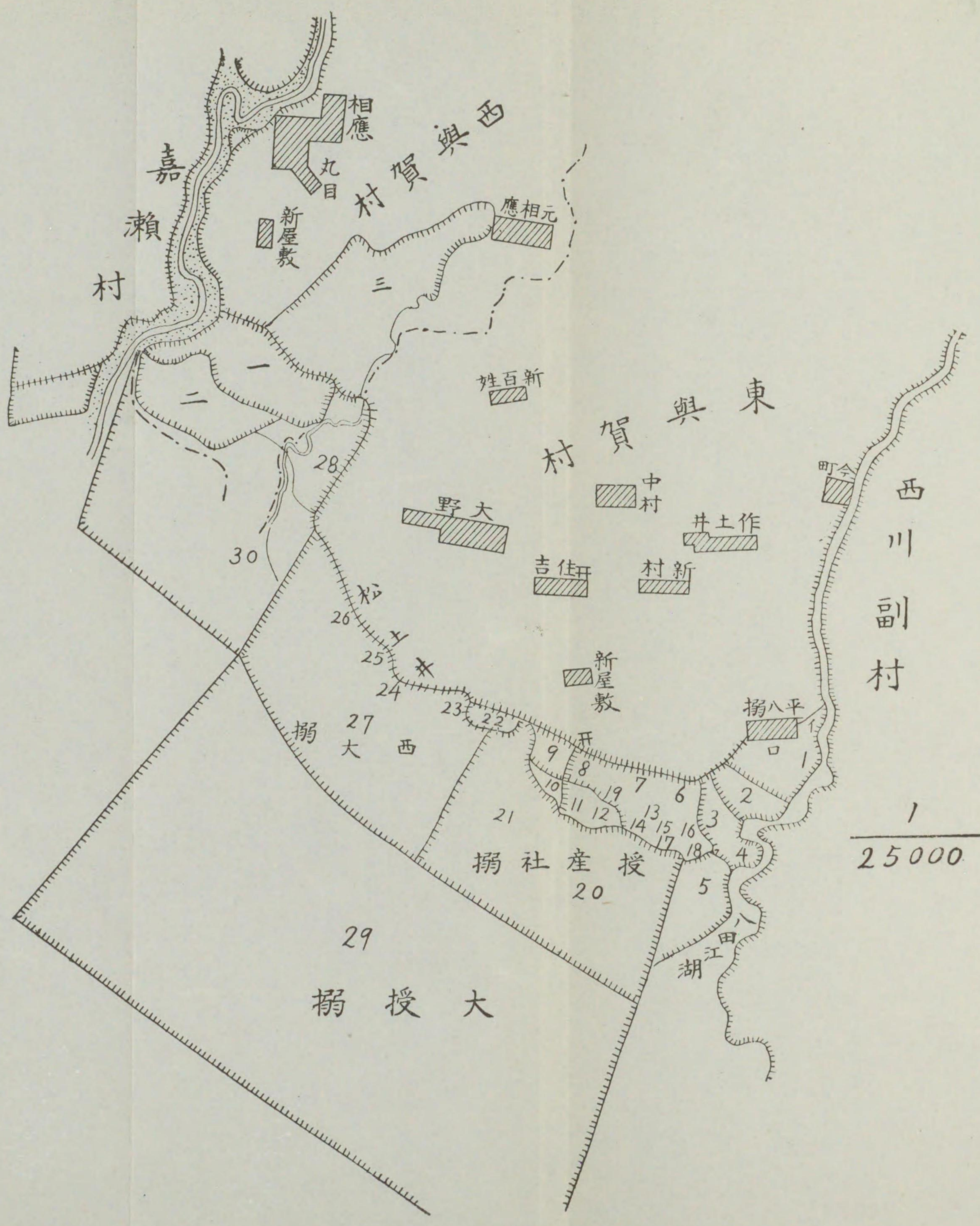
#### 與賀郷御新地

- (一) 田方
  - 一段ニ付六斗五升、下古賀村喜右衛門搦土居副より
  - 同 四斗、高太郎村、唐津御舩郷北井樋まで
- (二) 嶋方
  - 一段ニ付三斗代、今町前井樋木屋跡等より
  - 同 二斗代、鹿ノ子船津渡し場所まで

此に注目すべきことは、この與賀郷の搦地がかの川副郷のそれに比して、著しく成租の低廉なことである、畢竟之れは地味の肥瘠にも多少よることであらうが、こゝの搦が一體に川副郷のそれに比して、遅れてゐることを立證するものであらう。その原因に就いては、次章の西與賀村の干拓に明かにするところがある。

### 與賀郷干拓地區略圖

|    |    |    |    |    |   |   |    |    |    |    |    |   |   |
|----|----|----|----|----|---|---|----|----|----|----|----|---|---|
| 5  | 4  | 3  | 2  | 1  | 東 | 外 | 5  | 4  | 3  | 2  | 1  | 東 | 外 |
| 年  | 年  | 年  | 年  | 年  | 興 | 賀 | 年  | 年  | 年  | 年  | 年  | 興 | 賀 |
| 德  | 德  | 德  | 德  | 德  | 村 | 村 | 德  | 德  | 德  | 德  | 德  | 村 | 村 |
| 外  | 外  | 外  | 外  | 外  |   |   | 外  | 外  | 外  | 外  | 外  |   |   |
| 10 | 9  | 8  | 7  | 6  |   |   | 10 | 9  | 8  | 7  | 6  |   |   |
| 嘉  | 三  | 一  | 郡  | 西  |   |   | 嘉  | 三  | 一  | 郡  | 西  |   |   |
| 永  | 永  | 番  | 番  | 榮  |   |   | 永  | 永  | 番  | 番  | 榮  |   |   |
| 小  | 小  | 番  | 番  | 内  |   |   | 小  | 小  | 番  | 番  | 内  |   |   |
| 搦  | 搦  | 搦  | 搦  | 搦  |   |   | 搦  | 搦  | 搦  | 搦  | 搦  |   |   |
| 15 | 14 | 13 | 12 | 11 |   |   | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 |   |   |
| 貞  | 甚  | 仙  | 嘉  | 嘉  |   |   | 貞  | 甚  | 仙  | 嘉  | 嘉  |   |   |
| 十  | 右  | 右  | 永  | 永  |   |   | 十  | 右  | 右  | 永  | 永  |   |   |
| 門  | 衛  | 衛  | 門  | 門  |   |   | 門  | 衛  | 衛  | 門  | 門  |   |   |
| 20 | 19 | 18 | 17 | 16 |   |   | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 |   |   |
| 授  | 作  | 孫  | 勘  | 千  |   |   | 授  | 作  | 孫  | 勘  | 千  |   |   |
| 産  | 産  | 兵  | 十  | 右  |   |   | 産  | 産  | 兵  | 十  | 右  |   |   |
| 社  | 出  | 衛  | 衛  | 衛  |   |   | 社  | 出  | 衛  | 衛  | 衛  |   |   |
| 25 | 24 | 23 | 22 | 21 |   |   | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 |   |   |
| 權  | 直  | 利  | 土  | 土  |   |   | 權  | 直  | 利  | 土  | 土  |   |   |
| 右  | 右  | 右  | 井  | 井  |   |   | 右  | 右  | 右  | 井  | 井  |   |   |
| 衛  | 衛  | 衛  | 副  | 副  |   |   | 衛  | 衛  | 衛  | 副  | 副  |   |   |
| 門  | 十  | 門  | 門  | 門  |   |   | 門  | 十  | 門  | 門  | 門  |   |   |
| 30 | 29 | 28 | 27 | 26 |   |   | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 |   |   |
| 戊  | 大  | 白  | 大  | 伊  |   |   | 戊  | 大  | 白  | 大  | 伊  |   |   |
| 辰  | 授  | 鳥  | 搦  | 勢  |   |   | 辰  | 授  | 鳥  | 搦  | 勢  |   |   |
| 搦  | 搦  | 搦  | 搦  | 右  |   |   | 搦  | 搦  | 搦  | 搦  | 右  |   |   |
|    |    |    |    | 衛  |   |   |    |    |    |    | 門  |   |   |



西與賀村  
一、再興搦  
二、新搦  
三、相應搦



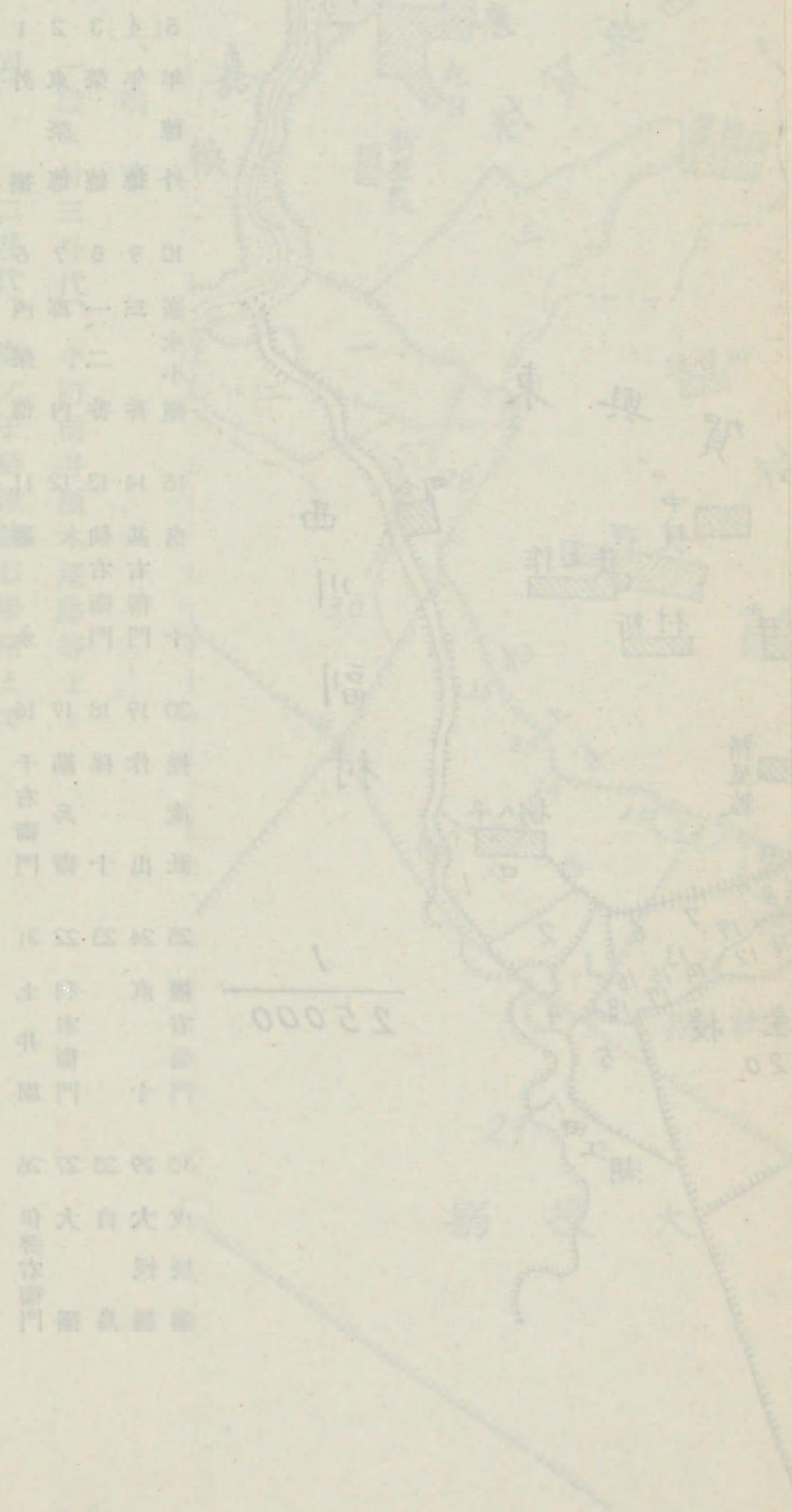
### 第三章 西與賀村の干拓

#### 第一節 丸目・元相應以南の土地は新しい

佐賀平野の生成を發生的に見れば、筑後川流域に當る東部程その沖積作用も旺盛で、西方に遠ざかるに隨つて、その作用は至つて緩慢である。此の見地よりして、此の西與賀村はその平野の西部に偏在する關係上、近くに本庄・嘉瀬の小河流があるにも拘らず、その沖積作用は遅れ、加之地域も狹隘のため干拓の地域が一般に狭いのも亦當然の歸結であらう。丸目・元相應以南は、景觀上から新開地の俤が存し、往昔はこの線に沿うて潮留堤塘でもあつたではないかと思はれる。慶長繪圖には隣村東與賀村の鹿子（高三千八百六十九石二斗五升八合）・飯盛（高二千八百三十七石九斗二合三勺）がその南限で、丸目等は尙ほ現れてゐないが、海岸線は既に相當張り出てゐるやうである。然るに百年後の元祿繪圖になると、飯盛は上飯盛村（高千七百七十五石）・下飯盛村（高千八百七十二石）に分割され、南部に住吉村（飯盛村の内）・大野村・丸目村が新に出來てゐるが、而も共に未だ石高の記入は無い。之に依つて考ふれば、丸目は慶長以後南部の開拓されるに隨ひ、以前より土井に沿うて胚胎せる小聚落が、

東與賀村

東與賀村





元祿の頃には隣村大野と共に、立派な村としての部落が構成されたであらう。丸目の南部に新屋敷の小部落があるが、ずつと後れて發生した新部落で、左様な名も附けられたことである。次に元相應が往古入江に沿つた地であつたことは、藤龍家譜の中に「小津の入江の商家の喧雜を厭て入江を西郷に移し、兩岸の在家を分て東岸の移る處を今宿といひ、西岸の移る處を今津と云、政資（少貳氏）舊江の極る處を見て相應すと云ける故に其江を相應（西與賀村大字相應）と名く、小津郷を改て（全郷に非ず）末次郷（本庄村大字末次）と云、又與賀郷と云」とあり。少貳政資は文明寅春將軍の勘氣を蒙り、與賀庄（亡父教頼の舊地）に居城し、明應六年死去した。既に今日から四百六十餘年の昔のことである。當時元相應が瀬海の地であつたことは、之で明瞭に判るのである。

## 第二節 相應搦等築立つ

扱元相應以南の古江湖の開拓地を相應搦と稱へ、面積は拾六町七反九畝貳拾四歩ある。四周の地よりも一段と低く、その恰好が如何にも入江の相を今に残してゐる。古老の話によれば、低濕のため開發が非常に後れ、四十五年前までも葦野の儘であつたと。随つて洪水の際の如き水滯することも甚しかつた。かの有名なドンボ井樋、はこの地一帯に水滯する悪水

の排水口である。松土井外に再興搦と新搦の二搦がある。再興搦は最初の干拓が成功せず、「破れ搦」となつてゐたのを、再興せるため再興搦といふのだらう。再興搦の土井の西部に亭々と繁茂せる松の大樹があり、地方の人は之を龍神松といふ。丸目の石丸音吉氏の祖父形左衛門が植ゑたと聞く。この松の根元に搦成就について、勸請したと思はれる八大龍王の禿庫があつて、文政二年の刻字がある。現西與賀村役場書記平野鶴吉氏の父西川利三郎氏（八十二歳）の話によれば、同氏の父順藏（明治三十四年六十五歳死）が青年時代に干拓されたこの事だが、大方は再興築であらう。文政二年とすれば百二十二年前となり、順藏氏の青年時代とすれば七十八年前となる。事業者は丸目の百姓が主で、三期三搦に分割して築立てたもので、最初に東部を築立て、東新地といひ、次に西部を築立て、三丁野搦といひ、最後に中央部の江湖筋を築立て、中の搦といつた。三搦の總面積は貳拾町九反拾貳歩である。想ふに松土井が藩政初期紀元二千三百年代に築造されたものとすれば、爾來文化・文政の頃までその百幾十年間は松土井が、例の潮土井の役割を續けたことになり、沖積作用が如何に緩慢であつたかを、如實に物語るものである。次に新搦は再興搦の向側に在り、面積は拾五町三反八畝拾五歩。明治初年の事業で、嘉瀬新村・元相應・高太郎の者も之に加はつて居たが、丸目の百姓が主となつて築立てた。築堤には土井心に松杭も打たず、鉞のみで築立て、工事中白石地方から投土人夫を雇ひ入れたこの事である。最後に戊辰搦の概要を述べん。戊辰搦



は新搦の外搦で、昭和三年戊辰の年に起工したのでその名がある。築造は近代式方法によつて行はれ、昭和六年には早くも潮止が出来た。次で同十年には全く完成した。出願者は東種彦外六十五名で、面積は四十六町七反三畝二十四歩である。西縁を流るゝ本庄江が、元は松土井の西端から新搦・戊辰搦の地區内に直流してゐたので、西部地先は元來嘉瀬村に権利が有り、東部亦東與賀村に屬して、西與賀村の地先は全く塞がつて終つた。因に新搦の田の中には、昔の濔木が残存して、本庄江流路の變遷を物語つてゐる。今戊辰搦の岸頭に立つて見渡せば、東方には大授搦、西方には久保田搦の大堤塘が、宛も城塞の如く蜿蜒として連り、遙か西南の海上には、目下築立中の縣營大干拓の長堤が模倣として雄姿を現はし、正に當代筑紫海の一偉觀である。

## 第三編 嘉瀬・久保田地區の干拓

### 第一章 嘉瀬・久保田二村の概觀

本地區は嘉瀬川を中心に、東、本庄江川・西、堺川の中間に在る沖積層地帯にて、紀に所謂高田・窪田等云ふ古地名を有するにも不拘、平家時代まで西國三十三ヶ國の船舶を、此處で支配するが如き良津を存し、極く最近まで太僕郷の地名を稱した程で、川副や與賀（特に東與賀）芦刈・白石等の地區に比して、一般に張出が遅れてゐる感がある。畢竟有明海の海波を沖合から眞戸面に受けてゐる關係もあることかと察せられる。然し嘉瀬・久保田二村とも、その村全體から云へば、干拓地區は相當歩合に上つて、決して看過すべきものでは無い。

#### 第一節 佐賀藩鄉村帳に登録せられた所を見るに

##### (一) 嘉瀬郷



八戸東分村新町・館・八戸西分村古宿・高橋町・中ノ坪・境村但八戸東分之内・扇町村中ノ坪・扇町西分村・深町村座主・北島村西北・本町村月見堂・田代町・天草江村・中原上村東三市・草場・田代町・中原西分(是は北側也)・十東分有重村・有重村嶋野古賀・船津・徳善村・中井ノ・中原下村蒲原・水井樋・新村六反割・福富村・東原若狭・米藏領・荻野長門殿私領・福崎北・北上ケ土井副・中通有・野田あらくた・須崎・北五反田西・五反田千・年

(二) 太 俣 郷 若狭殿私領

徳萬村草木田・五反田・乙丸・太郎・快萬村宮前・横江村東・永里村上永里・永里宿下永里・久富村下・搦久保田宿丸・中そり・新田村徳佛・徳萬宿・久保田村西泉村・式町西・西古賀福庄・徳萬宿福島・垣安村福島・福田福島・館屋敷・中ノ坪敷・王子敷・下満村古賀正・金丸村福田・福島中・福島中

第二節 嘉瀬村の梗概

さて嘉瀬村は、嘉瀬川と本庄江川との間に所在し、東は本庄川を隔て、佐賀市の一部及び西興賀村と隣し、西は嘉瀬川を挟みて久保田村と相對し、北は鍋島村に接し、南は一面有明海に臨んでゐる。東西二十五町・南北五十町餘、之を荻野・中原・十五・扇町の四大字に分ち、現在の戸數は七〇九である。

舊藩時代荻野は多久領に、野田は久保田邑に屬したが、その大部分は本藩の直轄地であつた。明治年間に及んで、中原村外二ヶ村を以て別述の如くに一戸長區域としたが、明治廿二年四月町村制實施と共に、右三村の外鍋島村大字八戸村の内字扇町を合併して現在の村域となつた。嘉瀬宿の屏風製作工業は有名である。

此の地平家物語に載せられた所謂加世津で、かの法勝寺俊寛僧都の遺蹟をはじめ、舊藩刑場の跡等があり、その地名は人口によく喰ひしてゐる。

平家物語の第二に出された加世四人の老とは、野田・蒲原・中原・貝嶋を指したものだと言はれる。

第三節 久保田村の梗概

久保田村は佐賀郡の最西端に位し、東は嘉瀬川を隔て、嘉瀬村と相對し、西は福所江（塚川とも）を以て、北方小城郡牛津町及び南方芦刈村と界し、北は小城郡三日月村に隣し、南は一面有明海に臨んでゐる。東西十八町・南北一里半餘で、此の中を徳萬・新田・久富・久保田の四大字に分ち、戸數は一、一〇九戸で、郡内でも屈指の大村である。地勢は嘉瀬と同様に至つて平坦で、四方殆んど堅固な堤塘を以て廻らし、地味は頗る肥沃である。無論農業本位



の村で、南部に僅漁業を主とする一部落がある。目下改修中の国道四號線は、嘉瀬村より來つて本村の北部を東西に貫通して、小城郡牛津町に至り、又一方縣道呼子線は、徳萬宿の国道から分岐し、國鐵久保田驛の東端を北走してゐる。

本村は舊藩時代久保田邑主村田氏の領有にて、その館跡をはじめ、舊跡亦鮮からず、特に王子權現は記紀の高田・窪田と關係があり、古來鶉葦不合尊の御降誕を傳へた由縁の聖跡だと云はれる。郷社香椎神社をはじめ、寶琳寺・妙鎮寺・西持院・興福寺・保福寺・三學寺等の著名な神社佛寺がある。

#### 第四節 成租から見た此の地区の干拓

佐賀藩が干拓地に課した成租によつて、干拓の新古が大略窺知せられることは、前にも屢々述べた所であるが、此の嘉瀬郷太俣郷のそれが、如何になつてゐるかを見んに、先づ

##### (一) 嘉瀬郷兩御新地

田方

一段ニ付米八斗代、有重村下、今新ヶ江等より

同 米三斗、坂井村西脇まで

鳴方

一段ニ付米三斗六升、天草江から

同 米一斗、今新ヶ江井樋北脇まで

屋敷

一段ニ付米六斗代、扇町北方屋敷南脇

### 第二章 嘉瀬村の干拓

嘉瀬村は嘉瀬新村以南の地区が總て籠名で、近世期に於ける干拓地と思はるれど、徵證資料全く無く、加之今は耕地整理によつて、古き境界・土居等も殆んど取除かれ、只僅に南方松籠にその痕跡を留むるのみである。

松土井以南の地に、新地籠と耕地整理濟新地籠の二搦がある。

#### 第一節 新地籠

新地籠は文久年間の干拓で、嘉瀬村大字十五字新村部落民の共同事業である。發起者は江



島順造・田代嘉左衛門・香川伊吉・御厨嘉太夫等であつた。明治三十五年から耕地を整理し、新村南端の堤塘（松土井）を掘鑿し、井樋を架設して灌漑水を引用して水田と成す。（明治以前日本土木史抄録）

### 第二節 耕地整理新地

耕地整理済新地籠は、角田辰一外五十六名の事業で、昭和九年九月に竣工した。

- (一) 新地籠 六町二反八畝五歩
- (二) 耕地整理済新地籠 十二町七畝十歩
- (三) 東大野棚 二町三畝五歩

### 第三節 新村以南の地割及面積

- (一) 六反割籠 九町三反十三歩
- (二) 一ツ木籠 三町五反五畝十一歩
- (三) 中徳久籠 三町一反二畝二十七歩
- (四) 下徳久籠 七町九反一畝二十一歩
- (五) 東大野籠 五町七反十歩

- (六) 中大野籠 八町三反二畝十一歩
- (七) 古籠 二十町二反九畝十八歩
- (八) 西大野籠 八町三反五畝十五歩
- (九) 松籠 十二町五反五畝二十三歩

## 第三章 久保田村の干拓

### 第一節 久保田村の干拓沿革

慶長繪圖を見ると、久保田邑は太僕郷四千七百四十四石四斗三升二合とのみ記され、南限は明でないが、それが百餘年後の元祿繪圖になると、久富村・福田村が現れ、さらに久富村には徳萬村・快萬村の内、福田村には金丸村・恒安村の中と添書がある。（但し石高記入はなし）そしてその先海岸線が張り出しているのだから、大體に於て現在の松土井（第一土井）がその南限かと想はれる。而も元祿より二十餘年前の寛文五年（今より二百七十六年前）には、西久の地先松土井内に、八幡祠が祀られてゐる點などから考へると、藩政に入つた時は、既に開拓が出来、而も若干の聚落さへあつたことかと推想される。尙西久を村の人は搦とい



つてゐるが、役場の公簿にも、東久より西久を経て少しく北に曲り、西に折れて三丁井樋に至る古い土井跡以南の地は、籠又は搦の名がつけられてゐる。即ち福富籠・馬背籠・中島籠・快萬籠・金丸搦・恒安搦・永里搦・窪田搦等がそれである。(大體東部が籠で、西部が搦名である。籠は重に慶安比の干拓名である様である。搦は無論搦ミ方の干拓に成るもので籠の後である) この古土井は、今も三丁井樋から西久の北部までは、低い茅土井で交通路として残され、櫨の老木が生えてゐるが、南方への曲りより東久までは、全く消滅して痕跡さへ今はないが、古老の話によると、以前は土井がそこらを廻つてゐたといふのだから、この古土井が往昔の潮土井で、この線以南の地が所謂新開地で、藩政初頭までに開拓されたものらしい。但しこの地が自然に陸化した斥鹵を開拓したものか、或は干潟地を人工的に干拓したものかは、考證の出来ないのが遺憾であるが、新開地たることには間違ひがないと思ふから、便宜上之れを第一次干拓地区に入れておく。

## 松土井(第一土井)・潟土井(第二土井)間の干拓

松土井は西久の前方東西に亘る甕々たる大土井で、西の方三丁井樋から東の方嘉瀬川土井に及んでゐる。村の人々は之れを大土井ともいひ又金土井ともいつてゐる。この土井を境目として、内部の新開地を搦といひ、外部の全體を新地といふのだが、不幸この土井の築造年代が審でない。然し、西久から東新地に至る、道路の大土井への上り口左側に八幡屋敷があり、

その八幡祠が郷社香椎宮に合祀されてゐることを聞込み、同宮に詣でてその刻字を見ると、「此祠寛文五年先主村田○宣公○所設當時所具識之銘○○○恐磨滅石以掩之欲銘之不朽云享和紀元歲辛酉三月再建當主村田若狹藤原政敏座主寶地山杉本坊○者智豊」とある。これに依て考ふれば、寛文中に土井の築造が成就し、鎮護のために此の八幡祠を勸請したことが推想される。寛文五年とすれば、今から約二百七十五年前のことだから、川副郷や白石三郷の、所謂松土井と略同時代の築造であらねばならぬ。古老の話によると、この八幡屋敷には、數十年前まで大きな楠の老木が生え、又小さい堀もあつたが、この堀は井戸なき昔では、西久や東新地唯一の飲用水池であつた。八幡屋敷は今も田圃になつてゐるが、該搦の部落民は、例の八幡祠を再び元の地へ御遷座して、昔に歸して欲しいと願望してゐる。次に潟土井(第二土井)は、新地即ち久富村新田を護る大土井で、砂岩や頁岩の荒石を使つてある。維新前までは潮土井で、地先は干潟地であつたことから、今に潟土井といふのであらう。邑主村田氏が、新田十餘の搦の城塞として増築されたもので、明和の頃の築造である。土井内家中搦の土井の茅藪の中に大きな禿庫があるが、處の人は「經塔さん」と呼んでゐる。正面刻字に「大乘妙典書寫石一部」、向つて右側面に「爲國土安全 武運長久 諸難消除」、左側面に「明和三酉戌年久保田久富村新田再興築建之同庚寅季成就 德萬村昌永山龍光寺十一世日寶氏 土井工 柳川吉兵衛 同支配人 長崎下川丈助 同久保田永里村大島作右工門とある。この



經塔さんこそ築堤の時代を知る唯一の資料であらう。又土井の西方に龍王廟があり、「文化三年卯月吉日」の刻字がある。土井の上に建てられてあるので、文化の頃築堤成就したものと考へて大過なからうが、然しこの祠は築堤竣工のため祀られたものでなく、祠堂の西方「丹右工門搦」の地點が大決壊の時、改修が非常に難工事であつたため、竣工後の安全を祈るために祀つたものらしいとは、當地の人々が語る所である。切渡の跡と謂はるゝ地點は、土井が大きく「へ」の字形に内側に曲つてゐる。この第二土井は久富村の生命線ともいふべき所だから、前記の經塔と龍神さんとは、今に村民の信仰も厚く、年々の夏祭には大した賑ひで、龍神さんの千燈籠・經塔さんの萬燈籠といつて、祭りの夜の如きは數百間の土井が、一連の火の玉土井と化するの壯觀を呈したさうである。楮松土井・潟土井間は、約百三十餘町歩の廣い地域で、單に新地といふのが通り名だけれど、その實は江戸・芦野・鳩ムネ・東折・中折・西折・西分搦・長右工門搦・一本松・家中・淺野充・東分手先・西分手先の十三搦となつてゐる。現在では所々に排地整理が行はれて、その境界も判明しないが、小さな土井や道路等によつて、大方の見當はつく。寛文年間松土井築造後、第二土井が明和年間に廻るまで、大凡百餘年間に亘つての干拓で、大方は邑主村田氏の手によつて行はれた事業である。村田家は龍造寺高房の次男安良に出で、鍋島氏初代勝茂公から、久保田の地五千石をその采地として與へられたもので、自然財力にも餘裕が出来たものか、こゝにかく埋築事業にも力を注いでゐる。埋築も他地方の干拓と同様に、鱗狀式に小搦をば逐次に築立て行つて、最後に小搦防護のために増築したものが、現在の潟土井である。築堤中は工役人夫も諸方から雇ひ入れ、西久部落には、「小屋内」といつて合宿所をも設け、新地の中央には大きな中道をさへ通じて、現場への往來に便し、久保田としては前古未曾有の大工事を此に起したものである。然しこのため流石の邑主も資財に漸く窮乏を來し、請負人への支拂も不如意となつた爲め、遂には證文によつて辨濟した位であつた。斯くて明治初年頃まで、長崎あたりから作米の取立に來てゐた等の話も聞くのだから、經塔さんの刻字にもある如うに、長崎の下川家が夫等の證文を所持してゐたかも知れない。家中搦・淺野充搦の圓場一帯は、六七十餘年前までは、全くの葭野であつたが、今日では全部開拓されて良田となり、灌溉水路も普く通じ、年々歳々五穀は穂波をうつて豊に實つてゐる。之れ一に舊村田邑主の餘澤とも謂つべきである。

次に潟土居外の正面は、現在事業中である久保田搦の大干拓地であるが、その手前に江戸搦と龍神搦の小搦がある。江戸搦は一名「檀那様搦」といふ。蓋し當地方舊邑主のことを「ダンナンサン」と稱す、村田氏の經營に因むものである。面積約拾貳町餘歩、この事業大要は當搦に建設された、次の「填海拓地之碑」によつて、大要を窺知することが出来る。

碑文、墾拓地若干新築區竣矣先是久保田舊主村田西麒公者ト海陸肥沃之地東自鳩崎西至于龍王廟下廣袤數百畝披蘆荻鏟泥砂壘巨石以橫絕怒濤而爲良田幾許多歲之鴻勞多少之精神不爲



尠也實慶應三丁卯之歲其業中成而未成蓋以有事之故也其子村田八介者常有憂于此欲補其遺業今茲明治戊子諮之家從所在有志之徒亦往往左袒屢來請力說許之於是乎自鳩崎南森渺海之地修舊柵填石爲計畫其工不了一歲而成焉廼開阡陌制區畫爲播種之場綿圃麥畦農務忘嗟吁是績壯哉偉哉因而刻石以傳無窮云爾

明治廿二年己丑十一月上院建設

開墾地主

建設

村田八介

相談役

村田九郎

江口保定

開墾擔任

内田喜右工門

倉田久平

本野順助

同補任

原忠一郎

塘堤

岩吉

撰者并書 蒲原小源太

特別世話係

中島半兵工

牛島龍八

古賀彦藏

石丸惣吉

世話係

松本儀八

西基一郎

填海石工 増田庄吉

建設石工 松坂文藏

附記

(明治四十四年耕地整理をなし水田となる。)



龍神搦は面積僅か八町餘步で、檀那樣搦築立後即ち明治三十年頃の起工なれど、一再ならず決潰して、改修復すとも經費多額に上り、引合はぬと云ふ爲か、海水の干満に任せて破れ搦となつてゐたが、現在では久保田搦に包容されてゐる。檀那樣搦の東側嘉瀬川下流域に亘つて、玄叔野・中島搦・鯰搦・朝日搦等の小搦がある。何れも一種の河川干拓で、六一七十年前の干拓だが、順位からいへば、玄叔野が一番早く干拓され、次で中島・鯰・朝日が略時を同うして拓かれた。尤も朝日搦の北部は少し早く拓かれたらしく、之に隣接して久富御番所跡がある。これ等の搦は三十餘年前までは、全部葭野であつたが、今は内搦同様見事な水田となつてゐる。尙西久古老の話に依ると、嘉瀬川の流路は元々上流麥新ヶ江・福富の古曲りと等しく、昔は朝日搦の地から玄叔野・中島搦の土井内へと曲流し、南鳩崎に出てゐた。それで中島搦・鯰搦の土地は本方に屬し、今に河岸の葭の如きも嘉瀬村の有である。尙ほ玄叔野も現在でこそ久保田の地域だが、數十年前には嘉瀬村との間に境公事が紛糾した程である。序に嘉瀬川河道の變遷について疎導要書の一節を掲ぐれば、「嘉瀬川の下新川と云は後に掘れたる川ゆへ名付たる也。元々江筋にて嘉瀬津と云も、江筋の時の名にて往還筋と云、舟の往來も自由にして繁昌の津なりし由。此頃までは嘉瀬の南裏より天草江筋まで入江にて潮の差引あり、今往還に石橋ある所前の天草江の舟通しにて夫より南裏に通じ得佛村の東是を得佛曲りと云、右の曲りより麥新ヶ江と右得佛の境を通り西に巡り、又東南に出る夫より又

福富村を西へ巡り南久富村の境に出る、凡て二曲の鑑子の釣にて漸く潮を持ちけるより上は鍋島川までも潮の干満ありし由、森川の渡しに驚の見ゆる時渡れば怪我ありしと世俗に云傳ること也。此時分までは専ら舟渡しにて殊に此邊に淵ありて深かりしかば、怪き物此所に住居て災を成ける故と見へたり、百年ばかり前享保の末までは此森川は小城の往還なりし由、如此により潮の差引は至極辨利なりけれども、川上川の水勢強く殊更洪水の節此二曲りの鑑子の釣にて引落す水を支ゆる故、水吐の辨利悪く水滯は勿論嘉瀬・久保田の土井筋毎年切渡出來て耕作の憂となりしに依て、右の曲り徳佛の南より久富の東までを堀切り直江に成て南海に引落しけるより水吐の辨利はよく成たる由、久富村の境にある曲りは享保の末堀切りになり、麥新ヶ江の曲は夫より廿年ばかり後、寛延三年に堀切りたるこそ、何れも久保田よりの願ひなる由なり、併右の通り二つの曲りの潮持を取除けしより潮の差引速に成りて、潮時の満ならで嘉瀬の橋までは昇らず、夫故に舟の往來も自由ならず、嘉瀬の津は衰微したりと、此二つの曲りは今は古江湖と唱へて纔ばかりの堀筋あり云々」と、因に麥新江を圍繞する古江湖跡は、新田古川籠といひ、面積大凡貳拾六町餘、同福富籠を圍繞する江湖跡は拾町餘あり。

最後に久保田搦を記さんに、久保田搦は縣營干拓に次ぐ大事業で、その規模の雄大なる、一村の經營としては、東興賀村大授搦と相並んで、蓋し干拓の双壁であらう。南北(立)八



百餘間・東西(平)七百二十餘間・總面積二百二十八町餘歩の老大な面積で、百萬の巨費を投じ、村の興亡を賭けての大事業である。斯る大事業の主唱者は、現久保田村長高森豊吉氏で、氏の此の思ひ立ちは、既に大正七―八年頃からのことであつたと聞く。随つて當事者として村長の苦心慘愴は、寔に想像に餘りあるものがある。起工は昭和九年の七月で、同十三年一月には早くも潮止が出来た程で、目下のところ堤塘も強化され、地區内の整地工事も着々と施行中で、已にその三分二程は棉が栽培せられて、今年は可成りの收穫があつたといふ。是が全く完成を見た曉には、久保田村全面積の約四分之一にも當る大地が此に生れる譯で、それだけ日本の國土が擴大することゝなり國策の上からでも、極めて意義あることだし、更に村としては鞏固な資源を得て年一年と富裕になるのみで、實に一石二鳥の壯舉であることは、申すまでもあるまい。蓋し當事者の效績や偉大なりと謂つ可き也。

### 第二節 久保田村干拓地の現状

土地臺帳に依り久保田村の捌別・反別を擧ぐれば、次の通りである。

- (一) 松土井内
- 一、窪田 捌 六町八反貳畝廿壹歩

- 二、永里 捌 八町參反參畝廿五歩
- 三、恒安 捌 壹町七畝八歩
- 四、金丸 捌 參町八反壹畝廿八歩
- 五、快萬 籠 拾九町六反五歩
- 六、中島 籠 貳拾貳町壹反貳畝
- 七、馬背 籠 貳拾貳町九反廿七歩
- 八、中島 籠 六町八反參畝貳歩

(二) 松土井外

- 一、三丁 捌 四町七反參畝八歩
- 二、布袋 捌 貳町五反拾參歩
- 三、一本松 捌 參町參反貳畝廿四歩
- 四、長右衛門開 捌 四町五反七畝參歩
- 五、西分 捌 六町貳反九畝九歩
- 六、西分手先 捌 拾貳町五反六畝拾六歩
- 七、東分西折 捌 五町七反參畝廿六歩
- 八、東分中折 捌 七町六反四畝拾壹歩



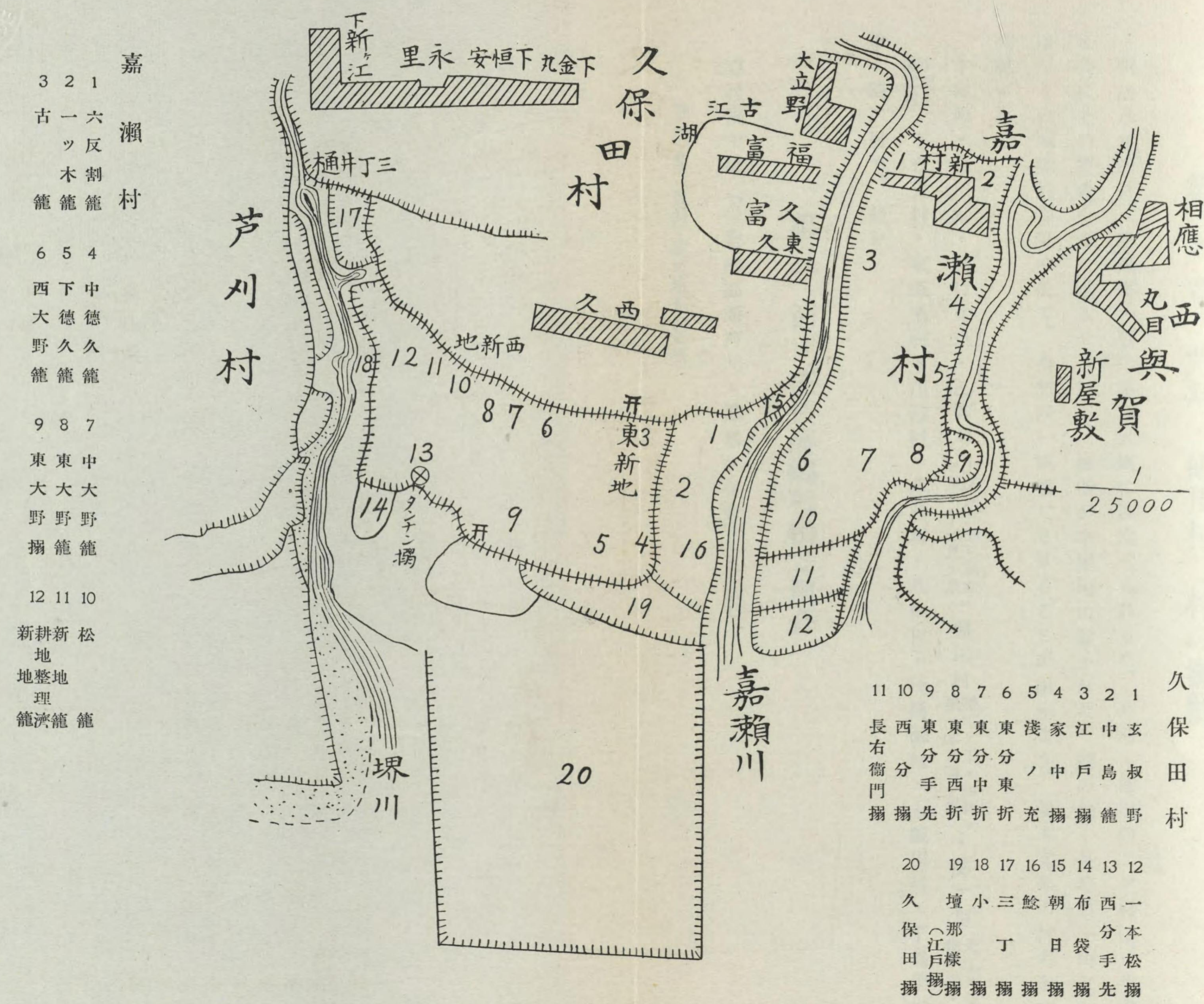
- 九、東分東折 壹町五反四畝拾壹歩
- 一〇、東分手先 九町八反貳畝貳拾六歩
- 一一、江戸 五拾六町五反五畝參歩 (土井外江戸捌八面積約拾貳町餘)
- 一二、家中 捌 拾町七反參畝拾六歩
- 一三、淺野充 參町參反貳畝拾壹歩
- 一四、中島籠 貳拾貳町壹反貳畝
- 一五、玄叔野籠 參町壹反貳畝貳拾貳歩
- 一六、朝日 捌 四町五反八畝四歩
- 一七、鯰 捌 壹町四反參畝拾貳歩
- 一八、新 捌 壹町參反參畝拾七歩
- 一九、鯰 捌 壹町貳反八畝參歩
- 二〇、小 捌 貳町九反貳畝八歩
- 二一、中島 捌 六町八反參畝廿歩

〔附記〕

- 1 布袋捌・檀那樣捌は久保田捌内に包容さる
- 2 玄叔野・中島・朝日・鯰・新捌・鯰は嘉瀬川々岸
- 3 三丁捌・小捌は三丁江湖筋



久保田村 嘉瀨村 干拓地區略圖



嘉瀨村  
 1 六反割籠  
 2 一反木籠  
 3 古籠  
 4 中徳久籠  
 5 下徳久籠  
 6 西大野籠  
 7 中大野籠  
 8 東大野籠  
 9 東大野籠  
 10 中大野籠  
 11 新地  
 12 新地  
 13 新地  
 14 新地  
 15 新地  
 16 新地  
 17 新地  
 18 新地  
 19 新地  
 20 新地

久保田村  
 1 玄野籠  
 2 中戸籠  
 3 江中籠  
 4 家ノ籠  
 5 浅ノ籠  
 6 東折  
 7 東折  
 8 東折  
 9 東折  
 10 西折  
 11 長右衛門  
 12 一松先  
 13 西分  
 14 布袋  
 15 朝日  
 16 三丁  
 17 小丁  
 18 壇  
 19 久保田  
 20 久保田

- 九、東分東折 壹町五反四畝拾壹步
  - 一〇、東分手先 九町八反貳畝貳拾六步
  - 一一、江戸堀 五拾六町五反五畝參步 (土井外江戸堀八面積約拾貳町餘)
  - 一二、家中堀 拾町七反參畝拾六步
  - 一三、淺野充堀 參町參反貳畝拾壹步
  - 一四、中島籠 貳拾貳町壹反貳畝
  - 一五、玄叔野籠 參町壹反貳畝貳拾貳步
  - 一六、朝日堀 四町五反八畝四步
  - 一七、鯰堀 壹町四反參畝拾貳步
  - 一八、新堀 壹町參反參畝拾七步
  - 一九、畝堀 壹町貳反八畝參步
  - 二〇、小堀 貳町九反貳畝八步
  - 二一、中島堀 六町八反參畝廿步
- 〔附記〕 1 布袋堀・檀那樣堀は久保田堀内に包容さる  
 2 玄叔野・中島・朝日・畝・新堀・鯰は嘉瀨川々岸  
 3 三丁堀・小堀は三丁江湖筋



## 第四編 芦刈・砥川地区の干拓

### 第一章 芦刈・砥川村二村の概観

明治八年三月、小城郡一圓の第四大区に設定せられるや、芦刈・砥川の二ヶ村は、牛津町と共にその第壹小区に編入せられて、扱所が牛津町に置かれた。斯の如く是等の一町二ヶ村は、その地理的環境に於て、全然同一區域だと見ることが出来るが、即ち當年の村名を次に列記すれば

牛津町・金田刈・樋口ヶ里・乙柳刈上江良ヶ里・生立ヶ里・下江良ヶ里・堀江村深町ヶ里・四條ヶ里・勝ヶ里大江ヶ里・高柳ヶ里・江津ヶ里・下古賀村・東道免村・川越村・芦刈村・八枝村・柿樋瀬村・上砥川村・下砥川村の十四ヶ村で、是を

### 第一節 佐賀藩郷村帳と照合

郷村帳では「平吉郷都而芦刈下異名スル也」として



- 一、牛津本町
- 一、柿樋瀬村
- 一、定原村宿
- 一、川越村
- 一、西道免村新村
- 一、下古賀村新村
- 一、川久保私領
- 一、練ヶ里
- 一、友田村
- 一、濱中ヶ里
- 一、舍人ヶ里村
- 一、永田搦村
- 一、戸崎村
- 一、同新町
- 一、江津村
- 一、八枝ヶ里
- 一、虎坊村
- 一、東道免村新村
- 一、中溝ヶ里
- 一、練ヶ里
- 一、友田村
- 一、濱中ヶ里
- 一、舍人ヶ里村
- 一、永田搦村
- 一、戸崎村
- 満江村
- 立野高道三丁分
- 川久保私領
- 牛玉
- 六丁村
- 辨財村

永正ノ比千葉胤繁再歸來上松浦鳴打美濃守秀ヲ招テ領知ヲ分、芦刈居置、其子筑前守ヲ  
 掣ニ取り、西ノ方鎮可給ト深ク頼ム

南郷 平吉郷大庄屋牛津南裏定原ニ居ル

- 一、立石ヶ里
- 一、乙柳ヶ里
- 一、江里ヶ江
- 一、石木ヶ里
- 一、生立ヶ里
- 中高村
- 挽木町宿

此七ヶ村今ハ平吉郷ニ附屬スル也

尙ほ兩砥川村は郷村帳にては、杵島郡横邊田西郷の部に載せられてゐる。即ち

横邊田西郷

- 一、上砥川村
- 戸川町・古賀・内戸川

- 一、下砥川村
- 八幡町・柳鶴・蒲原
- 永田・江口・正徳

がそれである。

## 第二節 小城郡村誌舊記抄録

小城郡村誌舊記中より、三ヶ町村關係の分を抄録せんに、

### (一) 牛津町

本町舊と牛津本町・同新町・友田村・定原村の二町二村よりなり、明治四年合せて牛津町と爲す。

物産、蠟燭年製出高凡そ五萬五千斤、酒一年に五百石餘。蹴水車、堀川より田の用水を蹴上る車で、筑紫の榎津に勝る、代價十圓。小麥凡そ二百石、菜子凡そ三十石。

### (二) 金田ヶ里

本村舊と金田・久本・遠江・社・熊寄・雪伏の六村であつたが、明治四年合せて金田ヶ里と爲す。(舊時久本・遠江・社の三所を總稱し、高田村と呼ぶ)

物産、大豆凡そ二十石、菜子凡そ六十石、小麥凡そ二百廿石。

### (三) 樋口ヶ里



本村舊と樋口・五條・江利・立石・江口の五村で、明治四年合せて樋口ケ里と爲す。物産、大豆凡そ四十石、菜子不明、小麥凡そ二百五石。

(四) 乙 柳 刈

本村舊と生立・乙柳・上江良・下江良の四村で、明治四年合せて乙柳ケ里と云ふ。此の内田七反五歩・畑二畝九歩は、舊佐賀領に屬してゐる。

物産、小麥凡そ二百石、菜子凡そ四十五石。

(五) 堀 江 村

本村舊と堀江・木島溝・深町・四條の四村であつたが、明治四年合せて堀江村とする。物産、大豆年收凡そ六十五石、菜種廿五石、小麥凡そ六百石。

(六) 勝 ケ 里

本村舊と滿江村・大戸ケ里・江津ケ里・高柳ケ里の五村で、明治四年合せて勝ケ里と爲した。(大戸或は大江に作る)

此の内貢米二石四升六合六勺、は佐賀領に屬してゐる。

物産、小麥凡そ二百三十石、菜子凡そ五十石。

(七) 下 古 賀 村

明治四年下古賀村並に申溝村の發地數十戸を併せ、下古賀村とす。

本村元龜以前は下古賀村と同様、鴨打陸奥守徳島某の領地であつたが、後龍造寺に屬す。物産、菜子凡そ七十石、瓦、員數は不詳、小麥凡そ二百五十石。

(八) 東 道 免 村

明治四年東道免・西道免の二村、及び舍人村の内牛王を除くを合して道免村とする。本村元龜以前は下古賀村と同じ。

物産、大豆凡そ二十石、菜子凡そ百二十石、海茸・牡蠣・海月近來少ない、小麥凡そ四百五十石。

(九) 三 王 崎 村

明治六年永田村・戸崎村・川越村・濱中村(此の村は從來分れて佐賀・小城・兩藩に屬した、従つて之は小城領のみを云ふ)、八枝村・寅坊村を合せ、川越村・八枝村の二村を置き、十三年に至り舊佐賀領濱中村初め、芦刈村に屬する三條並に舍人村の内、牛王(牛王の外は道免村に屬す)及び戸崎村を以て本村を置く。永田村を以て更に永田村を置く。三條分は舊佐賀領たり。

物産、菜子凡そ八十石、小麥三百石、海茸・牡蠣(大牡蠣で目方二百目に至るものがある)、一歳に凡そ二十萬斤を産す。九月以後長崎に輸出するもの凡そ八萬斤、白灰(凡そ二百四十斤を製出す、性質稍良く、藤津七浦の灰と同じ)海月・蟹の鹽漬。



(十) 濱 枝 川 村

明治十三年川越村・八枝村を廢して、二村の内舊川越村・濱中村・寅坊村を合せて本村を置く。

濱中村の内五分は佐賀領である。

物産、菜子凡そ七十石、小麥二百六十石。

(二) 柿 樋 瀬 村

本村之と柿樋瀬・練ケ里（舊と佐賀領小城領に分れてゐた）・江津の三村であつたが、明治四年合せて柿樋瀬村を置く。

字練ケ里の内少しく舊佐賀領を雜へてゐる。

物産、小麥凡そ二百二十石、唐豆凡そ五十石、菜子凡そ三十石、大豆凡そ七十石。

(三) 芦 溝 村

本村舊と中溝・芦刈・町分・舍人の四村であつたが、明治四年合せて芦溝村と爲す。

物産、菜子凡そ七十石、瓦、員數は不詳、小麥凡そ二百五十石。

(三) 上 砥 川 村

分合の改稱なし、舊佐賀領、天正以前は不詳である。

物産、小麥凡そ三百廿石、菜子凡そ八十石、櫛凡そ五萬斤、瓦凡そ五萬顆。

(四) 下 砥 川 村

分合の改稱無し、舊佐賀領。

物産、菜子凡そ五十石、小麥凡そ二百石、櫛凡そ二萬斤、棉凡そ千斤、瓦凡そ三萬顆。

## 第二章 芦刈村の干拓

### 第一節 道免以南が開發新田地？

「佐賀平野の干拓地に於ける潮留堤塘は、潮留の役割を果したる後に於ては、最上の交通路となり、聚落は之に添うて、自然に街村の型式をこる」といふ。先輩諸氏の説を一觀點として、我が芦刈村を見れば、道免・中村・戸崎及びそれ以南の辨財等の部落は、東西に細長く街村形態を呈してゐる。又辨財區民の語る所によれば、今より四―五十年前までは、辨財の東松土井に祀られた山神さんより、堤塘が永田・六丁・一本松方面へと廻つてゐたさうであるから、道免以南は矢張開發の新田地と首肯される。現に辨財より西一本松へは、堤防さへ未だ歴然と残つてゐる。尤も辨財部落の立地せる分は消滅してゐるが、部落内に祀られた祇園祠が、堤防上に建てられてゐたことは、前述辨財區民の證明する處である。随つて之